

42-169
1/11/59/107

佛國海軍中將
ラスーズ氏原著
米國アチキソン
商業學校得業生
高橋如水譯述

邦翁航海日記

大阪

明昇堂發行

那翁航海日記自序

天下病痾の爲名醫あらんと欲切望するも名醫あるが爲に病痾あらんとを切望するものあらず天下技術の爲に技術を好む者あるも革命の變あるを希望して革命を好む者は蓋し鮮少ならん古來一國の革命を謀り或は之れを實踐する者も其變亂に従ふ幾多の弊害をハ惹起するの理を知らざるに非ず畢竟之れを斷行して顧慮せざる所以のものは蓋し時勢の窘窮は革命に由らざれば其苦境を脱するの方便なきが爲なり彼の佛國革命の如き雨覆雲翻る活劇を演じたる共和黨の擾亂中端なく此機運に踴躍したる拿破崙が驚天動地の一大活劇に伴ふに未

曾有の武勳と千古照々たる偉蹟を以てす其カペツ王家
 に代て新政府を組織し佛國の帝冠拿破崙の頭上に落つ
 又宜なる哉參事院に於ける那帝の勅諭曰く
 朕を固より敢て帝王の冕冠を掠奪したる者ならず朕
 は實に其冕冠の溝中に委棄せられしを拾ひ取り而し
 て後に人民が之を朕の頭上に加へたるなり故に此の
 帝冠の命令する所は凡そ佛國人民たる者擧て服従せ
 ざる可らざるの道理なり
 と而して文武百般の秩序を守り臨機應變極めて敏捷な
 るも更ニ錯誤する所あるをみず殊にナルレット條約の
 如きは實に空前絶後の恬事として歐州諸國の端倪能は

ざらしむ所然れども假令拿破崙不世生の英雄なるも焉
 が踴躍すべき機運に遭遇する無んば亦赫々たる光輝と
 誇稱すべき名譽を佛國の史上に特筆大書せしむ可きや
 而して眞に比倫なき英雄も墨斯科の大敗レブシツクの
 厄及び巴里の攻圍に遭遇し遂に滿腔の鬱悒を海島に齎
 したる後再擧端なく海外に配流せらる英雄の末路眞に
 悲むべき哉予の此書を公にす所以のものは唯讀者を志
 て那帝が赫々たる偉蹟と三厄里那島に於る辛酸苦境を
 對照せしめんとするに外ならざ之れ予が本書に於ける
 微意の存する所噫榮枯盛衰ハ理數の免れざる所にして
 時局の變轉豫め推測する能はずと雖も那翁の如きは千

古未だ嘗てあらざる可矣

明治廿五年十二月於浪花之寓

高橋如水庵識

那翁航海日記目錄

- 窩德錄敗軍の卷説
- 廢帝の議論
- 新内閣員の帝に謁見する事
- コリゼー宮殿退去の事
- 新政府ベツケール將軍をして帝を監守せしむる事并マルメ
ーソンを去りてロシヌフオー港に發程の事
- 政府の内閣員オットランド公より陸軍卿エグーム氏に送り
し書翰の寫
- 陸軍卿よりベツケール將軍に宛てし書翰の寫
- 余等のオルレマンよりジクヤルナックに達せし事
- サントに於る騒動
- ロシヌフオー港に到着の事

那翁航海日記目錄

那翁航海日記目錄

- 那帝の御大度
- 帝「サール」艦に御乗込の事
- 予が始めて「ヘレロフォン」号にて英將に面會せし事
- 帝の方向不定
- 帝の「サール」艦より「イエールラッキス」島に上陸の事
- 帝が再び「ヘレロフォン」艦長に面會の事并帝より英國總理大臣へ親翰を遣さる事
- 帝がハウタン將軍の艦に趣き玉ふ事并「ヘレロン」艦英國に發する準備帝自ら英兵の習練を指揮し玉ふ事
- 帝自ら「ヘレロン」艦の英兵を畏敬せしむる事
- 「トールバ」(英國の地)に着港
- 帝を拜謁せんが爲め小舟の輻輳
- 「プリームツ」着港并に同港に滞留の事

那翁航海日記目錄

- 海軍大將ケイツ氏來艦并英人帝の爲めに祝辭を發る事
- 英政府より公けに余等に處分を申渡したる事并其處分に付て余輩の痛心したる事
- サブアリ并ランコンの二將軍帝の隨行相叶えざりし事
- 帝が予に三厄里那に行くや否を問わせられし事并に御格言
- 「プリームツ」解纜の事「コンシ」海峡に向ふて直航の準備并に帝の抗辨書を英政府に送達せらるゝ事
- 帝が余を信するの深きことを証し玉ひし事
- 「スタルホイント」に碇泊の事并に隨行員撰定の事
- 「ケイツ」將軍より「ヘレロフォン」艦長「メートラン」氏に與へし命令書
- 余の海軍大將ケイツ氏に談判せし事帝の所有品監査の事「ヘレロフォン」艦を立ち去り玉ふ事。「ルビーゴ」侯帝に離別を惜

那翁航海日記目錄

- ノルタンヘルラン艦中帝御居間の模様并に帝が艦中の御行状の事
- 帝骨牌の遊びに打ち勝ち玉ふ事
- 帝の少壯なる時兵學校に於ける活劇
- 帝が浮華艶富の才筆に富み玉ふ事
- 砲隊に在りし時の舊知故人の事
- 佛國革命の當初に於ける帝の御舉動
- カツプエル島の近海を經過せし事
- 航海中の紀事并に雑話
- 土崙攻撃
- 帝の畫一政略
- 恒信風の事并に夏至線

那翁航海日記

佛國ラヌーズ氏著
高橋如水庵譯

抑も佛帝拿破崙之西曆一千七百六十九年八月十五日即ちアリンプシ
 且つ果敢の膽力に富ませ玉ひ將來天に冲するの光芒は自から一舉
 一動の上に溢れしが果せる哉一千七百八十七年帝は兵學校生徒より
 撰擇せられ、ロノーブルの聯隊中尉に昇進し玉ひてより一瀉千里雲
 蒸龍變の運命を帝の御身上に滂沱たり彼伊國征討の如き土崙攻撃の
 如き埃及遠征の如き無雙絶倫の偉蹟を顯し玉ひ億兆の中より超脱し
 て遂に世界最高の位地に昇らせられ國內紛擾の時に際し革命の大亂
 を鎮定し佛國人民をして互に調和せしめ玉ふたる此の空前絶後の大
 業を創し人民の囑望に従ふて佛國の帝位を踐み玉ふが如きは實に開



那翁航海日記

關以來世に比類なき英雄とこそ賛し奉るの外なし即ち帝は佛國貴族の爲めには古のコリユ一其人にして又佛國民權黨の爲には古のシラ一其人なり又佛國自由主義者の爲めには實に古のセザール其人なり聞説く木林に秀れば風之を摧しと宜なる哉當時帝が赫々たる偉勳に對し非常に勢力ある怨望者を有し玉へり此怯者輩は誣言を捏造し誹謗を極め露々として恰も洪水の渠を決して横流するが如く帝の御一身之誹議讒謗に圍繞せられ玉ひぬ然ども畢竟人の捏造せる誣言は自然に消滅し事實之永遠に存在するの道理なるが故に殊更らに辨駁を要せずして遂に烟散霧消し人々口を塞ぎて帝に信服せり然ども時局一變し帝は一千八百十四年位を去りてエルバ島に配流の身と成らせられしかど何時となく孤島を脱し更に大業を成し王位に復せられし之古今史乗中に前例なき一大偉勳にまて殆んど世人を驚倒せしめ玉ひしかど天運の然らしむる所亦如何ともなしがたく高徳祿敗軍の

Walter Scott

那翁航海日記

下皆之れに全

○六月廿一日 廢帝の事

昨夜は更闌るまで國會議院に會議開らけて議員中より委員を撰み一つの布告をば草案なしたり其要領を掲げんに今や佛國の危急を救ふの道之唯一つあるのみ其之佗にわらず即ち帝を廢するの外に策なしとの意を明言せり今朝となりて之廢帝の說いよ盛に起りて最早其勢禦くべくもあらず國會議長并に參事院議員又は帝の舊友等とかるるにまゝりて帝に謁見しいと懇ろに請ひ申しけるに陛下願くは佛國の爲めに帝位を退き以て國民の塗炭に陥る危急を救ひ玉これと其時帝之心のうちに怪しからずと思せしかども更に働する体もなく自若として其儀心得申すと即坐の勅答に及ばれ健氣にも自ら潔く九五の帝位を退き玉ひぬ程もなく此の取沙汰の都の中に洩れ聞ゆるやエリゼー宮の四面之俄に物騒がしくなりて市民は雲霞の如くに群

那翁航海日記

不幸に遭遇し再び佛國の帝位を去りて遂に佛國の敵手たる英國政府保護の身と成玉ふ本書之筆端を西曆一千八百十五年六月窩德祿の敗軍に起し國會議院に於ける廢帝議案の存立より説く可し

西曆千八百十五年六月廿日

窩德祿敗軍の沙汰四方に隠れなく聞へしより巷説まちくにて孰れを眞と定め難く或は我が將士の中に反患の者ありて敵に内應したるに原因すると云ひ或は帝の武運の拙きによれりと云ふ今其一例はクルッシイグが卒ひたる三万の別軍を定め時刻に取後れ且つ之道を失ひて爲めに帝が軍の圖を失はしめたり抑も是日の戦朝より夕まで我が兵士の勝ち誇りてありける所に其夜の八時頃と覺しく軍中俄に上を下へと騒ぎて崩れ立ち人々右往左往に恐れ惑ひて互に其の何の故なるを知るの暇さへあかりしと以上余が巴里に於て帝に謁せし時の巷説なり余と著者ラスーズ氏を云ふ以

那翁航海日記

り來り帝の様子を知らばやとひしめき氣の早き者共は築地を乗り越へ入り込むものあり大勢の中に遙かに帝の様子を望みまゐらせて或は涙にくるゝもあり或は號び哭くもあれど帝には常の如くに從容として大庭を歩ませらるゝ体を見るより聲を放ちて其の再び帝位に上られんことを願ひ我王よ來つて我が人民の元帥たれ我輩は我王の爲めに性命を惜まじと罵しる偶ま身を挺んで進みて帝の御前に近づく者あれば帝は言葉しづかに爾等は我が爲めに盡す心もて今より宜しく國の爲めに盡すべきを復た徒らに我を念とする勿れと宣ひて再び足を停めず歩み玉へり

是日國會の惣代人まゐりて帝が是れまで國に盡くされたる勳勞を謝するが爲めに謁見を請ひたるが其時余は自ら之に應待するの役を勤めたり

抑も此の廢帝議案の起草者は驛遞總官フーシエー並に澳國特派全權

那翁航海日記

公使あるメッテルニツチの二氏にして其案中にて帝若去位を退くことを承諾せば帝の皇子に其位を繼がせ他人をして之に攝政せしむることを記載せり蓋し此の議之二氏の間にて之を謀るの日久しかりしと云ふ余想ふに此のフーシェー氏は常に臆断して私しに事を爲すを好める人にてありしならん同氏は嘗て帝にも知らしめずして私しに英國と事を議せし廉ありしにより常に帝の御心に叶えざりしと此の以後とても斯る例の爲めに國の大事を誤りしこと少なからず但願くは今度の議も亦佛國の不幸とあらざらんことを祈るのみ

○六月廿二日 新内閣員の帝に謁見する事

エリゼー宮の四面に群がる市民の騒動は尙ほ止まず是日新内閣員一同まゐりて謁見を請へり因て余は之を紹介せしに帝は直ちに之を許さる謁見畢るや帝之ドックレー侯をして之を送らしむ又是日帝の御弟ジュゼープリュシアン。ジェレーの三氏は引き續きて帝の居間に召され

那翁航海日記

御物語に時刻を移し玉ひけり

毎夜宮外に群り集る市民の人数夥しく口々に絶へず那帝よくと呼び立つる聲すぎまじく護衛兵も之を制するに術なき程ありければ當時國民の帝を慕ふの心益す太甚しく那帝よくの聲之全都にみちくたるより帝之更に内乱を惹き起さんことを憂ひ玉ひて遂に翌日を限りとして宮中を立退かれんことを決定し玉へり

○六月廿三日 帝のエリゼー宮を立ち退き玉ふ事

帝之是日を巴里の名残として心強くも宮中を出でマルメーゾンへと立退き王へり其時余も亦帝に従ひまゐらせしがよしや後日に帝の運命如何になりゆくとも矢ひて其生死を共になさばやといと切に請ひ申せしに余が帝に仕へし年月の久しきも公けの務にて逢ひまゐらせしことのみなれば帝にも深くは余が赤心を知ろし召さず始の程は之を疑ひ容易く肯けひき玉はざりしも余が請ひの切なるによりて流石

那翁航海日記

に帝も之を許るし玉ひけり

○六月廿四日

是日余が妻來りて余に對面なしたるが妻は熟ら余が顔を打ち守りつ
い余が帝に從ひて家族をもふり捨て何處までも御前途を見届けまゐ
らせんとする覺悟をば早くも夫れと悟りし様子なれば今は余も包む
に術なく寧ろ妻に胸を打ち明け是非に得心なさしめでは叶えぬ絶体
絶命の場とさかりぬ余は妻のなか／＼に背くべきことかはと思へど
も斯てあるべきにもあらぬべ我から心を鬼になし言葉鋭きに言ひ出
でける様如何に我が最愛の妻よ余と余が身にあまる忠義の務を果さ
ん爲めに此の一命を抛ちて御身に暫し別れを告ぐべき時節到來なし
たるも行末かけて御身の爲めに悪しかるまじと安堵せり其譯け語ら
ん能く聞かれよ今にも那翁第二世が佛蘭西國に君臨し時めく御代と
なるならば朝夕帝に尽したる果報は御身の榮華となるべし若し又御

那翁航海日記

運拙くして余は埋れ木と朽果つるも彼れ忠臣の妻なりと御身と世人
の尊敬受け譽れの月日を得さすべし余が一大事は成るも成らぬも天
にまかせて暫くの別れ今日の歎きに引きかへてやがて目出たく夫婦
の再會先づ夫までと聞くより妻は前後不覺に取りすがり涙ながらに
幾度か掻き口説かれて恩愛のはだしなきにあらぬと忠義に凝つた
る鉄石腸動すべくも見へざれば妻もやう／＼顔を揚げ遠からぬうち
御跡をしたひ再會の期を契らせ玉へといふに余も亦打ちうなづけば
妻と始めて健氣にも歎きの色を余に見せず余を勵まして立ち別れし
と我妻なが勇ましく我も事ある日に臨まば斯くこそあるべきものな
りと余はひたすらに感じ入りたり

○六月廿五日 新政府ハッケール將軍をして帝を監守せしむる事

並に帝がマルメーソンを去りてロシニフオール港

に發程する事

那翁航海日記

今朝サンジェルマ街の大通りにて那翁萬歳と呼はる聲絶へず此は蓋し帝が親しく戰場に指揮せられし兵士が帝を慕ひて城外を過ぎながら呼はるものなるべし正午に至りベツケール將軍は新政府の命令に由りマルメーゾンに來り威儀儼然として余に向ひ自今那翁を監視する旨を申渡されたり

余が三厄里那より佛國に歸りし後偶然のことにて當時新政府より發せし書類を手に入れたり此は世人の未だ多く知らざる所なれば今之を左に掲ぐ但し此書類を孰れも帝を敵視するの意あるにより往々詭激の文言少なからず讀者平心に之を閱して可なり

○新政府の内閣長オットランド公より當時の陸軍卿兼陸軍大將エグムール氏に送りし書翰の寫

目下ノ事情漸ク切迫ニ及ブテ以テ必ズ那翁ヲイールデッキス(佛國ノ東海岸)ニ發程セシメザル可ラザルニ至レリ若シ別紙内閣ノ決議

那翁航海日記

ニ從ハザルニ於テハ永遠ニマルメーゾンニ拘留シテ他出ヲ禁止セザル可ラズ是レ卿ノ職務ヲ以テ之ヲ履行スベシ因テ卿ハマルメーゾンヲ警衛スル兵隊ト憲兵ヲベツケール將軍ニ交付ス可シ且ツ此ノ事件ニ關シ卿ヨリ相當ノ訓令ヲ憲兵惣長ニ下ス可シ今般ノ事件ハ一切秘密ニシテ洩サトルヲ要ス此ノ書ハ特ニ卿ニノミ寄セタル者ナリ故ニベツケール將軍ハ卿ヨリ更ニ告示スル所アル可シ即チ此ノ決議ハ佛國安寧ノ爲メ那翁一身ノ爲メナルヲ以テ速カニ之ヲ履行アル可シ

千八百十五年六月廿七日巴里ニ於テ

公爵 オットランド 自署

陸軍大將兼陸軍卿 エックムール 殿

○別紙の寫

新政府内閣ノ決議

- 第一條 海軍卿ハナポレチン。ポナバルトヲ米國へ護送スル爲メロシニフオール港ニ碇泊スルニ軍艦ニ其準備ヲ命令スル事
- 第二條 若シナポレチンノ請願アル節ハ解纜ノ港ニ至ルマデ其護衛兵ヲ隨行セシムル事
但シ其護衛兵ヲ指揮シ且ツナポレチンヲ監護スルノ任ハケール將軍ニ在ル可キ事

第三條 ナポレオンノ一行ガ軍艦ニ搭載スルマデノ途中宿泊所ハ驛遞總官之ヲ指定ス可キ事

第四條 海軍卿ハ該軍艦ノ米國ニ着シナポレチンヲ上陸セシメタルニ於テハ直チニ歸國ノ處分ヲ爲ス可キ旨ヲ達スル事

第五條 該軍艦ハ政府ヨリナポレオンノ旅行免狀到着スル迄ハ決

那翁航海日記

シテロシニフオール港ヲ解纜ス可ラザル事

第六條 海軍陸軍大藏ノ三卿ハ此ノ決議ヲ實行スルニ就テ各其職

ニ關スル事項ハ適宜ノ處分ヲ施ス可キ事

千八百十五年六月廿六日巴里ニ於テ

○オットランド公より陸軍卿へ宛てたる書翰の寫

那翁の事に付拙者より海軍卿へ達したる別書の寫を御覽に入れ申し候此書御一覽の上は那翁がロシニフオール港に在る間はマッケール將軍をして寸刻も那翁の傍を離れざる様厚く貴殿よりも御示し有之候儀緊要に候此段御諒得有之度候也

千八百十六年六月廿五日正午十時

公爵オットランド自署

陸軍大將兼陸軍卿エックムール殿

那翁航海日記

別書の寫

先刻内閣委員より貴殿に通達の儀を定めて十分御承知の事と存じ候
 昨日内閣に於て決議したる通り實行す可き筈に候間旅行免狀到着の
 日まで之那翁をロシニフオール港に留め置かる可く候此の一儀は全
 く國家の爲め又那翁の爲めに謀りし次第にて同氏並に其家族の處分
 方決定致し候迄之是非共拘置致し候方可然と存じ候勿論佛國の名聞
 にも關する一大事ゆゑ該處分の義を成丈那翁の助力とも相成候様取
 計可申就て之右の處分方決定致し候迄は如何様の方法にても精々御
 注意の上同港に御留置可被成候

公爵オットランド自署

海軍卿宛

○陸軍卿よりヘッケール將軍に宛てし書翰の寫

那翁航海日記

貴殿より那帝陛下に御通達ある可き別紙内閣の決議書を進達に及び
 候尚は陛下へは今度ロシニフオール港へ御發程の儀之當今の時勢御
 一身上に必要な事由を貴殿より御上申可被下候此の一儀たる畢竟國
 家の爲め又陛下の爲め内閣にて決議相成候次第萬一陛下に於て此の
 決議御承諾無之節は嚴重に陛下の逃亡を預防致す可く且つ暗殺等の
 異變も無之とは保證致し難き場合に有之候間旁以て戒心の爲め陛下
 を監視に附する云々政府よりの内意も有之尚は拙者より貴殿へ可申
 上次第は前陳の如く今度の一儀之實に國家の爲め陛下の爲め必要の
 事と被存候間成る可く速に實行相成候様御取計可有之候云々
 因に記す此の書翰之筆者の署名を欠きてありし由後日に聞く所に據
 れば陸軍卿は當時其書記官に向ひて余は此の書翰に署名するに忍び
 ず汝宜しく代署すべしと命じたるが書記官も又代署するに忍びず遂
 に無名にして止みしと云ふ然れども此の書翰は儘にヘッケール將軍

那翁航海日記

の許に達したるや否やと余は今之を知るに由なし
抑も今度右の命令を傳ふるにマツケール將軍を人撰したること内實
フーシエー氏の卑怯心に出でたるは必定なり如何にとなればマツケ
ール氏之日頃帝に私怨あるを以て今度復讐の敵役は此人ならでと仕
遂けまじと考へたるなり然れど人の赤心は他よりは容易く知り得ら
れぬものにやマツケール將軍を却て帝に對して無禮の舉動なく其の
赤心は自から面貌にあらわれて頗る高尚なる人物と見受けられたり
斯くて帝の一行と最早マルメーゾンを出立なさでと叶えぬ勢に切迫
したるが帝には出立の期に臨みて尙ほマツケール將軍を新政府に遣
はし請願する様余は自ら一個人の身分に下りて一隊の兵を指揮して
出陣すること許さるゝならば瞬くうちに普將ブリュシエーの軍を國
境の外に追拂ひ道を開きて進行せんとのことありしに新政府と斷然
之を拒絶せしを以て流石に帝もせん方なく今之是迄なりとて一同に

那翁航海日記

マルメーゾンを後になしつゝ帝は従者と共にツールの路を経てロシ
ユフオール港を指して落ち行き玉ひ余と愚息并にモントロン。プラナ
ーレジニの三氏とは其他の従者諸共に數輛の馬車に打ち乗りオル
レヤンに向ひ翌々朝同地に到着し其夜シヤツテレロールにまで達す
ることを得たりき
○六月廿六日 余等のオルレアンよりシヤルナックに達せし事
余等の一群は六月廿五日午後四時頃リモーシエを過ぎて翌廿六日レ
シエブーニルドに午飯を喫し同夜の七時頃ジドルナックに到着せり
是より尙ほ進まんとなしたりしが思はず同地驛遞局出張所取締の官
吏の爲めに差押へられ心ならずも一夜を明したり
○六月廿七日 サントに於て騒動に出逢ひたる事
今朝は早く發足せんと思ひしが例の取締が昨夜余等を無理やりに一
泊せしめたるにも飽かず尙ほ抑留せんとなせしかば彼是談判せしに

那翁航海日記

よりて大に時刻を遅延し漸く五時に至りて發足することを得たり斯く遅刻なせし故此日の泊りと定めしコニヤックに着するに之務めて途中を急行しつゝ此地に入りたるが此地の人民は我々一行の茲に到着せるを見て其の様子何となく穩かならず我等に向ひて怒氣を含み何處も我等一行の事に付巷説紛々として人心を動搖せり既に余等がサントの驛にさしかゝる頃恰も午前十一時と覺へしが忽ち蜂起せる一揆の爲めに取圍まれ已に一命を失んとせり是は蓋し敵党中の暴激家が首唱となりて此の一揆を企て余等の通行を待受けて斬殺する手筈ありしと云ふ我等は此の一揆に道を遮ぎられ進退此にきはまりしも辛じて護衛兵の力により僅に之を通り抜けし之危かりける事共にて余等は一時拘留同様の身となりてサントの或る旅宿に送られぬ後にて其子細を聞くに余等が巴里を出立する折り瞻太くも國庫の財貨を掠め去れりとの風説ありしにより斯く人民と皆火の如くに怒り猛

那翁航海日記

けりて異口同音に生け置くべき奴ならずと罵り合へり此の一揆の内には紳士と仰がるゝ人々も多く加はり就中婦人など其の憤怒最も甚しく我等を惡みて止まずかはるゝ余が旅宿の前に來りて理不盡おも余が部屋へやの窓を覗き込み汝等の不運に陥りし氣味よさよと罵りてひしめき其の顔色のいとすさまじければ余等は故意と左あらぬ体にて取り合す落着き居たるに彼の婦人は之れを見てますゝ怒り齒をむき出して罵りわめぐに至れるなど實に語るも誠と思へぬほどなりき抑も此の婦人の地方紳士の社會に生長しながら斯る無禮の舉動に及びしは其の怒りあまりに烈しき爲前後を忘れたるにやあらんそれにつけても嘗て彼の百日政事の時レアールがジャコバン黨の事情を帝に語りて該黨の人物を孰れも粗暴野卑の者共にて其中の貴き者も絹の足袋をはき卑き者も木の履をはくの差別あるまでなりと評せしも今こそ思ひ當りたり

那翁航海日記

是日我等も始め之知らざりしがナボレチン。シユゼーフ公にも此のサ
 ント驛を通行せられしにより我等一行の爲めに更に人民の騒動を招
 きたり其時公は當地の縣廳へ護送せられたるが公之始終丁寧の待遇
 を受けられたり
 其時余が旅宿の近傍へ人民群集して怒氣太た盛んに余等に向ひて脅
 嚇の暴言を放ちて止まざりしが幸に余は當縣の權知事と曾てより相
 識りし中ありしを以て余等の何人なりやを人民に知らしむるの便宜
 を得たり此の騒動中群集の暴徒は余等の乗り來りし馬車の中まで搜
 索したるおど恰も陰謀者を挿ふると一般なりし是日午後四時頃余は
 縣廳の許可を得て抑留中あるシユゼーフ公に謁見することを得たれ
 ば旅宿を出て縣廳に至るまで余が護衛として陸軍の下士官一名付添
 ひたるも尙は途中余に迫り近づく人民少なからず或之書翰の如き者
 を余が手に渡し或は耳語する者もあり此之先の暴民にはあらずして

那翁航海日記

皆を真正に國を愛する佛國人にて余等を保護すべければ爲めに憂慮
 すること勿れとの厚情を示すにてありき斯くて日暮となりて始めて
 發程の許可を得たり然るに市中の模様は前刻に異ありて我等は人民
 の祝辭中に車を出したるが中には感慨のあまり涕泣して握手に別れ
 を惜みたる貴女もあり其時四方より群集せし人々は懇ろに余に告ぐ
 る様帝を恨み奉る人民は此の市外に蜂起し君等を害せんとするの企
 てあるにより我輩は其危難を救はんとて來りたり請ふ君等の爲めに
 先導者たらんと抑も斯く俄かに市中の模様一變せしは地方人民并に
 帝と同盟せし諸國人の寄留する者が警報を聞くどひとしく馳せ集ま
 りしかば遂に「シヤコバン」黨の暴徒より多人數となりしが故と知るべ
 し

○六月廿八日 ロシニフオール港に到着の事
 是日最早ロシニフオール港間近くなりし途中にて憲兵に出逢ひたり

此はサントの騒動ありしが爲め政府より我々の護衛として派遣したる者にて迎ひの爲めに來りしなり余等と午前二時に港に到着せしが帝の一行は既に其前日に恙なく穩着し玉へり又ジュゼーフ公は是日の夜に入りて着せられしにより余は公の案内申して帝の旅館へまゐれり而して余と今日始めて少しく間暇を得たれば參事院議長に宛て余が頃ろ欠席したる未俄に當地に來りし理由を書翰に認め郵送したるが即ち其の文は左の如し

拙者儀意外の急變一大事出來致し候に付無據相當の手續を経ず急速巴里表を出立致し候拙者が近頃勤務に怠り候も全く右の事情に關し候次第にて右の事情と之餘の儀おらず那帝が前日巴里表發途致され候節拙者は當時君側に奉職罷在りて熟ら思考致し候處蓋世の勳功を立て玉ひし那帝の如き英雄が一朝都を落ちさせ玉ふ御有様を傍觀するに忍び不申畢竟那帝に於ては我佛國佗日の開運を妨

那翁航海日記

那翁航海日記

けまじとの御思慮より自ら望みて追放の御身となり玉ひ昨日まで御威勢赫々たる位地に立せ玉ひしも今は空しく其勳功と名譽を御殘し被遊て落させ玉ふに右様なる御方唯一人立ち去り玉ふこと如何でか袖手傍觀致し居らるべきや就ては拙者は御隨從の事を思立候儀に有之又回顧致し候へは那帝御在位の砌には不肖拙者の如きも多少の御寵遇を蒙りたる身に候へば今日と縦ひ粉骨菲身致し候ても力に及ふ丈の忠節を報ゆべき時節と被存候云々

因に記るす帝が本港までの御道順は六月廿九日マルメーゾン發同夜ランブイエ泊り同三十日トール泊り七月一日ニオール泊り同二日所發同三日本港着にて同八日まで御滞在同十五日ヘレロフォン艦に乗込み相成りたり

○六月廿九日より 帝御大度の事
○七月七日に至る 帝御大度の事
再び説く帝が本港に御着の後は軍服を召すことを廢せられて縣廳内

那翁航海日記

に滞在し玉ひけり其近傍にて絶えず人民群集に及び時々那帝萬歳の聲反響せり其時帝之常に樓上の縁端に立ち出て玉ひ其御容体を衆に示さるゝこと兩三度もあり又陸軍將校の中には自身忍び來り或は密使を遣はし帝を戴き再擧を謀らんとしたる者ありしとぞ
 今や帝之天涯羈旅の身とならせ玉ひて御滞在中と申せども其尊嚴の御容体之依然として「チエユリ宮」におはせし時に異ならずして余等とても容易く御前に伺候することを得ず當時帝の御側に侍りて事を執りし者はヘルトラン并にサブアリーの二氏のみにて其他余等の如きは纔かに市中の風評を便にして帝の御様子を推しまゐらすの外あかりき而して余が洩れ聞く所に據れば帝には斯る危急の中にも從容自若として何事も御心に掛け玉はざるが如く其の大度におはすことは自づから御舉動に見はれたりと云ふ又帝が本港御滞在中嘗て我が海軍中尉に奉職せし者にて當時噠國某商船の長たる人ありて帝

那翁航海日記

の爲めに來り赤心もて帝を佗國へ落しまゐらせんことを請ひ申せし様には「此度の一大事に付ては勿論佗人に迷惑を掛け申すまじく之を拙者の一身に引受け途中に於て如何なる敵方の搜索に逢ひたりとも誓つて帝の御身を深く匿しまゐらせて之を守護し奉り直ちに米國へ向け出帆すべし唯此の儀に就ての願と申すも現在積込の荷主に其の損害を償ふべき金員だに賜へらば其れにて足れりとのことありしかばヘルトラン氏は其策を容れ余が名をもて條約を結ばしむ余は心のうちに覺束なくは思ひしかども遂に之を受引き縣令の面前に於て船長と其の條約書に調印なしたり

○七月八日 帝「サール」艦に御乗込の事

是日帝は「サール」艦に乗込まれ本港の市街并に近傍人民の祝聲中に解纜して「フリーラ」に向ひ航行し午後八時頃「イールデツキス島」に到着したり其時余之帝に後れたり此之佗所より舢舨に乗り「ペドラン」夫人を送り

那翁航海日記

行しが爲めに遅刻せるなり
 ○七月九日 帝は未明にイエルデツキス島に上陸せられ處々の砲臺を巡覽あり正午十二時船中に歸り喫飯し玉へり
 ○七月十日 余が始めて英艦「ベレロフォン」号にて英將に面會せし事昨夜深更に至りて余をロビーゴ一侯と共に帝の命を奉して英國艦隊使令長官の許へ使者にまゐり帝が米國へ渡海する我が政府の旅行免狀は前約の如し最早到着せしや否やを照會したり其時彼れの返答に未だ到着せず但し直ちに我が海軍大將に問合すべしと因て余等又若し那帝が一船に乘じ傳令官の旗を建て行かば貴艦は之を如何にするやと問ひしに彼れ之を砲撃すべしと答ふ然らば中立國の船に乗じて行かば如何にするやと問ふに彼れ答へて我が艦隊は嚴密に中立國の船を監査し事宜によりては英國までも引致すべし然れど帝并に其一行が英國に往かんとの意あらば英國は必ず之を優待すべしと

那翁航海日記

答へたり余は右の使命畢りて今日の午後四時頃「サール」艦に歸り來りたり右の使者となりて赴きし英の艦隊「ベレロフォン」号は帝の乗船に近寄らん爲めに是日バスクと云ふ所まで來りて投錨せり
 余等が「ベレロフォン」号へ赴きし時に艦長之佛語を以て應對なしたり余も亦多少彼が國語を解したれども之を知らしめざりし其故は若し彼の艦長が他の將校と國語にて余が前に談話する折り窺かに其の云ふ所を聞きたる事もありて若し余が英語を解すると彼れ知るならば談判上不都合の事もあるべしと思考せしが爲めなり故に後日に至り艦中の人より余等の英語を解するやと問ひし時にも余は故意と黙し居りつゝ「ロビーゴ」侯をして解し得ずと答へ置かしめたり然れど余も最早政事に關係なき身の上なれば左までの注意を要せざるべきに一旦艦中の人々を欺きしが爲め却て困窮せしことあり遂には自ら英語もて談話するに至れり余の三厄里那に航海中英の士官等と余の

那翁航海日記

英語にて談話するを聞き余が英語に通ずるの速かあるを歎賞したり
其實余は英書を能く解讀して之に通じ居れりされど會話は十三年以
來之を口にせざるが故に甚だ拙かりし

○七月十一日 帝の方向不定の事

佛國の各港に已に英の艦隊の爲めに悉く封鎖せられたり因て帝が米
國に落去の策に就ては種々の評議に及びたるが或は中立國の船に乗
込んと云ひ或は快走船に乗じ海軍士官中の壯士之を指揮して行かん
と云ふものわれど帝は未だ孰れにも心を決し玉えざりし又當時佛人
中に帝を戴きて再擧を謀らんと内地より申し込みし者も多かりしと
云ふ

○七月十二日 帝の「サール」艦より「イエール」テッキス島に上陸の事

是日帝之例の如く人民祝聲の中に上陸せり抑も帝が「サール」艦を立ち
去り玉ひしと該艦長の臆病なりしが故か將た政府の内命ありしに由

那翁航海日記

りてか否も其の旅行免狀なくして之米國に出帆することを肯んせざ
るが故に帝之止むを得ず又々此の島に上陸し玉ひしものと知るべし
其時余等の中にも該艦に乗じて斷然と進行するならば或は大事成ら
んと考へし者も多かりまなり但し風は常に都合悪しかりしと覺ゆ

○七月十三日 快走船を艦する事

是日の夜十一時頃帝は將さに快走船に乗ずるの決心にて二艘の船に
準備を調へ隨行員の「ブラナー」氏は已に其一艘に乗込みたれど遂に其
事を果さずして止みたりき

○七月十四日 余が再び「ベレロフォン」艦長に面會の事并に帝より英
國總理大臣へ親翰を遣はさるゝ事

彼の旅行免狀の事に付佛國政府より有無の返答ありしや否を知らん
が爲め余を將軍「ラルマン」氏と共に是日の午前四時再び「ベレロフォン」
艦に赴きたるが艦長の返答には旅行免狀の事に付きて之拙者とても

那翁航海日記

日々其到着を待ち居れりとのことあり又艦長が自己の意見を述る様
那帝果して英國に行き玉えんとの御意あらば拙者之を御案内申て護
送しまゐらすべし此の一儀を本國政府の命令を蒙りて候程に若し果
して其御意あらば帝には心のまゝの禮遇を得玉えんこと拙者を始め
同僚中の者の儘に信ずる所にて候抑も英國の風俗と申すは佗の大陸
諸國の様に總理大臣并に諸省の大臣などが一己の威權を弄るゝ舉動
之れなく且つ又其人民は人を待つに寛仁大度の心を重んずること參
政の權利にもまさりて候と申せしにぞ余は艦長の厚意并に其言を帝
に傳へ申すべしと答へ且つ余の意見を述べける様拙者は深く帝の御
心中を存する者にて候帝は日頃英國を信じ玉ふことの厚さが故に若
し英國よりして米國へ渡海する便宜を得玉ふも一旦は必ず英國に御
滞留あるべく候と又余は艦中の諸氏に向ひて目下佛國の内情并に
アールの南部諸州にて戦乱止まず又佛國人民が帝を慕ひまゐらする

那翁航海日記

の心深く輒もすれば帝を戴き再舉を謀らんとの注進を續々たるも帝
に之最早内乱等に加へり玉ふ御心之更になく唯佛國の平和を望み玉
ふ故に自ら帝位を退かれ又佛國が一日も早く平穩の世となることを
祈らせ玉ふが故に自ら望みて追放の身となり玉ひしことなど語り聞か
せたり其節余と同行せるフルマン氏は艦長メートラン氏に向ひ問へ
る様現に佛國の内亂に與みしたる拙者の如きも一旦節を折りて全く
貴國の保護を仰ぎ申さば貴國は流石に之を見捨るに忍ぶまじと思ひ
候之如何にと艦長は之に答へて其は勿論にて候貴殿が左様のことを
問へるゝこそ却て拙者に國辱を與へらるゝも同然とや申すべしと余
は今ラルマン氏が斯く問ひかけし意底を探るに同氏は曾て巴里の暴
動に與みしたる人にして私かに英國に身を投せんとの下心ありしが
故なる可く又聞く所によれば同氏は前年埃及の戦ひに打負け艦長メ
ートラン氏の爲めに擒となりし關係あるをもて兩人は素より相識の

那翁航海日記

問柄にてありしと云ふ然るに同氏は其後一旦英國へ往きし甲斐もなく本國へ引渡され死刑に所せられたり再ひ説く余は將さに別を告げ立ち去らんとするに臨みて艦長に向ひ「目下佛國の情勢より考ふるも又帝が米國に立退くとの御覺悟によりても必ず貴殿の厚意に従ひ一度之英國へ参り候て其地にて旅行免狀の到着を待たれ候こともあらんと申せば艦長之に答へて「さればあり英國まで御案内致すべくとの儀之本國政府の命令も之れあり旁以て心得候得共彼の米國へ往き玉ふ旅行免狀の果して御手に入り申すべくやは拙者に於ても保証仕り難し云々とありて遂に余之艦長に立ち別れたり因て余も私かに思ふ様よしや帝が英國へ往き玉ふとも旅行免狀は得難かるべし素より當時帝に之一切政事上に心を抛ちて外國へ退隱し玉ひ靜かに一生を送り玉えんとの御覺悟あれども果して本國政府より旅行免狀の渡るべきやといと覺束なき次第にぞある然れども是頃の憂慮は此位に上り

那翁航海日記

て此末非常の危難に逢えんとし實に神ならぬ身の夢にだも心づかぬぞあさましけれ當時は彼の艦長とても行末のことまでは十分に知らざりしからん況して余は艦中の諸氏が英國政府の情け深きことを説きたる時に余はゆめく「空言とは思ひかけざりし斯くて余等之是日の午前十一時に帝の許へまで歸り來れり抑も目下佛國の情勢之日に切迫に及びて孰れか二つに一つの決斷を要する絶体絶命の場合とこそはなれり其時帝に余等一同を一室に召され其の最後の手段に付て評議會を開かれ互に十分の意見を盡くしたるが或は云ふ「咄國の商船ととても航海の用には堪へざるべければ最早快走船に乗じて窮かに逃れ去るの外なれども奈何にせん英國艦隊の戒嚴に怠りなければ此策も行れ難からん寧ろ再び佛國に歸りて内亂を企てんか將た「ベレロフオン」艦長の言に従ひ意を決して英國に身を投せんかなど種々に評議をあしたる末にて遂に英國に投する

那翁航海日記

の事に決せしかば余等諸共に之を賛成して申ける様景早「ヘレロフオ」艦に乗り込み玉之、最早英國に投じたるも同然なり物の哀之未開野蠻の民すらも知るものを況してや堂々たる英國にして争でか無慈悲をもて我が一行を待つことのあるべきや一旦英國に投じて其身の上を頼み入れたる彼の國の公けなる法律により之を保護せらるゝ相違なければ何條危むことのあるべきや苟くも英人にして榮譽心のあるからば誰か今日を好機會として帝を保護し且つ之を優待しまゐらせざる者あらんやと於是評議漸く一決して帝は英國總理大臣に與へらるゝの親翰を認め玉ふに至れり其文に曰く

今や我國人心鼎沸シテ争亂極リナク余ハ已ノ身ヲ國內ニ安ンズルノ地ナク又歐洲列國ハ復々余ガ今日ノ危急ヲ顧ル者ナシ因テ余ハ決然政事上ノ關係ヲ脱離シ昔日ノテミストールノ跡ヲ踏ミ將サニ從容トシテ其身ヲ貴國ニ委セントス余ハ貴國ヲ以テ我が敵國中

ノ最モ寛大ニシテ最モ仁愛ノ心ヲ有シ最モ勢力ヲ有スル者ト信ズルヲ以テ敢テ余ガ一身ヲ擧ケテ之ヲ委託セント欲ス是レ實ニ余ガ閣下ニ望ム所ナリ

余ハ午後四時頃愚息を携へ「グールゴ」將軍共と又もや「ヘレロフオ」艦に至りて其後は艦中に寓居することゝされり抑も余が今日の使命こそ帝が明日を以て本艦に来るべき旨を艦長に告げ且つ帝より總理大臣に送らるゝ親翰の寫を艦長に渡すが爲め又「グールゴ」將軍之英國に赴きて帝が親翰を直さくゝに總理大臣へ差出す爲めに使命を奉玄て來れるなり其時艦長之帝が親翰の寫を讀みて深く感歎して止まき因て他の將校に命じて二通を寫し取らしめ此の事件の世上に發表するまで之を秘密に付し置かしめたり夫より艦長は「グールゴ」將軍を直ちに本國へ出立せしめんが爲め「スラニ」艦に命令を下して其準備に着手せしむ而して「スラニ」艦の解纜せし後之余は

那翁航海日記

那翁航海日記

愚息と共に艦長の室に居れり暫くありて艦長は甲板上に出で何かと指揮してありけると思ふうち忽ち顔色土の如く變じて余が傍に來り「君よ、我れ誤つて「スラニイゴ」を解纜せしめたるぞ只今の注進に那帝は竊かに他へ脱走したりと扱て我が政府に對して甚た相濟すと余も之を聞くや身うちふるひわなき眞偽如何にとわけかねつゝ獨り心に思ふ様帝は何時に來艦ありとまで確言さきも余が來艦のこゝとを告げしは眞實なり然れど萬一帝逃走し玉ふに極りなば余は甘んじて其責に任すべしと覺悟せし故艦長に向ひ帝の逃れ玉ひしは何時の事にやと問へば艦長は一時餘りの驚愕に其邊まで注意せざりしにや再び甲板上に馳せ往き程もなく又來りて「其の正午の時に候と答へければ余は之に答へて若し正午とならば君が只今「スラニイゴ」を解纜せしめたるは不都合にて候はず現に拙者が帝に御別れ申し來りしは午後四時の事に候へば此は必ず訛傳に候べし御心配無用に候と

云へど艦長は尙は疑ふ体にて推し返し屹度左様に候かと詰むるにより余之誓をなして仰の如しと答へけり其時艦長は漸く疑ひ解けしと見へ自國の語をもて艦中の人々に向ひ今聞く所に據れば全くの訛傳なるべしラスカーズ氏の舉動と其の誓言にても疑ふ可きことなしと言ひ捨て立ち去りたり後にて聞きたるには當時佛國內に多々の間諜の入込みありし故に其れ等の者共が虚に吠へて一時騒ぎ立ちしものあるべし

余等が他日「ノルトンベルラン」号に乗込み三厄里那に航行せし時該号の指揮官たる海軍大將コックブルヌ氏が所持の書籍を余等へ貸し與へくれたり或日余等の中に其書籍中英國百科全書と題せる冊子を閲したる者ありしが偶然に其冊子に「ロッシェル」と云ふ者の英國艦隊に宛てたる書翰を挟みありしを見出しけるに右の書翰中には余等が健國の商船に乗り込まんとせし事并に帝の逃走せしを

那翁航海日記

那翁航海日記

の事を明細に記載しあり因て余等一同に之を讀み了り元の如くにして入れ置きたり元來此の書翰之信を措くに足らぬものなれど當時我等の爲めに内外に間諜の多かりし一斑を知るに足れり唯怪しむべきは此の間諜の書翰が如何にして此の艦中に在りしかとのことなるが蓋し想ふに「ベレロフォン」号の艦長が帝を此の「アルトンベ」ルラン号に移しまるらする時帝に關係する一切の書類も共に渡したるが故にやあらん因て又考ふるに是且「ベレロフォン」号の艦長が俄かに一場の驚愕を惹き起したるは恐くは右の書翰を披見せし時なるべし

扱て又艦中にてはいよ／＼明日解纜と決定したるをもて其準備などの混雜謂ん方おし其時艦長は余に問ふ様解にて帝を迎へまゐらすは如何にと余は之に答へて「只今帝には我が海軍士官の中におはすがゆゑに俄に御別れを促し申すに忍びざれば本艦解纜の時刻までを暫

くの猶豫ありて彼の人々に名殘を惜ませたく候と請ひたりき

○七月十五日 竜「ヘルロフォン」艦に乗込み玉ふ事

今陸「エペルビエ」艦は帝を搭載せしと覺しく傳令官の旗を懸へし海上遙かに我が「ベレロフォン」艦に向ひて進行し來れり時に潮さき悪しく風も亦逆なりければ我が艦長之舳を下ろして帝の御迎に差立てしが程も亦舳は此方へ漕ぎ返し來るにぞ艦長を果して舳に帝のおはすや否を認めんとてしきりに心配し望遠鏡をかざしつゝ眺め居たりしが余をも甲板上に伴ひきて帝のおはすや否を問ふて止まず然れど始のほどはさだかに認め難かりしも舳の稍間近くなるに隨ひて余は艦かに帝の御姿を認め得たれば之を艦長に指し示しぬ舳の本艦に着するや帝は直ちに本艦に乗り移らせ玉ふにより余は艦長「メートラン」を誘ひて艦の階段まで出迎へ拜謁なさしめたり其時帝之艦長に向ひて申さる様余は今より其身を英國法律の保護に委ねん爲め敢て貴艦に

那翁航海日記

那翁航海日記

まゐりたりと夫れより艦長之帝をば己が居間に誘ひまゐらせて其の居間をば帝の御居間と定め暫くありて艦長は艦中乗組の將士等一同を伴ひ來りて帝に謁見せしめ畢るや帝は午前には艦中を巡覽あらせらる於是余は帝に昨日の訛傳くわてんよりして艦長の驚愕したる様子などを語り申せしに帝之更に不審の体もなく聲高やかに彼の艦長之何とて其れ等の訛傳に驚愕するを現に足下の此の艦中に在らるゝものをつゆ疑ひの起るべき謂れなしと申されたり

是日午後三時頃と覺しく英の海軍大將ハウタン氏の指揮せる「シユペルブ」号する大砲七十四門を備へ付けたる軍艦一艘は本艦の傍に來りて投錨せり既にしてハウタン氏は本艦にまゐりて帝に謁見し同しく晩餐ばんさんに列せしが其席にて帝は「シユベルブ」艦の事など問はせられけるが同氏は帝に向ひ「明日若し我が艦に御光來あらば誠に有難きことありと請ふにまかせて帝は直ちに之を諾したまひ此時帝は余等も御

那翁航海日記

同伴にて其の饗應けうおうを受くべき旨を約し申されたり

○七月十六日 帝がハウタン將軍の艦に趣き玉ふ事「ベレロフォン」艦英國に發する準備の事并に帝自ら英兵の操練を指揮し玉ふ事

今朝余之帝に従ひまゐらせてハウタン將軍の艦に赴きぬ扱て帝が該艦に着せらるゝや祝砲のみと之れなきも凡そ其他之帝王に對する禮式等を悉く擧げ行ひたり余之帝に御同伴にて艦内を巡覽せしに艦内の手配てくばり何に一つとして殘る方なく軍器ぐんきの準備等二十分に行き届き居れり將軍之帝を招待せうたいしまゐらすの体いと鄭重ていじゆうにて敬禮を悉くし何事も厚意をもて之を取扱ひたる舉動を見るに將軍の履歷卑しからず且つ之高等の教育を受けし人物なること自づと其の容儀にあらはれたれ斯くて午後一時頃余等は本艦として歸るや間もかく本艦之投錨し今を名殘なごごの郷國きやうこくをば跡白浪あとしろなみと蹴立けだてつゝ直ちに英國に向ひて航行

那翁航海日記

せしが是日之風も亦くて海上甚た穩かに余之獨り指折り見れば今日
は巴里を出立してより十二日目とぞ數へぬ却て説く今朝帝がハウタ
ン將軍の艦に赴かんとして本艦の甲板上に立ち出てられし時艦内の
兵士は一同に捧銃の禮を行ふ前を過ぎられしうち帝は忽ち立ち止り
親しく之に号令をかけ玉ひ操練なさしめ最後に銃槍を遣はしめしが
帝之其の式の自國と異にして意に叶ひ玉之ざりしと見え兵士が銃槍
を持ちて隊を立てたる直中へ會釋もなくツト分け入りて隊後に立て
る一兵士の銃を手に執り自ら之を遣ひ試みて其術を示されしかば兵
士を始め一同は大に驚きて皆帝が斯く敵國の兵士の中を事共せず殊
に銃槍の餘先を構へたる間に分け入り玉ひしこと實に凡人の膽量な
らずと艦内一同舌をまさて評しあへりと然れば余が帝と共に本艦に
歸り來るや兵士は余等に問ふ様帝は自國に在りても常に斯く舉動ひ
玉ひて親しく兵卒を指揮せらるゝにやと余等之仰せの通りに候と答

那翁航海日記

へしに皆帝の人を信するの厚くして其の疑心を挾まざるを感歎せり
蓋し是にて考ふるに英國にては君主自ら銃を手にせらるゝ等のこと
なきを知るべく又帝が人とありにつきて其の眞實を知れる者の世に
少きを知るに足りぬべし抑も英人が帝の御事を彼れ是れと評判し且
つは其の人となり知らまく思ひしは二十年來のことなるが此の一
例にても其の人となりを知るもの、尙ほ少きを知るゝぞかし
○七月十七日より 帝、ベレロフォン艦の英人を敬服せしむる事
同二十一日に至る

并に帝御決心の事

是日も本艦を絶へず海上を走りしが風之少し逆なりき再ひ説く帝之
佛國と累世の仇敵にして尤も怨深き英人をして一旦に之を敬服せし
めたり彼の艦長はさらなり其の佗の將校兵士等に至るまで何時と亦
く自づと帝に敬禮を盡すこと殆んど余等の帝に仕ふるに異ならで艦
長は帝を稱するに必ず陛下の尊號を用ひ帝の甲板上に臨まるゝ毎に

那翁航海日記

一人として脱帽の禮を行はざる者なかりしが蓋し始め帝が本艦に乘込まれし時は左程の尊敬心を見へざりしなり偶まゝ帝の居間に入る者は其威風にや臆しけん左右なくば入り得ずして之を憚りまらざる様子あり又御喫飯の折とても帝の招待したまひし賓客にあらざれば敢て佗人の其席に陪する者なかりし然れば帝の本艦におこせし時之尙は儼然たる帝王の御容体を有し玉へり帝は時々甲板上にも立ち出て玉ひ蓋中の人々并に隨行員の余等を招きて四方山の御談話あらせらる但し隨行員中余は尤も帝の御覺へうすく最初巴里を發程したる頃は親しく御前に伺候することも稀れなりしかども此の航海中は親しく帝と御談話申し上げること屢ばありて今度の航海こそ實に余が帝に懇親を得まゐらせし好機會にてありしあり殊に余之英語を解せしが故に帝の爲め通辨の役をなす等によりて大に帝の御都合もよろしく又余は嘗て海軍に奉職せしを以て海上の風位方

那翁航海日記

向并に船体運轉等のことにつき帝の爲めに時々之を解釋しまゐらせ又余は英國に寄留せしこと殆んど十年間にも涉りしことゆゑ彼の國の風土人情并に政事法律等のことも大畧は心得居たることなれば帝の顧問に應ずるに其便宜少しとせず又帝と舊事を物語るに余は歴史の手扣を所持せしによりて是れ亦談話の助となりたり扱て余は此の航海中に閑暇を得たりしかば余等がロシユフオール港に滞在せし事を始め今度航海の事等を筆記することに着手せしが此の稿に付きては帝も亦余が傍に在りて之を補助し玉ひ親しく其の稿中に記入すべき事件を口授せられたり而して其の事件を左に掲ぐる所のものと知らるべし

ロシユフオール港の近海を巡邏せる英の艦隊は少數にて勢力を有せる者にあらず唯ホルドーの前面にコルベット形の軍艦二艘ありて佛の一軍艦を取り圍み當時佛國より歸航せんとする米人を喰留め居れ

那翁航海日記

り又イエエルデツキス島には佛の堅艦二艘并に「ヒルガンド」と号する「コ
ルベット」形の軍艦をロシニョール港の地方に碇泊し其佗佛の「ブリ
ック」形の一艘も其傍に在りしなり然れば此等の佛艦は僅かに英の七
拾四門の大砲を据へたる小軍艦と一二艘の小巡邏艦の爲めに取圍ま
れしまでのことなれば當時若し我が軍艦一二艘を打ち破らるゝ覺悟
あらば十分に英艦を蹴散らして脱走することを得たるならん而して
其議を余等一行の中にも在りしかども遺憾にも佛の艦長之を斷行
する程の勇氣なく其議を謝絶したること是非なけれ尤も副艦長之
を斷行せんとの決心ありと聞けり然れど余等の考ふる様に當時佛
の艦長之内閣フーシエー氏の密旨を受け余等を無慙にも英艦に引渡
すの底意ありしあるべし其は兎も角も帝之當時の海軍にて力と頼む
者あらざりしが故に帝は意を決して斷然イエエルデツキス島に上陸あ
りしかり其時帝の自ら申さるゝ様余が政府と約したる如く「ブエリユ

那翁航海日記

エール氏が艦長となりて此場に来りしならば必ず其議に左袒して余
等の目的を果さんこと疑ひなしと其故は同氏が指揮せる二艦の兵士
は皆其平生より帝に心服せし者なればなり當時イエエルデツキスに在
陣する海兵は凡そ千五百人にして皆強強の兵隊にして且つ士官を始
め前に述べし如く佛の艦長が帝を謝絶しまるらせえことを聞きて大
に憤り俄かに十五噸積の快走船二艘を熾して海軍士官中の壯士は自
ら望んで之が水手となり難なく港口を推し破りて去らんと事已に一
決あしいよく來り出さんとするの際に臨み彼の士官等の評議しけ
る様港口之難なく破りて進行するも一時葡萄牙或は西班牙の海岸に
立寄りて休泊するにわらず逆ても米國まで直航すること叶ふまじ
と申し立てたり於是帝之隨行員一同を召し集めて更に評議會を開か
れしが皆口を揃へて申す様に逆ても佛艦を頼みとして進行するこ
とを行れまじく又快走船に乗りて一旦は落ち延びたりとも其途中に

那翁航海日記

て英艦或は他の敵手に陥るべければ此策とても覺束なき次第なり斯くなるからには此の佗と云へば唯二策の外なし寧ろ佛國に引返し運にまかせて一戦せんか將た其身を英國に投ずるに決せんか今若し第一策に従へば兵隊之十分ありて先づ千五百人の海兵は皆一致して帝に従ふ勇氣ある者共なり現にイエルデツキスに在陣する海兵の指令官之元と埃及遠征軍の士官にして深く帝に心服せる者なれば此の人に於て一たび旗を擧げて帝に従ひまひらせんに千五百人の海兵之立ちどころにロシニフオール港に上陸し其の一地方の兵士をも味方に付けなば軍勢一時に張らんこと何の疑か之れわらんや又現にロシニフオール港に屯在せる四大隊の兵士ありて皆帝の指揮を奉せんことを願はざるは亦く其他ポルドー港にはクローゼル大將が一軍を指揮せるあり是れとて我が味方に付けんことと難きにあらざりし又ブアンデー地方の軍を破りて其名の世に隠れなきラマルク將軍も同港

那翁航海日記

に在れば之を招きて一味なさしむべく此の二人の將軍之固より帝の今にも再舉あらんかと待ちてありし人々にてありき抑も此の如き情勢なりしを以て帝が再舉の旗を揚げん之掌の裏をかへすよりも實に容易かる事共なりけり然れど當時巴里は敵手に落ちて國會も解散せられ現に佛國の境内には五六拾萬の敵の大軍が繰り込みある勢あれば若し此の佛國危急の際に乗じて内亂を企んに今より百戦を経たる後には我が兵士之一人も残りなく敵の刃の鏑となり非業の最後を遂ぐるならん然れば再舉の企て之憐れ愛國無二の壯士をしてアタラ死をなさしむるものとや申すべくよし又百戦の其後に本國政府と和睦調ひ帝には位に復へらせ玉ふも此と是れ帝が一身の利益の爲めとなるまでにて行末長く佛國の柱ともなるべき少年壯士を此の百戦に盡しかば其の得失は相償はで自國の元氣を減らさんのみ且つ帝の御心中には最早富貴に望みなく心靜かに生涯を送らんものとの御覺悟

那翁航海日記

もる再び國の帝位に上ると云ふが如きいとも些細の結果の爲めに幾多の良友を犠牲になし且つ佛國に對して我れ内亂の煽動者といはれんことは本意ならず畢竟帝が爲すを得べき再舉を思ひ止り玉ひまは抑も佛國の獨立と其が榮譽をば早晩に恢復すべき大任を負ひ國の力と頼むべき多くの人士を失はんを屑しとなし玉はで帝は今より唯一箇の良民とこそなりすまして其が退隱の場所こそ米國なれと思召し渡海なさんと申されたりさは然りながら英國も法律備はる國なれば全く帝の御心に叶はぬとはあらざりし其れ余が始めて「ペレロフオン」の艦長に逢ひし時帝の御事を申すも更かり隨行員と諸共に英國表へ案内申して必ず御保護仕らんといふにより余等の一行も試と思ひて之を諾したれば其時よりして帝を始め隨行員も一同に最早英國法律の保護に此身を委ねしかり且つ英人の其國の榮譽を歴史に加ふべき此の好機會を得ながらになどか榮譽を好まずて之を見捨る

那翁航海日記

ことあらんと深く信じある故に果して艦長メイトランが帝并に一同を案内せよと慥ある自國政府の命を受けなば斷然其身を投すべしと覺悟なしたる其上に之尙ほ其最後に念の爲め人もて之を問ふしめしに唯ひたすらに艦長は帝の己が船にまで來まさんまを望みつゝ自國政府の命さへも慥かお受けたることなれば是非に御案内申すべしとの答へに帝も御心をば決し玉ひて英艦に投せられたる次第ぞかし是れにても帝に之強ちに時勢に迫られ止むを得ず之を決し玉ひしものからず如何にとならば其當時も帝若し尙も佛國に留むることを好まれなば何條難きことのあるべきぞ然れども帝の御心は全く政務の累ひに繋がれ玉はぬ身となり玉ひて餘生を安けく送らんと思召し立ちたる故にして殊に之已れ一人の富貴の爲めに佛國の内亂止む時なからんことを愛ひたまひて斯くこそは身を英國に投せられ當時果して英人が帝に對して憤怒に堪へざる不正の待遇あるべきを預め知

那翁航海日記

らせ玉はんことならば帝をさらなり一同に斯る舉動あるべきの謂れなく余も亦之に同心すまゝ元來帝には英國を深くも信じつゆ程も之を疑ひ玉はぬ御事は同國總理大臣へ送り玉ひし親翰にていと明白かる次第なり其が親翰を拜見せしメートラン氏も一言も帝を疑ひまゐらせざりしは同氏も帝が眞實に英國をば信せられし御心を知り申せしなるべし

○七月廿三日 遙かに英國の海岸を望む事

是日午前四時ウエッサン(佛國の北地)の海岸を後方に見たりしが此は昨夜のうちに經過せし所なり兎角するうちに早やマンシユの海峡に間近くなりて數十の英艦は時々其の海上を往復なし居れり夜に入り始めて英國の海岸を望む

○七月廿四日 トールバイ(英國の地)に着港の事

是日午前八時トールバイに投錨なしたり今朝帝は六時頃に枕を離れ

那翁航海日記

たまひ舢に登りて艦中碇泊の用意并に海岸の形勢等を眺め居られ余も其傍に在りて種々の顧問に答へまゐらせたり艦長メートラン氏は直ちにプリムツツ駐在の海軍大將ケイツ氏に使者を遣へしける時に前日スラニイゴイ号に搭じて英國へ赴きたるクールゴイ氏は歸り來り帝の親翰を直さに總理大臣の許に差出す都合を得ざりしをもて之を佗の者に托してまゐりしとの復命に及びたり其子細は同氏の上陸を禁せられ一切政府の官吏に面會すること叶はねば止むを得ず空しく歸りしと聞く是れなん余輩の一行が其の運命の傾きそめし始めなりき

却て説く帝が本艦におゑすることの取沙汰の四方に洩れ聞ゆるや此の地方の者共ニ帝の御容体を見奉らんとて群集する舟膠しく忽ちにして港口を塞ぐに至れり又本艦より見ゆる海岸おいと壯麗なる一掃の別荘あり其の家の主人は使を差し立て帝への見舞として菓物を贈

那翁航海日記

り越したり
 ○七月廿五日 帝を見ん爲めに小舟の多く輻輳せし事
 今朝も昨日と同様に見物人の小舟多く輻輳なしけるに帝は之を艦の
 窓より眺められ又之時々甲板上へも立ち出てたまへり是日艦長は一
 且上陸なして返り來りし折り余に英國の或る婦人の書翰を渡しくれ
 たるが其が中に余が妻の書一通を封入してあり因て余は且つ驚き且
 つ喜ひけるも忽ちにして又覺へず大息しける様は余が航海の期限の
 久しかりしが爲め本國の新聞紙に之最早余等一行の身の上の斯く成
 りゆきし様子など委細に四方に傳はりて英國へも疾くに聞へ今度帝
 を始め余等の此地に來ることは兩三日前よりして英人一般に承知な
 し居りしことを今始めて此の書翰にて知るを得たり扱て余が妻と余
 等の此の地に來りしことを知りたるより此の一書を認めて在英國の
 友人某に托し届けたるものにて某と平生に艦長と相識れる人にてあ

那翁航海日記

らざるも敢て之を艦長に頼みて余が許に届けたるあり抑も別後に妻
 の失望と其の愛慕の情は自から紙上に溢るゝばかり然れど友人の某
 は余が未來の運命をも知りつるにや余が今度の行跡に就きて之深く
 戒め有りて其の書中の大意と君が身は一人の身にてあらざるべきに
 妻子を振り棄て遠く外國に越きたまふこと誠に深き罪とは知ろし召
 さすやなど記るし添へぬ余は是れにつけても近世教育の効力は憂ふ
 べき限にこそ嘆せざるを得ず凡そ大事に臨み一身を抛つことと良心
 の愉快なるを其れさへも解する程に其氣風を高尙ならしめぬこそ淺
 間しけれ今は妻子團樂の樂みや一身の利益を故意に自ら抛ちて顧み
 ぬ舉動あれば忽ち之を誹議して止まず凡そ人の功德の最も大なる者
 と妻に遺すには尊榮なる地位を以てし兒に遺すに父が徳行の模範
 と其の名譽の餘光を以てすることの第一義たるを知れる者あらざる
 ぞや

那翁航海日記

○七月廿六日 プリイムツツに着港并に同港に滞留の事
 昨夜政府より「ベレロフォン」艦長へ直ちに「プリイムツツ」へ向け投錨す
 べき命令ありしにより今朝未明より其の準備に着手し「トールベエ」
 出でつゝ同日午後四時「プリイムツツ」に着せり是日「ロツシユフオー
 ル」港を發してより十日目「バリ」を落ちしより廿七日目又帝が位を退き
 玉ひしより三十五日目にてありき却て説く余等が此地に着せし以來
 何となく自づと悪しき有様になりもてゆくは將さに天の陰雨せんと
 して四顧黯澹と物凄き心地するに似て又此頃は奇怪の事のみ打ち續
 きて耳目に觸るゝを覺ゆたり今其一例を擧ぐれば銃を手にする兵士
 共が許多の船に取り乗りて余等の艦の周圍を絶へず巡邏なし見物人
 の船が本艦に近くを制止し甚まきは或は砲發などして之を追ひ退く
 る等の事あり又「ケイツ」大將之此の港に駐在しながら何の音沙汰も
 なく謁見にもまゐらざる是れ第一の不思議なれ又余等が此港に着する

那翁航海日記

や否や港内に碇泊したる二艘の英艦を直ちに拔錨の旗を掲げたり余
 之其故を艦中の人に問ひしに彼の二艘は今朝本國政府よりの命あり
 て遠國へ使節にゆく事の事なりしが兎角するうちに余等隨行員の中
 より若干名を引き分けて彼の二艘に移したり其時艦中の人々之何と
 なく余等の様子を伺ひ居るさまにて又余等の身に取りて之いと忌は
 しき風説の洩れ聞えぬ其は艦中の人々が相集りてひそくと余等が
 遠國へ送らるゝなどのことを耳語さあひて或は本國の「ツール」に送ら
 れ終身禁錮に所せらるゝと云ひ或は三厄里那の孤島に流さるゝとも
 云へり斯くて二艘の英艦之逆風あるにも拘らずして拔錨し來りつゝ
 本艦の左右に接着したる時或る人竊かに余が許に來り耳語さける様
 君には未だ知り玉えずや今夜の中にも此の二艦は御身等を擱み去り
 て三厄里那に航海するなるべし云々と余が此の言を聞きたる時の心
 のおそろしさ之實に得も謂はれざる程にて身うち冷汗にひたり恰も

那翁航海日記

死刑を申し渡されて牛頭馬頭の獄卒共に追ひ立てられ屠所の羊のしはくと首斬臺に登る心地も斯くやありなん慈悲も情もあらばこそ惜しき名残の此の世をば今を限りと引きさかれ哀別離苦に身をもがさしは憐れといふも愚にて今はのきはに臨みて何とせん方なく涙唯死を待つの外はなし今死なん身の思ひさや此の世の名残思ひわび思ひ亂れて糸すゝき風にもまるゝ風情あり抑も人間の絶体絶命いとも苦しき場合となりて絶へなば絶へよ玉の緒のつもる憂き目に時ならぬ頭に霜を戴くも實に理りと覺えたり然れど我が身は幸ひに悲しき念ひ長からで我れに返りて村肝の失武心を振り起し千度悔ゆとも益あしと世の煩惱の雲晴れて悟りし胸のいと涼しく此未如何ある難行苦行も思ひ射る箭の一筋に何ぞか通はさで止むべきと覺悟極めし上からは無理非道なる怨敵の呵責の筈にかゝるとも更に動せん様もなく恨みも云ふに尙ほ更に其が憐みを乞ふ如き卑怯の舉動なさん

那翁航海日記

やと我に問ひ我に答へて堅くも心に誓ひたれば最早從容自若として許多の憂き目を耐へ忍べど其れにひさかへ人々之未練の迷ひ去りやらで未來永劫浮む瀬なき憂の淵に沈めども我れ始めより雄々しくも斯くと覺悟をなせしかば蓬さが中の松一本立ち勝りたる心地にて枝を鳴らせし早嵐も唯一時の騒ぎなりき此の末運の期に至りては帝には毎朝其時刻もかはらで甲板上に出で遊歩し玉へり余は時々帝の室内におはするを見かけまゐらせしかども今夕までは思はしき風説を御聽に入れざりし其は余が如何にもして帝の御心を慰め奉らばやと思ふ赤心あるにより成るたけは是を秘しかくして帝の御心を痛めさせ玉はぬ様にと祈りしも何日しかに誰れ云ふとなく早や帝の御耳にまで洩れ聞へたり然れど帝には少しも之を心にかけて玉はずして或之隨行員中に彼の風説云々を言上する者あれば帝には反つて之を打ち消し玉ひそれ等の事に心痛する之無用

那翁航海日記

にこそと申されぬ余按ずるに帝には御自身に望ませられて「ペレロフ
カーン」艦に乗込み玉ひしのみならず殊に艦長メートラン氏の手を経
て公けに英國總理大臣の許へ親翰を送られたる次第あれば飽くまで
英國に御依頼ありて安心し玉ひしゆゑ此の期に臨みても尙ほ更らに
疑ひ玉ふことなかりしとあり

○七月廿七日 海軍大將ケーツ氏來艦の事并に英人プリムツツに來
同 廿八日

り帝の爲めに祝辭を發する事

當時余等隨行員の傷心斷腸は拙き筆にかき盡すべくもあらず中には
最早生きたる心地なき人もありし程なれば陸地より風の便りに聞ゆ
る取沙汰も艦内の浮説も又は信じがたなき新聞紙の雜報などの云ふ
所にて行衛定めぬ身の上にはそれが爲めに胸打ち騒がれて毎朝評
議の種となり又少々にては模様變りたる事あらば若しや吉兆に之わ
らざる歎と空頼めに耳を傾くるなど千々に心を碎きくらしける畢竟

那翁航海日記

佛國に生長したる者之英人の如く幼年の時より沈着なる氣質を養成
せざるにより斯る場合にありて之見苦しきまでに立ち騒ぐ習ありと
知るべし

此頃に至りては英國の諸新聞就中官報の如き之余等艦中に在る佛人
に對して太甚しき憤怒の意を示さるはなし是れ蓋し彼が最後の手
段を執行せんが爲めに斯くは悪評をめぐらすと覺えたり故に當時世
人が余等を譏諷攻撃することは至らざる所なき程にて又隨ふて本艦
の人々も自づと余等を忌み憚る様子あらはれ應對の禮儀などホンの
浮世の義理一邊にするものゝごとく何となし我等に疑念を抱くに至
れり

彼の海軍大將ケーツ氏は前日より屢ば來艦の報ありしが是日始めて
一度來りし様子なれど直ちに立ち歸れりと此之余等の爲めに最後の
手段を洩すを厭ひ且つは又余等に應接することを避けしと見えたり

那翁航海日記

扱は昨今の新聞紙を閲するに英政府が余等を處分する事につきての報道を載せわれど此唯道路の風説と云ふに止りて公けの沙汰とて見えす且つ新聞紙の報道には其前後齟齬することの多きが故に余等は之を信用せざりし然れど心竊かに好き運命の來れかしと祈りつゝ片時も寢食を安んぜず夢ともなく現ともなくて五里霧中に彷徨なし居れる有様ありき

抑も今度帝が此の港に着し玉ひたる一報の爲めに内地の人心動搖せしこと新聞紙上に見えたり又其社説にも帝が來港せられしとて左まで驚き騒ぐべき事ならんや云々と論じたるにても知るべし當時帝の御容体を拜せんとして英國都鄙の老若男女は我れ先きにと四方より集ひ來りて其の雜沓は謂えん方なく現に在倫敦の一友人が余に遇はんとて出立せしも途中に泊るべき旅館も亦く又馬も貸し切りとなりしにより止むを得ず引返へせしとなり又海上には見物人の小舟輻輳し

那翁航海日記

て本艦を十重二十重に取り圍り後にて聞けば當時船賃は非常に貴し小舟一艘の賃賃六拾ナポレオン凡そ我が二百四拾圓余に至れりと云ふ

余は常に市中の新聞紙を讀みて其都度一々帝に言上せしも帝には更に愛ひ玉ふ御氣色なく日々の御行狀并に人に接し玉ふにも其言語動作更に御平生にかはらせられざりし毎日帝之午前五時甲板上に立ち出で玉ふを例とせられしにより其時刻となれば見物人の小舟は一時に輻輳し來り帝の御風采を仰ぎまゐらするや否や右往左往にどよめき渡る有様と是れ亦一つの見ものとも申すべし余之其有様を見るに孰れも英人の帝に對敵しまゐらするの体は毫も見えず唯帝の御容体を拜せんが爲めに群集せるものと見受けらるゝのみならず日を逐ふて英人が帝を愛慕するの情は自づと其舉動にあらはれぬ最初に人々唯帝の御容体を見上げまゐらするばかりにてありしも後には帝に

那翁航海日記

向ふて黙禮を行ふもあり脱帽するもあり又時として祝辭を發する者あり又年若き男女の中に帝の徽號を衣服に着けて見物に來れる者あるに至れり然れど斯く英國の人民が帝に對して愛慕の意を表しまゐらせしことを反つて余等の爲めに由々しき禍を惹き起して英國の諸大臣并に之に加袒する政党的憤怒を増さしめ余等も又爲めに一層の困難に陥りたり又當時帝には流石に御心に感ずる所ありしにや此の英人愛慕の有様を御覽じて余に一篇の論文を草せしめ玉へり此の論旨と後來立法官が我が佛國現政府の非道を駁撃する口實となるべき事共を記載せるものなり此の論文の一篇は余等が秘密の計畫により遂に佛國に達することを得せしめたり但し余も當時其稿の副本を蓄へ置かざりし

○七月廿九日より
同 三十日に至る

英政府より公けに余等の處分を申し渡したる事
事并に其處分に付余等の痛心したる事

那翁航海日記

却て説く一昨朝よりの風説に據れば帝の御身の上の處分の儀に付英政府よりの公けの申し渡しあるが爲めに國務大輔一名が當港へ向け派遣せられしとのことなるが果して是日右の國務大輔と海軍大將ケイツ氏と共に本艦に來り帝を遠流に處する申し渡し書を差出したる其書中には帝の隨行員を三名に限りラルマン氏とロビーゴイ侯とは現に佛國政府に於て刑名簿中に登記せらるゝ者なるにより其隨行は許可なし難き旨を記載しあり右の國務大輔とケイツ氏と佛語を解するをもて余の通辨を要することなく始終帝御一人にて御直さに之に應接し玉ひけり其時の談判如何なりしや余は知ることを得ざりしが後にて承れば帝は其席に於て英政府の處分は道理に悖れる事を提擧まていと劇烈に之を駁撃し玉ひしとのことあり其時帝の聲を勵まし「余は英國の賓客なり決して囚虜の身にはあらず自ら英國に來りて其國法の保護を依頼したる者あり然るに英國は余が自由を剝奪したる

那翁航海日記

ものなり暴虐無道を以て脅迫せんとならば兎も角も余は斷乎として此の如き耻辱ちじやくを甘受する者にわらずとまで抗論し玉ひしと云ふ是日帝之英國政府の申渡書を余に命て翻譯せしめらる即ち其の文左の如し

○英國政府大臣ノ名ヲ以テ海軍大將ケイツヨリ申シ渡ス條件左ノ如シ

ポナバルト將軍一身上處分ノ儀ヲ可成速ニ承知スルヲ欲ス可シ故ニ卿ハ左ノ條件ヲポナバルト將軍ニ申シ渡ス可シ

一我英國ノ權利けんりニ於テ又我が同盟國ニ對スルノ義務ニ於テ之ヲ判決スルモポナバルト將軍ガ歐州大陸ノ平和へいわヲ壞ルノ機會又ハ其手段ヲ有セラル、ニ於テハ容易ちやういナラザル儀ニ付止ムヲ得ズ將軍ノ身上ヨリ此ノ一儀ニ關シテ少シクモ其行爲ノ自由ヲ得ザル迄ニ其權利ヲ剝奪はくたつスルニ至リシ事

那翁航海日記

一三厄里那ヲ以テ將軍今後ノ住居地ト定ム該島ハ氣候惡シカラズ又該島ノ地位ちゐモ成丈ハ將軍ヲ寬待スルコトヲ得畢竟該島ヲ撰定シタル所以ハ將軍ヲシテ全ク他人ト交通かうつうヲ得ザラシムル爲メ已ムヲ得ザル處分ニ出タル事

一將軍ガ英國ニ同伴セル其隨行員中サウアリー并ニラルマンノ二將ヲ除キテ三名ニ限り外ニ醫官一名隨行セシムルヲ許可ス但シ右ノ四名ハ英政府ノ許可ナクシテ妄リニ該島ヲ離レテ他行スル事ヲ得ザル事

一英政府ニ海軍少佐ジエオルジニ、ユックブルヌヲ喜望峯并ニ其近海ノ艦隊指令官ニ任シ併セテポナバルト將軍并ニ隨行員ヲ三厄里那ニ護送ごせうスル事ヲ命ゼリ右ニ付委細ノ條件ハ追テ英政府ヨリ同人ニ通達アル可キ事

一コックブルヌハ不日發程はつていス可キニヨリ將軍ヲシテ成丈急速ニ其隨

行員ヲ指定セシム可キ事

右の申し渡し書を受取りたるも余等今更に驚くべきにあらず三厄里那に遠流の身とあらんことと固より余等の覺悟する所なりと然れども今日のあたり右の申渡を受けたる時に之落膽のあまりに一言も出でざりしが獨り帝御一人は例の如く相かはらぬ御容体にて甲板上へ立ち出でられ御顔色も平常の通りに悠然と見物人を眺め居られたること偉じけれ

○七月三十一日 サブアリー并にラルマンの二將帝の隨行相叶とざ

りし事

斯くて余等の一身上はいやまして悲惨なる逆境に陥りぬ胸にせまれる憂鬱の切あるは何に喩へん様もなく最早歐洲を始めとし故郷に残りし最愛の妻子より死生を誓ひし知己親友にも永き別れを告げでは叶はず憐れ今より之何に一つの樂みもなく常に手馴れし業までも悉

那翁航海日記

く之を見捨てて天涯萬里絶海の孤島に流し遣らるゝ身とはなりぬ扱ても英政府は余等に對して斯る憂き目に堪へがたくば帝に隨行しまゐらする一念を斷てよがしと云はぬ斗りの有様にて余等實に進退維れ谷まりていよく絶体絶命の場合となり余等日頃信する聖教の訓戒を破るか將た異卿の鬼と死するか二つに一つの外はなきに至れり其時余をして今一しほの悲歎を増さしめたる事の出來せしと他にあらす彼のサブアリー并にラルマンの二氏が隨行を止められし一件にて二氏は之が爲めに最早生きたる者と思れずして首斬り臺に上りたるに異ならず其故に英政府は無慙にも國事犯と常事犯の區別もなさでやみくと此の二將を佛國に引渡し空しく刑場一片の露と化せしむる者と謂ふべく英國は其の法律の正義に倅り殘虐を逞ふすることもよも斯くまでにはあるまじと思ひしに噫最早斯くなりて之如何にもせんすべなき次第と強ひて心にあきらむるのみ却て説く余等は帝

那翁航海日記

が固より現在の隨行員一同を三厄里那に伴へんこと、叶へざるを知らるにより、唯其の御撰みに洩れて日頃忠義の赤心を畫餅に歸せんかど

今は其れのみ心にかゝりて憂ひ居たり
○八月一日より 帝が余に三厄里那に行くや否を問えられし事并
同三日に至る

に帝御格言の事

斯くて余等の地位之別段かはりしこともなくて其儘に打ち過ぎしが是日の午前に余は在倫敦の一友人よりの書翰を落手したり其の書中に余が今度本國を立退きて海外に赴く事を尤めて箇様なる舉動は人間の罪惡とも謂ふべしなど非難し且つ艦長ソートラン氏に余が帝の御隨行を思ひ止る様忠告なしくれよと頼み越したるによりやがて艦長は余が許に來りて長々と説き出でけるを半分いはせず余之を打ち消して否や拙者の如く中年以上となりて斯く決行致すからには彼の若殿原が一時の血氣にはやる者と同日の談には候はずよくく

那翁航海日記

勘考を尽くせし上にての儀に候へば兎角の御忠告之無用に候とて余は更に艦長に取り合はざりし

又余は毎朝帝の御前にて新聞紙を読みて之を言上申せしが其論說中余等一行の爲めに忠憤の同感を抱く者の所爲あるか將た英國の輿論分裂して記者が自己の意見を述べしものあるか痛く英政府今回の所分を駁撃して余等一行の不幸をバ辨護せし二篇の論文を掲げありけり是れまで佗の諸新聞には甚しく非難を蒙りたるも今此の二篇の世に出るが爲めに頗る余等の冤を晴らしたるの想あり因て推察するに最初英政府は余等に對して非理にも敵意を見せしことのみありしも帝が今日の御様子を見奉り漸く英政府が已に省りみて悔悟の心起りつゝ帝の爲めに眞實の友情を生ずることなしとも謂ひ難く英人中心ある者共も遠からぬうちに余等一行の爲めに之を救ふの議を立つることもあるべしと皆々心竊かに未頼もしく思ひ居れり

那翁航海日記

昨今とても日毎に見物人の數を増加する勢あり帝には例の如く衆人の目前に立ち出で玉ひ英人はいよく敬愛の情を表したり却て説く帝は艦中に在らるゝも更に「チユイヨリ」宮におはせし時とつゆ御容体かえらせ玉て時々甲板の上に立ち出でらるゝにも昔日の如く數名の隨行員御付添ひ申したり又其の室内に居玉ふ時には帝の左右に待する者は唯ルビーゴ一侯并に陸軍大將ベルトランの二氏のみにて佗人は容易く御前に伺候すること叶はざりし故に許多の隨行員中には帝が巴里の宮闕にはせし時に同じく未だ御一語をさへ蒙らざりし者もありたり然るに余は翻譯の事務あるたび御前に召し出されて何に箇の御用を承はりしより帝にも何時となく余を毎夜八時頃召さるゝが例とありて其都度余は拜謁なして種々の御談話申すこといはかりぬ扱て今夕も御前にて御談話の折り帝余に向ひ足下は采して余に従ひて三厄里那に赴くの所存なるかとの御問を蒙りし

那翁航海日記

かば余之形を改めて其之陛下の御仰せまでもなき覺悟に候と答へ奉り尙は又身不肖ながら一旦心を決して巴里を立ち出で此地まで供奉仕り候上は如何ある千辛萬苦に逢ふとも敢て辭せざるの赤心お候へば今度三厄里那へ御隨行申すことおは身に取れて毫もうさこともは思ひ申さず唯今日まで供奉しまるりたる者共は多人數なるに三厄里那へは僅々三人の隨行員に限り申す様承り候へば若しも御前途を見届けまゐらすることの叶ふまじくやと晝夜夫れのみ心痛致し居り候儀なれば何卒右の三人中へ御加へに相成り度特に今度妻子をも打ち捨て、供奉申せしことに付世人よりは様々と非難致し候者も之れあり候へば此上は古里に残せし妻子に對し候ても我が良心に對しても全く身命を抛ちて帝の御行末を守りまゐらせ聊かたりとも帝の御爲めとなり申し候はでは折角に思ひ立ち申せし甲斐もなきことおゑ此の身之最早や我が君に捧けたるに同じこと憐れ如何にもして御伴

那翁航海日記

の叶ひ候様にどひたすら神にかけ祈り居り申し候と述べにけるが此の御談話中にベルトラン夫人は何に思ひけん帝の御召もなく又拜謁をも願はずして直ちに帝の御居間へ駆け入り吾を忘れて聲振り立て「我が君様に何とて彼の島國へ赴かせ玉ふぞや早や思ひ止り玉へ又我が夫にも思ひ止らせて玉はれどあまりの不意に流石の帝も聊か打ち驚かせ玉ひしも忽ちに御心を鎮め玉ひていと静かに之に答へ玉ひけり夫人は御答を聞きも果てず又もや息せき外遊へ駆け出でたりと思ふ間もなく船中俄かに噪がしく水夫等は皆船の方へ馳せ行く様子あれば帝は余に仰せありて鈴を鳴らし小使を喚ばせ玉ひ彼の物音は何事の出来せしぞと問ひけるに小使を畏まりて「只今ベルトラン夫人が船の方より海中へ身授げせんとせらるゝを水夫共あはて集りてやうゝ抑へ止めまゐらせしにより斯くは騒ぎ立ち候とのことなりし嗚呼此の夫人の突きつめし舉動に付きても當時余等が千々に碎きし

那翁航海日記

心の中の如何にありけん讀者よろしく推したまひぬかし
翌朝ルビーゴ一侯には余に向ひて語らるゝ様此程より隨行員の御儀に付て之帝とも御相談申し上げしが帝は縦ひ隨行員を二人に減し玉ふとも貴殿を其員中に加ふべまど仰せありしとの事なれば貴殿といよく供奉せらるに決定したりと余は心のうちに帝の思召をいと有難く覚えしが又ルビーゴ一侯の御執成なくば此の有難き御思召を承へることの叶はざしならんと深くも同侯に向ひて謝したりけり因みに記す此の儀に付きては昨日も余は直きゝ帝に御願申せしかども其折り帝に之兎角の御答へあかりき此元來帝の御性質にて此後もて斯る例のいと多かりしなり
今度の隨行員中には余が平素より知己とては一人もなし但しベルトラン氏并に同氏の夫人は余が嘗て公用を帯びてエリリに赴きし陣に懇意を受けし事ありたり當時ベルトラン氏とエリリ軍隊の指令

官兼知事たり

又ルビーゴ一侯とは余が帝に仕へし前まで何となく付合ひ悪き人と思ひ居たりしかども一旦親しく交を結びて見れば案外にて今之互に打ち解け語らひぬサブアリー氏之眞實に帝を信愛しまるらせし人にて其天性正直にして最も恩義の情感に深し然れば余等永く起居を共にせしことならば互に懇意の中どもあるべきに惜むらくは半途にして手を別つの場合となりしことを

今夕(即ち八月二日の夜)も帝には例の如く余を召されて御談話ありたる末三厄里那の地理に付きて種々の御尋ねあり彼の島にも人類の棲息し得べきやなど仰せありたり暫くありて帝又余に語らせ玉ふ様「其は兎も角も足下は我が三厄里那に行くことは最早決定したりと思ふや嗚呼凡そ人たる者が自ら敢て觀念して三寸息絶えんに如何で同等人類の支配を受くることを甘んせんやと其時帝之余と共に室内を

逍遙して更に御顔色之かはらざりしも何にか御心に深くも感慨を起し玉ひし御様子にて再び御言葉を繼がせられ我れ時としては足下等に別れんと覺悟せしことのありしが其は我れに取りて左まで難きことにはあらぬぞ彼の憤懣に堪へざる様のこと出来なして我が心の激發を抑ゆることなく其の勢にまかせなば我れは一思ひに足下等と此世の別を告げんこといと容易く何事も此に止みぬべし然らば足下等は身命を全ふして歸國をし妻子に再會することを得るからん殊に我れは死生の事に付てはあまり懸念せざる性質なり九泉の下にも亦刑場なりとの説あれども是れ畢竟人の自殺を止めんとて設けしのみと或る論者の評せし我れ亦同意なるぞ上帝は固より慈悲深くおとすなれば一方に之を救ひ一方には之を罰し玉ふが如き道理ありとも思はれず況や我れ此の世を去るの覺悟を我れ一身の爲からで國を思ふの赤心よりのことなれば決して上帝の罰を蒙る謂れなし又よしや

果して死後に刑罰ありとて何の恐れかあるべき唯上帝の御詔へま
 ゐるに聊か遅速の差あるまでのことよと思ふに如何にと余は謹みて
 帝の御言葉を聞き畢りつゝ頗る其御覺悟の非あることを諫めばやと
 思ひ帝に向ひ申す様古の詩人又々哲學者あとの申せし言にも凡そ人
 たる者が艱難苦痛の逆境に臨みて之を耐忍致すことと上帝に對して
 愧ぢざる程の善行なりとこそ承り候へ總て人は一旦不運に陥り之
 を耐忍する中にも自づから名譽の存することにて況や陛下の如き天
 空海濶の大度にましくて日月と光を争ふべき高尚の御性質にて在
 らせらる御身が自から匹夫匹婦の地位に卑屈し玉ひて輕るしく
 御覺悟あらんとは以ての外のこと候嗚呼昨日までは世界の運命を
 一手に握り億兆の欽慕を受けさせ玉ひ枚擧するに暇わらざる程の大
 業偉勳を立てられし御身が縦ひ如何なる逆境に臨み玉ふとも無知文
 盲なる下等社會の者共が一旦賭場に大敗して失望のあまりに暴怒を

發し又最後の妻を佗人に奪はれ此の世に生き甲斐なしと自殺するが
 如き醜体を何とて學ばんとはし玉ふぞや若し萬一にも左様の御覺悟
 わらせ玉はんにて御身の上は扱て置きて御身の此の世に在らるゝ限
 り憐れ時來らば今にもと朝夕に望みを陛下にかけまらする佛國恩
 顧の諸將を始め今日まで供奉し來りたる吾々風情に至るまで如何致
 し申すべき且つ又此の末歐洲諸國の敵が何程に無理非道を働かんも
 帝には却て自ら貴重なる御一命を抛ちてますゝ敵に跋扈せしむる
 地位を與へ玉ふ御覺悟にや今にも現に其敵國の中には陛下に對して
 非道の舉動をせしものゝ目前に候ぞや唯之れが爲めのみにても今
 死し玉ふことは思ひ止らせ玉ひて如何にか男兒たる復讐をばなさで
 果つべき加之世上に誰あつて未來の形勢より生すべき事共を明白に
 見透す者の候べき又誰あつて其事共を今日より確實に指し示めして
 豫言する者の候ふべき然れば此の以後英政府内閣の更迭あしとも又

那翁航海日記

其内閣員中に死する人なしとも申されず又或之英政府中一場の紛議起りて内閣の分離を生ず其れ等の爲めに吾人の運命を開くの時節到來せんこと之れなしとは保證し難く候ぞと精神をこめて申しければ其時帝には打ちうなづかせ玉ひて足下の諫言中には尤もなりと思ふ次第もあれど嗚呼彼の三厄里那の如き彈丸黒子の僻地に在りて何事をか爲し得べきと仰せあるを余は推し返して不肖ながら某は此末陛下の左右に在りて陛下并に自己の目撃したる既往の事蹟をば御物語の種とあして月日を送り申さんには我れ識らずに徒然を慰め玉ひて時節を待ち玉ふことを得べく抑も陛下が今日までの御事業と申すも昔し大名を宇宙に轟がしたる歴山王又之攪撒の流亞とこそ見奉りて候へ然れば是れまで親しく經歷し玉ひし活歴史を反覆して思ひ出させ玉ふまに筆記なさしめ玉は誠によき御慰みともなり申すべしと答へまゐらすれば帝は此といみじくも申したり能くこそ案じ

那翁航海日記

出でたれ是れより我も足下と共に歴史編纂に従事するとせん時日を苟り盡くす利鎌は勉強に若くものあらず何は兎もあれ人事を盡くして天命を待んことと争ふべからざるの道理あれば我れも惜しからぬ餘生を保ちて悠々と此の世を終へべきことを決定したりとて是時より帝は御心いと爽かに打ち解け玉ひし如く目下非常の逆境に陥らせらるゝにも拘はらず常に世上の四方山話のみお打ち興せられて暮し玉ひけり

○八月四日 プリムツツ解纜の事マンシニ海峡(即ち英佛間の海峡)に向ふて直航の事帝抗辨書を英政府に送り玉ふ事

今朝未明より船中にて解纜の用意に及びつゝ何處に向ふともなく直ちに本艦を抜錨したり但し昨夜英政府より何か命令下りしと云ふ扱て此の出帆につきては余等大に疑惑を抱きたり其は如何にとなれば現に英政府の公報にても又新聞紙と世上の風説にても余等を三厄里

那に送るの船は儘かに「ノルタンメルラン」号と定まり同号は目下シヤ
ンタン又ハポールムツツに碇泊して其準備最中ありと聞くからには
「アルタンメルラン」艦が本港に着するまでに尙は八九日の時間を費す
べしと胸算してありしところ斯く火急に本艦の出帆せし何とも解
し難く又此の艦即ち「ベレロフォー」号と最早古船となりて外洋の遠
航には堪ゆべくとも見えず且つ艦内に遠航の食料を積込みしことも
聞かざるのみならず彼の三厄里那へ航行するに之始終逆風に向ふこ
とあれば旁以て古るびたる本艦を直ちに該島へ航行せしむる謂れな
く扱ては何處を指して行くことにやと皆々眉をひそめて耳語さあひ
居たりしが早やマンシニの海峡も間近くありしと見る程にやがて佛
國の地方を指して舵を取りしかば余等といよく「惑ひあきれて或は
内々英政府の模様がはりにて三厄里那へ余等を送ることの一時見合
せとありたるにあらざるか其れにても尙は三厄里那へ送らるゝには

まさる心地するなど評ぞける又當時余は心竊かに以爲く今度英政府
の所分に付て之必ず帝より今一應は抗辨書を差し送らるゝことなら
んと思ひ居たりしかども帝には更に其邊に心をかけさせ玉はざる御
様子なり因て余は試みに抗辨書に擬するの草案を作り之を帝の御覽
に入れけるが帝にも御同意にてありしと見え少しく自ら文章を刪正
せられ再び余に淨書を命じ玉ひ直ちに之をケーッ將軍の許に送られ
ぬ

○抗辨書の寫

余ハ茲ニ上帝ニ向ヒ又億兆ニ對シテ余ニ非義ヲ加ヘタル者ニ公然
抵抗ス可シ余ハ今ヤ人生ノ最モ貴重ス可キ身体及ビ自由ヲ佗ノ暴
力ノ爲メニ毀損セラレタリ余ハ固ヨリ自ラ望ンデ英艦ニ搭シタル
者ナリ決シテ捕虜ノ身ニ非ズ畢竟余ガ本艦ニ投シタルハ該艦長ノ
之ヲ勸誘セシニ由レリ當時艦長ニ於テハ政府ノ命ヲ領シ余ガ英國

那翁航海日記

ニ趣クテ欲セバ同伴シ必ズ之ヲ優待ス可シト明言シタリ故ニ余ハ其言ヲ信シテ共ニ來レル者ナリ然レバ則チ余ハ毫モ猜疑ノ念ヲ挾マズ自ラ其身ヲ英國法律保護ノ下ニ委シタル者ニシテ余ガ英國ニ來リシ以後ハ己ニ英國人民ト異ナルコト無シ若シ英政府ガ艦長ヲシテ余ヲ勸誘セシメタルハ果シテ其詐僞ノ計ニ出デタリトセン手是レ英政府ハ自ラ其名譽ヲ損ジ且ツ其國旗ヲ汚シタル者ト謂フ可シ嗚呼實ニ英政府ハ此ノ政畧ヲ執リテ遂ニ之ヲ決行セントスル乎余ハ斷ジテ揚言セン英人ノ正直及ビ其法律ニ於ケル其自由ニ於ケルノ事ハ爾來復英人ト共ニ語ル可ラザル者ナリト果シテ然ラハ英國ノ信義ハ余ガ本艦ニ搭ゼシト同時ニ地ニ墜チタル者ト謂フ可シ抑モ余ハ此ノ英國ニ對スル曲直ノ公判ハ須ラク之ヲ後代ノ史上ニ托スベク後人必ズ左ノ如ク之ヲ史上ニ特筆大書セン彼ノ二十年間英國ニ抗敵シタル一將軍ガ其時ノ利アラザリシガ爲メニ自ラ來テ

身ヲ其國保護ノ下ニ托シタリ英人タル者ハ宜シク此ノ機會ヲ期トシテ其信義ヲ世上ニ發表ス可キ者ナリ然リ而シテ當時英人ハ彼ガ如キ青天白日ノ行爲ニ對スルニ果シテ何等ノ事ヲ以テセシヤ管ニ其信義ヲ發表スル能ハザルノミナラズ其ノ右手ニ之ヲ誘招シテ其ノ左手ニ之ヲ拉シ去テ刺殺シタリト

「ペレロフオーン」艦航海中ニ於テ

ナポレタン

余之今朝ロビーゴー侯より聞きしに帝之余を英國總理大臣の許へ使節に差立てられんとて其事を艦長に謀り玉ひしも艦長之固く之を御拒絶申したる由

今日之海上波暴らく風烈しかりしかば余等ノ一行は瞑眩して苦しむこと太甚し但し余も是れまでは船痛みの弊ありしも今日は何とも覺えざりし此は當時深く憂慮に沈み入る事の多きが爲めに感ヒの薄く

那翁航海日記

那翁航海日記

ありたりしものか抑も本艦がブリームツツ港を發するや最初は東に向ひて泔合遙かに乗り出だせしが暫くありて又もや地方を指して乗り戻り其船体を廻轉したりしは余等其の何の故なるを知るに由ありき

○八月五日 帝が余を信ずるの深きことを証し玉ひし事 今日にありても本艦は尙はマンシユの海峡として進行しつゝありけるが此夜例の如く帝は余を召され種々御談話申してありし折柄帝には深くも余を信せらるゝとて二ヶ條の証を示し玉ひぬ然るに此の二ヶ條は之を世に公けにすべきにあらねば故意に之を略しぬ

前に云ふ二ヶ條の中其一ヶ條を今日に至りて最早之を世に公けにするも不都合なきにより左に追記す

當時余が「ベレロフォン」艦に在りし時一夕帝は余と共に船中を徘徊しつゝ御物語ありたり其時帝には着されし「チヨッキ」の下より一筋

那翁航海日記

の帶の如きものを手つから取り出だされ余に渡し玉ひて暫し此物を預りくれよと仰せあり余は何物とも知らねども其儘に受け取りまゐらせて腰に纏ひ居たりけり其後帝は余に向ひて告げらるゝ様彼の一品こそは曩きに余がマルメーゾンを立ち出る時に臨みオルダノス皇后が無理にも仇見として余に取らせし婦人の頸飾なるが蓋し二十萬フランクの價あるものなりと云々扱は三厄里那へ着せし後余は右の一品を帝に返上申せしこと屢ばなれども帝に之を請取り玉はで其儘に打ち過ぎしうち其後余等がロンウートへ轉居せし折り或日余は又々之を返上致さんと申せしに帝には少しく御氣色を損じ足下は此品を預ることの左程に迷惑なるやと仰せらるゝにより余は畏れ入りて決して左様の譯に之候はずと答へしに帝も然らば従前の通り預りくれよかしこのことなりし夫れより余は止むを得ず晝夜之を肌身につけて離たざりしが何日ともなく纏ひ

那翁航海日記

なれて右の品を預りあることをも打ち忘るゝまでになりぬ斯くて
 其後余がコンワードより再び佗に移されし時も此の品のことを思
 ひ出さず數十日を過ぎ不圖したる事より思ひ出し斯る大切なる高
 價の御品を其儘に持參し來りしは余の不覺なり殊に今更之を返上
 するの手段なきを奈何にせん實に粗忽千萬ありと自ら良心に恐れ
 を抱きけり又余の移されし當時は一室に閉ぢ籠められ家の四面は
 番兵に取り圍まれ内外の交通は一切禁せられしにより返上の事な
 どは叶ふべくもあらぬに又余が在島の時日も僅かの時間に迫りけ
 れば余はますく心をいらち如何にしても余が歸國するまでには
 是非に之を返上せんと思ひしも絶へて其策を得ざりけり於是余を
 竊かに決心して偶々余の許へ來りし英人に頼まんものと其傍に島
 守の官吏并に縣令其他属官等の居合せしにも構はず右の英人に
 向ひ余を平生君を信切深き人と思ひ居れり就て今此に折り入つ

那翁航海日記

て一つの御願ひ申し度ことあり何卒御承諾下されまじくや尤も其
 と決して君の身を害し又御名譽を傷くる様の儀に候はず唯余が
 此に帝より預り居る高價の一品あり之を御身より帝に御届けあり
 たく若し此の御願を御承諾下さるゝに於て之愚息に申し含め只今君
 の衣袋の中へ入れさすべしと其時右の英人は何とも答へなけれど
 心中之を承諾せしと見えて徐々に余が方へ歩み來るにぞ余はしす
 ましたりと愚息に其品を持たせ番兵の目前に於て衣袋の中へ入れ
 させける然れば余は最早其品を帝の許へ返上申せしと思ひていと
 心安く歸國したり右の英人の仇敵ながらも斯る場合に快く余が頼
 みを承諾なしくれしは時に取りてまことに心嬉しく覺えぬ

○八月六日 スタルポイントに碇泊の事并に帝隨行員を撰定し玉ふ

事

是日の正午頃に本艦はスタールポイントに着せしが此地は浪暴らくし

那翁航海日記

て碇泊に不便なる場所なり但し此地を距ること僅々の里程あるトールバイは至極便なる良港なるに何故殊更に此地に碇泊したるやいと
いふかしき事共かなと思ひしが後にて聞けば此は現にポールムツツ
に在りて解纜の準備をし居るノルタンメルラン号を迎へん爲めに來
りしとの事なりし果して程なく彼のノルタンメルラン号并に佗の二
艦と共に帝の護衛兵を載せて此地に向ふて進み來るを見受けしがや
がて三艘ひとしく本艦の傍に近寄りて投錨なしたり暫くありて本艦
と佗艦との間に書翰の往復數回に及びたり且つ余等の一行をして上
陸せしめざる様其守の嚴重なるは常に絶へざりし扱て此に至りて曩
きに本艦が俄にブリムツツを發し又航海中故意と迂回したる事に付
ての疑團を全く氷解せり今其理由を述べんに最初本艦のブリムツツ
に在りし時はケーツ將軍も同港に居たりしに英政府より近日一名の文
官を其地に派遣せしむるにより右の文官に那翁を引き渡さるべし但

那翁航海日記

し是れを法庭の申達ありとの電報到達せり然るに將軍は流石に帝を
彼の文官に渡すに忍びず竊に佗の小船に乗りて同港を發しポールム
ツツに趣き今日ノルタンメルラン号に搭して此地まで帝を迎ひに來
れるなり又本艦をケーツ將軍を迂回しつゝ此地に來りしに恰も將軍
と相會するを得たりしものなりと聞く又本艦がトルバイに往かず
して此地に碇泊したるも前以てケーツの將軍の來れるを知りしによ
りてありと
斯くてケーツ將軍并にコックブルヌ將軍を本艦に來りけり但しコッ
クブルヌ將軍を即ちノルタンメルラン号の艦長なり兩人共に帝に謁
見を遂げ後日の事共を彼れ是れと御打ち合せに及び且つ今度の配流
に關する事并に三厄里那島へ行きし後の事等の訓令書一通を帝の御
覽に入れけり然るに其書中に英政府用心の爲とて余等一行の携帶品
を悉皆検査し寶石金銀并に銀行爲替手形の類は一切沒取すべしとの

那翁航海日記

條目あり又今日聞く所に據るに明日よりは余等の身に帯びたる武器は一切剥奪せられいよ／＼ノルタンベルラン号に移さるゝとの事なり余等配流の事に關して英政府より艦長に與へたる訓令書并に本艦長に與へたるケーツ將軍の命令書の寫を左に録す

○ケーツ將軍より「ベレロフォン」艦長ノートラン氏に與へし命令書卿が指揮セル艦内ニ現在ノ佛人ハ盡ク其携帯スル所ノ武器ハ其何物タルヲ問ハズ一切之ヲ沒収シ佛人が該艦ニ在ルノ間ハ卿能ク之ヲ監督ス可シ若シ佛人ヲ佗艦ニ移スヲアラハ即チ此ノ命令書ヲ該艦長ニ送致シ其監督ノ責任ニ當ラシム可シ

千八百十五年八月六日 スタールバイニ於テ

○英國大臣ヨリコックブルヌ將軍ニ與へタル訓令書

一ボナバルト將軍が「ネレロフォン」艦ヨリ「ノルタンベルラン」艦ニ遷ルノ際ニ臨ミテ悉皆其携帯品ヲ監査スベシ此ハ此檢査ヲ施行スルニ

大ニ好機會ナルベシ

一コックブルヌ將軍ガボナバルト將軍ノ携帯ヲ認許ス可キ物品ハ家具書籍并ニ飲料酒ニ限ル可シ此ノ中ニ酒ヲ加へタルハ英國大臣ノ注意亦至レリ盡クセリト評ス可キカ但シ其家具中ニ銀器ヲ加フルハ妨ゲナシト雖モ單ニ其日用ノ什器ニ限ル可ク以テ之ヲ用ヒテ貨幣ヲ鑄造スルヲ得ルノ多量ニ上ラシム可ラス

一ボナバルト將軍ハ其所有物中寶石金銀并ニ銀行爲替手形等賣買ナシ得ベキ品類ハ一切携帯スルヲ得ズ

一三厄里那島ノ縣令ハボナバルト將軍ニ通知ス可シ本國政府ガ今回其携帯品ヲ監査セシムルハ敢テ法律上ヨリ之ヲ沒収スル者ニアラズ唯其島外へ逃脫スルヲ預防スルノ所分ナリト

一ボナバルト將軍及ビ其隨行員ノ所有物ハ同將軍ノ立合人並ニコックブルヌ將軍ヨリ指定セル立合人雙方ニテ之ヲ監査シ其禁制品

那翁航海日記

那翁航海日記

ハ之ヲ封シテ調印シ置ク可シ但シ該品ハ評價ヲ付シ該品ヨリ生ズ可キ利子ハ時々ボナバルト將軍ノ日用費トシテ之ヲ支給ス可シ因テ同將軍ニ於テ若シ費用ヲ要スル時ハ先ヅ之ヲコックブルヌ將軍ニ申出デ同將軍ハ又之ヲ該島ノ縣令ニ申達ス可シ尤モ同縣令ハ追テ該島へ派出セシム可キニヨリ將軍ハ縣令ト協議ヲ遂ゲ不都合ノ廉ナシト認定スル時ハ英政府ノ國庫ニ宛テ爲替手形ヲ發送ス可シ一ボナバルト將軍ガ若シ死去セシ時ハ何等ノ注意ゾヤ其ノ所有品ハ同將軍ノ遺言書ニ由リ之ヲ處分ス可シ本國政府ハ必ス其遺言書ニ違背スルコトナク之ヲ執行ス可シ又萬一ボナバルト將軍ノ死去セシ後隨行員中ニ帝ノ所有品ヲ冒認シテ自己ノ所有タラシメントスル者ナキヲ保シ難キニヨリ預メ隨行員ノ所有品ニ於テモ各自ニ遺言書ヲ作ラシメ其書中ニ目錄ヲ記入セシム可シ

一コックブルヌ將軍ハ縱令ヒボナバルト將軍ニ於テ幾名ノ隨行員ヲ

指定スルト雖モ決シテ三名以上ヲ許ルス可ラズ又該三名ニ對シ預メ着島ノ後ノ處分法ヲ詳細ニ説明シ之ヲ承諾スルニアラズンバ其隨行ヲモ許ス可カラズ又ボナバルト將軍ガ萬一島地ヨリ逃脫セントスルカ如キ事アルニ於テハ同將軍及ビ之ヲ助ケタルモノニハ禁獄手段モ亦タ甚シク命スルノ預定ナルニヨリ前以テ其旨ヲ諷諭ス可シ(其後英國下議院ノ議決ニテ若シ帝ヲ助ケテ逃亡セント謀ルモノハ死刑ニ處スベキ事ニ決セリ)

一凡ソボナバルト將軍及ビ其隨行員へ送達シ來ル書信ハコックブルヌ將軍又ハ該島縣令へ差出し開封檢閲シテ支障ナキヲ認許シタル分ハ本人へ交付ス可シ又ボナバルト將軍及ビ其隨行員ヨリ歐洲大陸ニ向テ發送スル書信モ同上檢閲ヲ經テ之ヲ發送セシム可シ

一コックブルヌ將軍又ハ該島縣令ヨリボナバルト將軍ニ通知ス可シ今後將軍若シ意見アツテ英國政府ニ申請スル等ノ事項アルニ於テ

那翁航海日記

那翁航海日記

ハ自由ニ之ヲ申請セシム可シ但シ該申請書ニハコックブルヌ將軍
又ハ該島縣令ニ於テ其意見ヲ添書ス可キニヨリ開封シテ之ヲ差出
サシムベキヲ要ス

右の如き人に恥辱を與へたる暴設無禮の訓令書を見たる時余等の頭
腦は殆んど裂けんとするの苦痛を覺えたり

扱て帝にはいよく今日限りに隨行員を御撰定遊ばされでは叶えぬ
場合に差迫りたるにより即ち陸軍大將ヘルトラン氏及び余とモン
ロン氏クルゴルゴの四名を撰定し玉ひけり蓋し訓令書には三名を
限るとわれども此之武官を指して限れるものなれば帝之余を無官の
者と看做して隨行中に加へ玉ひたるなり

○八月七日 余の海軍大將ケイツ氏に談判せし事帝の所有品監査の
事帝「ベレロフォン艦を立ち去り玉ふ事ルビーゴ」侯帝
に御別を惜む事三厄里那へ向ふて航海する準備の事

那翁航海日記

帝には「ベレロフォン艦より移されて將さに加へられんとする非道に
付今一應英政府に抗辨なさんどて余をケイツ將軍の許へ遣へされ
り其時將軍は「トンナン号と云へる艦に乗り込み居ることにより
余之該艦に赴きて面會の儀を申し入れしが熟らく將軍の容儀を見
るに年老たれど何處となく優美にして又其中に自づと氣高く見ゆ
る所ありて余をいと懇ろにもてかし帝より御申し傳への儀之當方よ
り追て書面にて御答申すべしとて成丈余と直接の問答を避け居たる
様子なるも余之更に之を顧みるに暇あらずして將軍に向ひ帝が目下
の御有様并に帝之近日より御足痛にてあらるゝ事又之帝も成るべく
之島地に赴くの期日を猶豫せられん事を望まるとなど談じ初めしに
將軍之之に答へて「足下も亦海軍に勤務せられし筈なれば大方之御承
知あることならん此の港内の如き碇泊に不便の場所には長く猶豫し
居ることの叶はぬものなりと説きしは余も流石に其理ありと覺えぬ

那翁航海日記

因て余も又將軍に向ひ形を改めつゝ、扱は今度貴國政府より示されたる訓令には帝の所有物までも一々監査に及ばるゝとの箇條も相見えたるが此の箇條に付て帝にも大に不興に思召され斯くあらば寧ろ所有品を海中に投ずるを快よしとせらるゝ御様子なりと申せしに將軍之之に答へて「其儀は本國政府よりの命令に候へば拙者が一箇の意見にて之に違背する事の叶はざる次第なりと余又言葉の端をかへて「又承はれば帝の佩ばせ玉ふ御劍までも剽奪するとのことなるがよも左までに無情なる御處分と之れあるまじと考ふるゝ如何にと聞きもあへず其は仰せまでも奇きことに候御劍と其儘に佩かせ玉ふとも何かえ苦しかるべき然りながら帝御一人を除き自餘の隨行員は孰れも脱力致さる儀と御心得あるべしと答ふるに余も我が身のまをりを指し示して「其儀は拙者は今朝貴艦に參る節に已に斯くの通り帶劍を剽奪されて參り候と云ひたり

那翁航海日記

其時將軍の書記官一名其傍にありけるが此の談判を聞くや英語もて隊を入れて「イヤ將軍よ彼の訓令書によれば帝の御佩劍も叶はぬやに存ずると云ふに將軍と振り向きて又英語にて「我輩の談判は我輩の談判あり足下は足下の事務を執るべし何ぞ他人の職權に干渉するに及ばんやと一言の下に之を遣り込めたり余は尙ほ此の談判に續きて今回英政府より加へたる非道の處分前後殘る方なく之を擧げて又云ふ様拙者は今日使節として參りたる者あれば今回の事情を述ぶる儀も責任の儀に付是非に及ばず一々之を告げ申すなり貴殿に於て能く御聞取下されしとてひしゝど之を話しかけたるに將軍と余の話の局を結ぶを待ち遠き機にて後には雙方共に立ちあがら話しするに至りしが少しく言葉の途切ることあれば將軍は速かに余を去らしめんと心をいらちけり余は一々事情を述べ畢りて形を改めて之を詰むる様「抑も帝及び余等が此度英艦に投じたるは畢竟艦長ノートラン氏が甘

那翁航海日記

言をもて之を誘引し本國政府の命令もあれば心置なく御案内申すべし云々と申せしより余等は其招待に應じたる者にて決して捕虜の身にては之れなく且つ帝よりも貴國總理大臣の許へ送らるゝ親翰もメイトラン氏は儘かに目撃致されたる始末に於て更に疑ひもなき筈あるに豈に圖らんや今日となりて斯る非道の處分に及ばるゝは如何にも其意を得ざる次第ならずやと其時將軍には怒りの色面にあらはれ「果して仰の如くなれば其はメイトラン氏が自分一己の取計にて御案内申したるまでにて近頃不埒の事共なりと申すの外なし固より本國政府よりも當方よりも更に左様の儀をメイトラン氏に通達せし覺えは之れなく候ぞと答ふるを余は推し返してメイトラン氏を辨護して云けるはさりながら貴殿と現にメイトラン氏の長官に候へばよしや同氏が自分一己の取計にもせよ其不埒と貴殿に於て責めずしとは申し難く且つ當時の事情は獨りメイトラン氏一人のみならずホウタン

那翁航海日記

將軍其他の將校方にも十分承知の儀と存するに此度の處分は前後共に貴國政府の所爲たること明白なり何ぞメイトラン氏一人に其罪を歸するの道理あらんやと言ひ放ちしが最早談判も無益にて且つ將軍の迷惑の体なれば余は暇を告げつゝ其儘帝の許へ復命に及びたり是日英國税關の役員一名并に海軍大將ケーッ并にコックブルム氏來りて帝の所有品を監査し御手許の蓄金四千ナポレオンをば無慙にも沒收なし其中より日用の御小遣料として千五百ナポレオンをば残し置きたるのみ嗚呼痛ましいかな最早帝の御財産として此の小遣料の外一金も之れなき御身の上とあらせ玉ひぬ又此の監査場へ余等固より立合ふべき權利あれども故意と之を辞退して彼等が爲すが儘に致し置きたるより海軍大將は頗る之を不満足に思はるゝ様子に見へたれば此の所有品監査の一條は帝を始の余等一同の憤懣を招きたるを知りしのみならず自身にも亦此の不正の事

那翁航海日記

を執行するの慙愧を覺えしことならん
 去る程に帝を始め奉りて一同いよ／＼「ペレロフォン」艦を立ち出る
 時刻に迫りけり帝と先刻より御居間に閉ぢ籠り玉ひてペルトラン將
 軍と何か長々しき御話しありし様子なり其時余等は隣房にありける
 が暫くして帝の御居間の戸が開くやルビーゴ一侯と帝の御膝に打ち
 臥して御手を把りつゝ聲を放ちて御別を惜み奉り居れり然れど帝に
 と例の如くにて深くも悲歎に沈み玉ふ御様子もなく従容としてルビー
 ゴ一侯を引き寄せられ永の別れを告げ玉ひぬ兎角するうちに帝には早
 や舟に乗り込み玉ひしが舟が本艦を漕ぎ離るゝまでは艦内にて親ま
 れし人々に向ひていと御機嫌うるはしく黙禮をし玉ひけり扱て又是
 れまで帝に隨行し來りし者には隣れにも本艦に取り残されし人々を
 何時までも甲板上に立ち並びて帝の御影を海上遙に見送り奉りて孰
 れも熱涙に袖を絞り居たり其時余はケイツ將軍と談話なせしが此有

那翁航海日記

様を見て將軍に向ひ之を指し示して「アレ御覽せよ彼處に泣き居たる
 者共は皆今度の隨行に洩れたる人々にて候ぞと申したりき
 斯くて帝及び余等の隨行員と午後一時或は二時頃に「ノルタンメルラ
 ン」艦に乗り込みたり帝に之該艦に移らせ玉ひしより直ちに甲板上を
 見廻りおぼして在艦の英人等と親しく御談話あらせられたり
 是日「ノルタンメルラン」艦が將さに抜錨し去らんとするの時に臨みて
 馳せ來る巡邏の小軍艦の如何なしけん見物人の小船に衝突して看す
 く其一艘を沈めたりアナ無慙や此の見物人遠方よりわざわざ來り
 たる者の由にていと氣の毒のことゝ謂ふべく其中に婦女二人は終に
 溺死を遂げたりと云ふ是於本艦はいよ／＼三厄里那に向ふて解纜す
 ることゝはなりぬ但し今日は「プリムツツ」に着してより十三日目巴
 里を立ち出でしより四十日目にてありき
 却て説く余等が「ペレロフォン」艦に在るうち艦内の人々帝を尊敬せし

那翁航海日記

ことに付英政府より嚴責ありし由にて今度之左様の不体裁ある可らずとて本艦へ通達つうたうありしとのことなり其の故にや余等が本艦に來りしより艦内の取扱とらひ昨日きのうにかこりて見ゆるのみならず艦内の人々は絶へて帝を尊敬たがひせらるる者なく折かりには帝の御前にて脱帽だつぼうする者あるも人目を憚りて急いそぎ元の如く之を戴いたきけり且つ又帝を稱するに之將軍を以てし其待遇も一將軍の資格に準すべしと英政府より嚴達ありしと云ふ嗚呼帝の御身が斯くまで艦内の人々に見下げられ玉ふ御有様になりゆきしも全く皆英政府が卑怯ひけつの手段しゅだんに出でたるものにして前日之英國人とても帝をバ佛國の大統領とも仰ぎ又屢ば巴里に於て條約を結びたる君主に對して斯る非道ひだうの舉動あると何事ぞや然れば此の一儀に付ては帝にも深く御逆鱗ぎやくりんまししく時としては御躰ごたいを辱はまし玉ひて艦内の者共が我を何と稱するとも我れ之敢て帝王たるの威嚴かげんを墜たすまじきぞと申されける此はまことに道理至極の御事に

那翁航海日記

て嘗て歐洲大陸をば馬々蹄うまづまにかけ玉ひし帝の御身を稱し奉るに唯將軍とのみ申せとは英政府の爲めにもいと片腹痛かたはらいたき心地とする嗚呼回顧し見れば帝の御威德盛んなる時代には帝の御心のまに／＼歐洲中にて七八人の帝王をも立てさせ玉ひ其内に之現在げんざいに尙ほ帝位を占むる御方あるならずや且つ又帝には十年間佛國の皇帝と仰がれ玉ひ彼の宗教上の神聖權を有する羅馬法皇の爲めも皇帝と祈いのられて一天四海を掌握せうあくし玉ひつるものを其上に御治世ごちせい續つきなば目出度めでたき二世三世と御子孫にまで一家の帝統を垂れ玉ひしいとも尊たき御身にこそあれ又歐洲中の諸國にまで其皇帝と仰がれ且つは其の待遇たいぎうをも受けさせ玉ひ現に各國の王家とは親おしく御縁組ごえんぐみ遊あそばされて孰れも御親戚の間柄まがらひにおはすなり然ればとよナポレオン家の皇祖にまします帝の如きと古今未嘗有ここんみそつうゆうの三德即ち宗教の王政治の王武力の王を兼ね玉ひし御身にて天晴あつぱれ歐洲開闢かいびやく以來例しなき御事と聞えける斯る尊たき御身

那翁航海日記

なるに今や英政府之如何に成敗其他を換へさせ玉ふにもせよ之を輕ろしめ奉りて單に將軍の稱号を下せしこそかへすべくも口惜しき次第なれ然るに帝に之斯くなりゆかせ玉ふ前に之若しも英國に赴きたらんには自ら變名してシユロツク又之ミユイロン大佐とのみ稱せんと思召されしも只今の如く彼より敢て將軍の稱号を下したる場合に至りたれば帝に之大に之を憤られて前日の思召を打ち捨てさせ玉ふけり

○八月八日より
同十四日に至る

艦中にての御行狀の事

是日艦内の準備未だ全く行届かば彼れ是れと立ち騒げり但し昨日拔錨の際には荷物など積上げたるまゝにて一々之を配置おさゞりしが故なり而し帝始め余等の部屋は大畧左に述ぶるか如し
抑も舳の櫓の兩側に入込の部屋二間と一人宛の部屋二間とあり其中

那翁航海日記

入込部屋の一間を會食場と定めたり其場の廣さは横は十尺豎は本艦の幅一杯なり又艦の兩側には各一つの窓あり又天井を玻璃もて張り詰めたり扱て又其入込部屋の一間并に他の二部屋と其中入込部屋を會堂とし其他を別室と云各室より會食場へ通するの入口を設けたり而して又其別室の左の方なる一間を帝の御居間とし其所に帝御持參の陣中用の寢臺を据えたり又其の右の方なる一間はケーツ將軍の部屋とし又其會堂は殊更に英政府よりの命にて共有となし決して帝御一人に貸與す可らずとのことなるが實に英政府の處分は箇様の些細なることまでも帝を困め奉らんとすの注意を尽くせり

同七日 天氣の模様悪しければ風雨の來らぬ先きにマンシニの海峡を乗り抜けばやと急ぎつゝ英國地方に沿ひて進みたり此の航海中にも海岸に見ゆる市街へと睨を出して食料其他の缺乏せし諸品を買はしめけり今日ブリムツツ及びホールムツツの兩港より余等の一行を

那翁航海日記

護送する爲め軍艦二艘之本艦に追ひ付き來れり
 同九日 最早ガスコーギニ灣を打ち過ぎてヒニステイルの岬を廻り
 たり始終追手ありしが風の力弱かりし此頃より氣候漸く炎暑に赴き
 余之何の樂みもなく徒然を送りかね心困しきこと限りなし帝には毎
 日御居間の中にて御食事ありしが別に定りたる時刻もなく御氣の向
 きたる折りくくに御膳を召させ玉ひけり又余等は自國の風により午
 前十時に食場に就くも英人は其慣習として午前八時に食事をしまへ
 り是日朝のうち余等をかゝるく召されて航海日記を取り寄せられ
 是まで來つる海上の里程并に風の方位其他新聞紙上に載する世上の
 近況など御問答ありたり又今日帝は久しく御讀書遊ばさせ午後四時
 頃漸く衣服を改められ會堂へ出御あらせらる其時は余等を御相手と
 して將碁の勝負ありしが暫くありて海軍大將ケーツ氏にもまゐられ
 たりやがて五時の点鐘に至れば大將之帝に御食事のことを申して御

那翁航海日記

居間へ案内致されたり
 抑も帝の御平生之食事の御時間甚だ短く大抵十五分時間にてしまひ
 玉ふ御習慣にてありし然るに本艦に移らせ玉ひしより艦内の食事時
 間は殊の外に長く一時間若くは一時間半に渉る程なれば是にて帝も
 困じ果て玉ひし御様子なりき然れど帝には毫も其氣色を見せ玉せず
 御容体之常にかはらせられしことかく又其料理とても本國の風味と
 異なれども右様の事につきて之帝に之御一言の評をも下し玉はず又
 御好みと申すことなく又別に御嫌ひと云ふものもなかりけり帝の御
 後に之常に二名の給仕人付添ひまゐらせ其御用を承り居れり又帝の
 御食事中之ケーツ氏常に御前に伺候し浮世の義理に心おぼせずも帝の
 召上り物さぞ種々御好みは如何とて御會釋申し上ぐるを例としける
 が帝に之毎度其儀に及び申さずとて固く辭退せられしにより後には
 唯同氏の給仕人に料理の事を打ち任せ右の給仕人にて萬端御食事の

那翁航海日記

品定めすることいはなれり然れば帝には最初より其れ等の事には一向に御懸念なかりしなり又會堂にて滿座の人々が四方山の雜談あるも帝御一人之無言にておはしけり唯海軍大將が已れの賓客として招待せし事ある時には帝之其人々に向ひ學問上の御質問あらせらるのみ其れとても自國の語には少しつゝ御談話遊ばされ其節之余常に御前に在り通辨の役を勤めたり

世人も知る如く英人の癖として食後に之茶を呑み煙草をくゆらし長々と雜談などして容易に其席を立たざるを例としけるを帝は此の慣習に對して御迷惑の体なりしが本艦に移り玉ひしより食後は直ちに立ちて甲板上に出でられ暫く御逍遙遊ばされたり其節は余とベルトラン氏が付添ひまゐらせける斯く帝が毎度速かに食場より立ち去り玉ふを海軍大將には不滿の様子にて或時属官に向ひ何かつぶやくを折りしも傍に在りしベルトラン氏の夫人之英語を解せしことゆゑ之

那翁航海日記

を聞きかね聲高かに如何に將軍よ早や忘れ玉ひしか將軍が今待遇せらるゝ御方こそ世界の王にまませしものを然ればとよ時めく御代には佗の國王とても容易く御宴の帝に列らることの叶はざりし御稜威をたもち玉ひし御方にはべらすやと云之れて流石に大將も實に御尤の事にて候と答はける元來海軍大將には物の道理を能く辨ぬ且つは信切ある性質にてありしかば其後は帝の御心の程をも推しまゐらせ食事をしまたれバ帝及び余等をして成丈立ち去る折を與ふる様に取りなし是れより帝之毎日直ちに立ち去らるゝことを例とし玉ひ其節は滿座の人々皆な立禮を行ひて帝が全く出でるゝまで之尊敬の意を表せり但し英人等は帝の立ち去り玉ひし後とても尙は長く居すわりて酒など酌みかはせり

當時帝之食後は甲板上に立ち出でらるれば余并にベルトラン氏と御付添申して種々の御談申上げ又夜に入れば帝は會堂にまゐられ半時

那翁航海日記

間ばかり骨牌の御遊をありて其の御相手をも仕り夫れより御居間に入りて寢に付き玉ふこと毎日の様に例となれり

○八月十五日 帝骨牌の遊びに打ち勝ち玉ひし事

是日の朝まだき余等隨行員三名を帝に拜謁を請ひ申したるが此は今日ばまさしく帝の御誕辰に當りしを以て之を祝し奉らん爲なりし帝には早速に召し入れられて御對面ありたれども御誕辰のことに更に御心付かれざる御様子なりき世が世ありせば今日こそ九重の金殿瑤闕に伺候して百官一同に聖壽萬歲萬々歳の賀辞を奉つるの壯觀あるべきに噫されど今は余等が赤心より帝を祝し奉つること却て前日にもまさりていと切なる様に覺えぬ

昨今余等日々の舉動を少しもかはりたること全く毎夜帝の御前にて艦内の將校達と骨牌の伎倆を闘はす外はなかりけり此の骨牌の賭に帝は最初に多く負け玉ふども其儘に止められしことなく必ず幾分

那翁航海日記

かは取り返して後に休ませ玉へり故に帝之大概十ナポレナン乃至拾一ナポレナンを失ひ玉ふが例なりしも今日之海軍大將と賭け玉ひて大勝利を得られ凡そ八拾乃至百ナポレナンを取り玉ひ尙は幾倍も御勝利あらん勢なりしかども帝之詮なきこと一や思ばされけん中途にて之を止められたり斯くて帝が立ち去られし後英人等之竊かに評じあひける様彼れが何時になく勝ちたるこそ奇怪なりと云へば今一人がさしで顔にイヤ今日は八月十五日彼の那翁の誕辰なれば勝ちたるも理りなりと申せしものと笑しかりき

◎八月十六日より同卅一日に至る

是日(十六日)にヒンステイルの沖を過ぎ同十八日ウマンサンの沖より同十九日ジブラルタルの海峡をも早や打ち越し夫れよりマデール港に向ひつゝ亞弗利加の海岸に沿ひて南航せり扱て此の航海中に別記する程の事なく唯少し變りたる話柄あるのみ日増しに暑氣甚し

那翁航海日記

くありて帝には之を避けんが爲め朝のうちには御居間を出で玉えず御着用も襪わらわに御身を纏迄の單なる物に限られ夜も御寐苦おねくるしと見へ屢しばしばば起き出玉ふ又帝には晝夜ともなく御讀書遊おんがくざるを何より楽しみとなし玉ひけり扱て余は左に時々帝より承うけりまゐらせし帝が御幼年の時の御事をば記るすべし

抑も帝は一千七百六拾九年八月十五日即ち「アリンプシオン」の祭日に當る正午十二時に生れ玉ひぬ且つ説く帝の母君は御心も御身体もいと健たやかにねえし玉ひて帝の胎内たいたいにやどらせられし時とても絶たえず戰場に望まれし程の女丈夫にまし／＼ける此日は祭日なれば母君にも寺詣てらまがでありて禮拜らいはいをすませられ家路をさして歸かへらるゝうち俄いに産うの氣けつきて急いそぎ歸りつかるゝや未だ寢臺ねたいを設くる間もなくて室内に舖かき置ける古代名將の像などを織り出せる絨氈じゅうたんの上に一人の男の子をやす／＼と生うみ落おし玉ひしは是ぞ那帝の御事ありけり

那翁航海日記

アヤシオ一の寺院に所藏する洗禮簿せんれいぼに之帝が始めて洗禮を受け玉ひし時の事を記入しあり今此いまこゝに抜萃はつすいせんに曰く千七百七拾一年七月廿一日シヤル、氏とアリイレッツチ、ナ夫人と結婚の間に生れし子息ナポレオンは誕生の禮式を受けたりナポレオン之此前に家に在りてリュシアンボナパルトと云へる高僧より假洗禮を受けたり其誕生日之即ち一千七百六十九年八月十五日あり又此の誕生式たんじょうしきに立合し義父の役は國玉の檢事けんじたるローランドユエビカードカルビー氏義母の役はニユラーパラビシニ氏の夫人ジュルトリウド氏にぞありける此の二人をナポレオンの父と共に此の洗禮簿に貼印ていおんなしたりと

右の抜萃は千八百二十二年エドワールフアブアンと云へる人がアヤシオ一に於て手に入れたるものにして同人の叔父なるボエエーペルロー氏が現に千八百二十四年九月六日を以て余に贈りくれ

那翁航海日記

たるものなり
 抑も帝御幼少の時は萬に倣きいたづら童子にておとしける然れば御
 兄ジュゼーフ公にも一步を譲り玉はぬのみならず反つて同公をも凌
 ぎ玉ふ程なりき或之時として同公が帝の爲めに打たれ又は噛まれな
 どして之を母君に訴えんとせらるゝことあるも帝には同公の御口を
 開く隙もあらせず續けさまに之を打擲し玉ひしと云ふ
 帝は御齡十歳にならせ玉ふ始めてブリエンヌの兵學校に入り玉へり
 當時尙は兎角にコルスの國訛り脱け玉はで自らナポレオンと名乗ら
 るゝをも他人の耳には「ナポレオ子」ぞ聞えける因つて同學の諸生達
 の皆帝の御事を嘲りて「バイエオ子」「鼻に藁の義」と呼びあはせたり
 帝も兵學校に入りし以來は節を折りて御身を謹しみ螢雪の勉めに怠
 り玉はず曾て世人の評せし如くあらしくし御學勤とては露程も之れあ
 らざりしと云ふ又帝に之日頃何につけても深く物事に感し易き御性

那翁航海日記

にははしたり或時學校の取締何某とて聞ゆる苛酷の人なるが帝に少
 しの御過ちありしとて帝の御氣質をも辨えず校則によりて「ビユーリ
 と稱ふる毛織の野服を着せまゐらせ會食所の入口にて帝に諸膝つき
 て喫飯せよと申渡しける此は校則中にて最も恥辱とする罰なりしに
 帝が常に自ら重じ玉ひて如何なることにも堪え忍び且つはいと氣高
 き御氣質なるに今衆人の面前にて斯る恥辱の罰を受け玉ひしかば帝
 と深くも心にもだえ苦まれて爲めに飲食も御口に入らばこそ一時は
 はとく氣を失ふて駭んとまでし玉ひし折から校長は此處に來り其
 有様を見て斯る鋭敏なる少年を苛酷に取扱ふことと甚た不都合の事
 なりと之を解放しまゐらせたり時に又帝の算學教師たりしパットロ
 ール氏も來り大に帝の爲めに救護し其の取扱役に向て不平を鳴しけ
 るとぞ
 扱て又帝が弱冠にもなり玉ひし後は思慮深くおはしまし最も讀書に

那翁航海日記

眼を晒らされて博く諸家の著述を涉獵し玉ひ晝夜何事も打ち捨てられ唯學問方のみに御身を委ね玉ひけるが當時教場取締兼温習助教たりし其人を彼のピッシェグリー氏のことありき

此のピッシェグリー氏はフランシスマンテの人にして元來之農家より出身せし者なるが今其如何にしてブリエンヌの兵學校に來りしかと尋るに抑も此の兵學校の維持法と申すをシャンパーニユの「ミニール」流の僧侶に専ら委任し置きたるものなり然るに此の僧侶等は資力に乏しきが故に當時は學校も振はずして生徒の人数も僅少なりしか

遂に僧侶等の協議にてフランシスコイラなる同派の寺院に合力を依頼せし事ありたり因て其頃よりフランシスコイラの僧にてピッシェトロール氏は此校に來りて教授し其隨從として來りしピッシェグリー氏の叔母なる者は校内生徒の病者等を看護する役を勤めしかば全く其縁故によりてピッシェグリー氏之無學費にて入校すること

那翁航海日記

を得たりしと云ふ却て説く同氏之其學才人に勝れてありしかば幾程もなく上達しつゝ後には教場取締に擧げられ又繼ひてバットロール氏に代りて助教の役とはなりにける

當時ピッシェグリー氏は「ミニール」流の僧とならんことを畢生の志願となし又叔母も其考にてありしところバットロール氏は獨り之を止めて云へる様には今の時世に僧侶の身とならんも詮なきことなり更に奮發して出世の望を遂ぐべしと勸めつゝ同氏を砲隊の生徒たらしむ其折り偶々政府の徵募あるに逢ひければ同氏は下士官に擧げられしが爾來同氏が屢ば戰場にて武功を著せしと世人の皆知る所にして後には遂に阿蘭國の王位を踐むに至りたり然れば此のバットロール氏は己が生徒中より二人まで佛國に高名ある人物を養成したる榮譽を有せる人にぞありける扱てバットロール氏は後にサンスの高僧ア

那翁航海日記

百二十
リエンヌ氏に用ひられて其事務を擔當し居たりしに幾程もなくして佛國に革命の變起りしに右の二人の間互に其意見を異にしバットロール氏は之に反して痛く師の坊の執拗を憂ひ隣家の友人あるダントン氏など相謀り屢ば其の陋見を諫めしにブリエンヌ氏は更に動する色もあかりし於是バットロールは止むを得ず古人の例に倣ひ憐れ我師の坊をして行末空しく刑場に死辱をさらさしめんよりと寧ろ今のうに之を落命せしむるこそよけれと遂に毒藥を與へてブリエンヌ氏を害したりとかや又帝がピッシエグルー氏を見知り玉ひしと御幼年の頃ゆる確的に其人物を知らねども顔のうちに赤痣ありと覺ゆるぞと語り玉ひし然れども實際同氏は左様なる面体にあらざりし尤も同氏は却て帝の御幼少の時の御氣質をも能く存じ居れり嘗てより同氏は勤王党に左袒せしが當時或人が同氏に向ひて「伊太利征討軍の大將(即ち那翁を指す)我が味方に引き入ることの叶ふまじやと問ひしに

那翁航海日記

同氏は余は彼が幼年の頃より能く知れり彼れはなか／＼剛氣の者ゆゑ一旦己が組みたる方に容易に背く様の舉動あるべくもあらず因て彼を我が味方に付んとあらば尤も至急に着手なさで叶ふまじと答えぬ
余は帝が幼年の時の御事に付き世上にて言ひえやす諸説を言上申せしに帝は頗る打ち興せられ左様の事共之皆虚誕あるぞと笑ひ玉ひしが唯其諸説中にて實事なりと申されし左の一條のみ帝が曾て巴里學校に居られし時或る高僧の來りて生徒等に洗禮式を受けさせんと一々生徒の名前を調べける時帝の御名を聞きて高僧は左も訝かしげに眉をひそめ箇様ある神聖の御名は是れまで聞きし覺えなく又曆名(此は古來神聖なる教徒の名を取りて一年三百六拾日の出産の男女に命ずる爲め豫め配り定めしものなるべし)箇様の名前は見當らず因て此者一人は洗禮式を執行し難しと申しける其時帝と斯くと聞くや否

那翁航海日記

や直ちに御聲を勵まされ其の奇怪の申條か亦神聖の御名とても何ぞ一年三百六十日に配當せる者のみに限るべきや尙ほ此の佗にも許多あるべき筈なりと答へ玉ひしと云ふ

且つ又帝には「コンコルダー」の式を受けさせ玉ふまで之御自身の誕生日をしかどは知ろし召さざりし故に其式日を以て御誕辰とは定められたる次第にて乃ち八月十五日と申せしも唯僧侶の取りきめたることゆゑ確實なりとは云へ難きにこそ

抑もブリエンヌ校より其生徒中より撰抜して巴里の兵學校へ派遣なして卒業せしむるを例としけるが乃ち一千八百八十三年には帝も亦其撰抜の員に加りて巴里へ派遣せらるゝことゝはなりぬ此の撰抜の例規は十二兵學校の惣監たる者の將來の望みありと認定せる生徒に限りて之を派遣せしむることにて當時の惣監こそは陸軍大將にて「シニブアリエ」の爵を有せしケラリオール氏なりき同氏は嘗て兵書を著し

那翁航海日記

ことあり又前のデードーボン公即ち當時の拜焉(南日耳曼聯邦の一國王たりし人の幼少なる頃同氏は其師範の役を勤めて之を教育せしこともありて同氏の人となりて温厚なれば惣監に之實に適當の人物とも謂ふべく常に生徒を愛しつゝ自身に親しく生徒の中に加はり遊戯などを共にすることもあり又或は其試験の際に優等の者なれば之を自宅に連れ歸りて食などふるまふと屢ありと云ふ帝も同氏に尤も寵愛せられて特別の信切を蒙り其學業の進みたるを畢竟も同氏が勧誘の力によりしもの多かりし因て此度の撰抜にも帝も巴里へ派遣せらるゝ員中に加へられしかども帝は尙ほ其年齢には達せざりしを全く同氏の推舉にて斯く登擧せられたるものとあり此頃帝には諸學科共に是ぞ優等と云ふ程のこととあかりしも唯算術の一科のみは頗る帝の御長所にてありたり扱て斯く帝には左程に諸學科は拔羣とは云えず且つ未だ幼年にはおとせしめぬ校内の教員等は今一ケ年も經たる後

那翁航海日記

に巴里へ派遣せらるゝ方然るべしと申す者ありしを同氏の教員等に向ひて拙者が斯く取計ひしは全く其謂れなきことにあらず今幼年の者を格外に人撰して巴里へ派遣せしむるは拙者に深く見込ありてのことなり但し拙者之彼が家族に懇意の者あるが爲めに斯く至したるにて之なく拙者は固より彼の親類など一人も見識りたる者なし唯彼が一人の上に就きて取計らひしたるものあり如何にとなれば拙者つらく彼が人となりを見るに少年ながらも天晴れ非凡の氣質を具え其の天に冲ぬるの光芒を自づと其外に溢れたり斯る末頼しき者は十分に學ばしむるを國家の必要とする次第なればこそ拙者が今度格外に彼を人撰致せしかりと申されける然るに同氏は間もなく死去其後任をレエギヤウォル氏なりし然るに此レエギヤウォル氏之ケラリオー氏の如く帝を未然に知るの先見なかりしも唯前任者の遺旨を承けて遂に帝をば巴里表へ派遣したりとぞ

那翁航海日記

此頃よりして帝の氣質之剛邁にして思慮深く且つ果斷の膽力に富ませ玉へり故に帝の御両親も帝の爲めに其後日の望をかけさせられ御父がモンペリエにて病死し玉ふ際にも許多の御子の中に之帝の御事のみを慕われて帝の御兄ジュゼーフ公の枕邊に詰め居らるゝにも拘らず其の病苦に煩悶し玉ひながら屢ば帝の御名を呼び玉ひ又或之大剣を執り來りて我を救へと帝を呼びかけ叫ばれしことありしと云ふ其後叔父リュシアン氏が臨終の際にも帝の御兄弟を病牀に招き寄せてジュゼーフ公に向ひ汝は最も年長なれども此中の惣領たるべき者は此兒あるぞと申されつゝ手をさし出して帝の頭を撫でられけるとなん然れば帝には余に此の御親話の序に申さるゝ様我之此時に於て已に長兄の地位を占めたるぞ其は恰も昔シエゾーとジャコトの事の狂言に同しかりしと余も亦巴里の産にして帝よりも一年早く兵學校に入りぬ故に余が前年外國に漂泊して歸國したる時同校の舊教員と談

話せしことありしが右の人々之皆能く帝の御事を知りたる者ゆゑ
 今其談話の次第を左に掲ぐべし
 當時歴史科の教員にレギイコと云ふ人ありけるが同人の話す様には
 「若し今にても心ある者が彼の兵學校に赴き搜索を遂げなば拙者が記
 録せし帳簿を見出すことを得べし其の帳簿中に拙者の記入し置きし
 文言に曰く我が生徒のナボレオンは後年に必ず大事を企つべき人物
 なりと又同人の話に帝がマルメーゾンを行在とし玉ふ時拙者は屢ば
 御招待を忝ふし帝より會食を賜えりしことありしが其席にては常
 に帝は少年の昔し語りをなし玉へり或る日帝之拙者に向ひて申さる
 様我が平生に於て歴史上に最も感情を惹き起せし事件はブルボン
 家の宰相が叛逆の一條を擧げし此の事件に付て之十分の解説なき
 が如くなれども彼の宰相が罪惡の重大なることは嘗に自國の王室に
 敵對したるものゝみと云ふべからず我が考ふる所に據れば當時の形

勢にては宇内擾亂止まずして各國互に呑噬を事として相争ふの際と
 云ひ且つは彼の宰相が當時宛に沈みし身の上なれば左まで其叛逆と
 ても怪むべきにはあらずされども唯我が其罪惡を重しとするの点は現
 に堂々たる一國の宰相の職に在りながら外敵に内通せし賣國の所業
 こそ眞に天地に容れられざるの罪惡なるぞと又ドロロン氏は余が爲
 めに文學の教師たりし人なりしが同人は帝が作文の折りに之常に奇
 想を出さるゝを嘆美して止まず帝の文章之譬へば堅き石が火山の中
 に熱せるが如く犯す可らざるの勢を含みたりと評したりき
 又當時の教員中にて帝を知るの先見なかりしは唯獨逸語の教員のみ
 其予細は帝が少年の時には獨逸語にいと拙く少しも進歩せられざり
 しにより右の教員も之を侮りしとあり或日帝が教場に在られぬ折り
 に教員之何處に行きしやと尋けるに佗の生徒は只今彼之大砲の試験
 にまゐれりと答へければ教員は彼にても何か出来る事ありしやと

問ふに生徒は又否な彼も他の學科にて皆達し居れり就中算術に於ては校中第一等の評判ありと答ふるを聞き教員は傲然とされば其事よ余が豫ねて聞きしことのあり算術に堪能なるもの之愚人ありと今果して思ひ當れりと嘲りける此の獨逸語の教員の話に付き帝の申さるゝ様若しも彼の教員が今にも存生の身にて嘗て我が生徒たりし時を評せし一語を思ひ出したらんには定めて奇怪の事共かなとつぶやくならんとて興に入り玉へり

再び説く帝が十八歳にならせし頃には最早レーナルトと云へる僧に其才學の凡ならざることを識らせ玉ひ時々其招きに逢ひ響應を受け玉へり此のレーナルトは深く帝を愛しまるらせ帝を響應する席には他の然るべき紳士をも招きて懇話なさしめ帝を紹介したりと云ふ彼の世に知られしパオリイ氏(コルスの人)を始め頗る帝にも御信用ありし人なれども其後コルス人の英黨佛黨の両派に立ち分れし時同氏

は英黨に左組したるが故に帝と隙を生じて互に敵味方の中とはなりぬ然るに同氏之常に帝を評して彼の少年之古代勇將の風ありて最もプリユタル其人に髣髴たりと云へり

斯くて千七百八十七年帝之尙は生徒の身にておはしながら士官を兼ね玉ひ其後程早く退校ありてフェルに屯在せる聯隊の少尉に任せられ繼いでクロノブルの聯隊中尉に昇進し玉ひけり

去る程に帝は最早兵學校を卒業し玉ひてブアランスに駐在する我が軍隊に赴任せらるゝことゝはありぬ帝には其年よりして左に記する人々と懇親を結ばれけるが後日に皆帝の御覺え目出度して時めく榮華の身となりたり乃ち説くラポリシエール氏は砲臺の驗閱惣監又ソルビエー氏も同職を奉じエツトピール氏(弟の方)はフランクフォールの全權公使に任じマピール氏は一旦外國に赴きしが同氏が歸國の後之帝之を驛遞局の官吏に任せられローラドピール氏之後にニ

〆縣の令に任じデスマジ一氏弟の方は帝が少年の頃に同窓の學友たりしをもて帝が御即位の後は御裝束掛の宮内官に拜命したり以上の六名と孰れも帝がプアランスにおはせし時に親しく打ち語らひ玉ひし縁故によりて御恩を辱ふせし者なりとかや
 當時の士官中には富めるもあり又貧しきがある中に帝と殊に相當の財産を所有し玉ひければ毎年帝が小遣の料として家許より千二百フラン宛を支給し來れり當時士官の身分にして斯る暮しをなせしは其例稀あることにて先づ上等の地位とも評しつべし當時弱年の士官と貧しき者多く自前の馬車にて往來する者も僅々二名のみ然れば其他の士官は此の二名を貴人の如くに羨みのしりしと云ふ
 帝がプアランスに赴任せられし間もなく同所のコロンビエー氏と云へる貴婦人と懇意にあり玉ひ時々其家にもまゐられぬ抑も此の貴婦人は當時其齡五十にわまれど同所の市中に在りて其才智衆に立ち越

へ男まさりの氣量ある者ありしかば帝が同所に赴任せられしより早くも帝が少年ながらも非凡の御性質にわたらせ玉ふことを見識りまゐらせ深くも帝を欽慕し奉りて佗事なく語らひ申しつゝ佗の貴顯紳士とどゞ野遊びを催す毎に必ず帝をも招待しまゐらせけり或る時帝は此の貴婦人の紹介によりてサンリウフの某高僧にも交りを結ばれしが某高僧之世に聞ゆる富豪の老和尚にして嘗てよりプアランスの紳士社會に交りてありしが帝は始めて此時より姓名を通じ玉ひぬ畢竟するに帝が斯く貴婦人に欽慕せられ玉ひしと其の御舉動と云ひ御風采と云ひ自ら風俗に卓越し玉ひて天晴れ一世の英雄たる堂々の氣象争ふべくもあらざりしに由れるもあり此の貴婦人は疾くより後日に未曾有の大業を成し遂げ玉ふことを豫言し居れり然るに此貴婦人の死去せしと佛國革命の始まりし時に在りしをもて帝が雲蒸龍變の御運命を目のあたり見まゐらすに及ばず唯當時の戦争上に頗

る帝の動作如何に意を注ぎしと云ふ又其臨終の際ともなりはて或人に打ち向ひ帝の御事を評し奉りて彼の天晴れなる少年士官は此末若し彼が身に非常の不幸あるにあらざれば必ず一大事を擧ぐるならんと申しける扱へ帝には此の貴婦人の事を御物語ある毎に深くも其知已の恩義を忘れがたく思召すとあり又帝は或時余に語るも僅彼の貴婦人が我を當時の紳士社會に紹介せしくれ又其宴會をよに招待して其人々に我をして交を結ぶの媒たりし事は大に我が後日青雲に登るの梯となりたりと

其頃帝に之其貴婦人の獨り娘と懇懇を通じ玉ひ互に悪くからぬ御中らひなりけるが娘の年頃と云ひ其姿の艶にすぐれたるは帝に配遇しまるらするも耻しからぬ佳人なりけり因て帝の方より表向きに婚姻の御申入れもありて貴婦人即ち其母方は得心ありしかども父たる人の思ふ子細やありけん此の婚姻之其行末必ず不和を生ずるの基なる

べしとて是非亦くも断り及ばれければ遂に其事亦くて止みにき世人多くクラリイ嬢の尙は若くてありける頃帝と内々偕老の契を結ばれしなど風評せるも其實之右の物語を誤り傳へしものなり因みに記す此のクラリイ嬢之現に瑞典國の皇后とかしづかれぬ

一千八百五年帝が伊太利國王と仰がれて行幸の途中里昂にて例のロンビエ氏の獨り娘たる舊知の佳人に邂逅し玉ひ流石に前日の情好を思ひ出でられ其の佳人の願ふまに叶へさせ玉ひぬ

又帝がブアランスにおはせし頃同所に評判の高かりし貴女にはローランサン并にサンジェルマンなどいへるは一二を争ふ者にぞありける其後サンジェルマンとモンリブエ氏の夫人となれり同氏之帝にも惡意に遊ばされたる人かれバ帝が即位の後に内務卿に任じ玉へり或時帝には此の人を評し玉ひて彼之誠實にして能く赤心を盡くして我に仕へたる者ぞと申されけり

却て説く帝が弱冠前後の御頃にて同時同輩中には尤も博覽多識にま
しく且つ果斷と明辨とを以て聞えられ晝夜讀書に御眼を晒らしつ
ゝ深くも事物の蘊奥を考えあきらめ玉ひしによりて御思慮極めて敏
捷に其御辨力はいよゝ上達し玉ひけるが故にブアランスにおはせ
し時に之男となく女となく誰一人として帝を愛敬欽慕しまるらせぬ
者として之あらざりし殊に帝が常に新奇の思想を起し玉ひて其の御論
鋒の犯す可らざる所ありしが爲めに最も當時の同輩の感服を來たし
玉ひしのみならず最早帝の御學識は深遠にして且つ其の提出し玉ふ
論理の自ら高尚なりしにより當時の老宿と雖も亦皆舌を巻きて驚歎
するに至れりと云ふ

當時已に帝が他日の大業を企て玉ふべきことを豫言せし者の多かり
し程なれば其後年に帝が世界運命の玉と稱せらるゝに至り玉ひても
公衆之左まで之を怪める者もなく當然の御事なりと評し合へり當時

里昂の學士院よりレーナールと云へる人世上に廣告して点取賞典文
を募りしことのありしに帝にて自作の文一篇を投寄せられて賞典を
得玉ひし事ありけり乃ち其文題の疑問之左の如し

凡ソ人ナシテ最大幸福ヲ得セ使メンヲ要スルハ果シテ何等ノ主旨
及ビ方法ヲ以テ適當ト爲スヤ

扱て此の帝が投寄せられし文稿は世上に傳播して一時評判高く而し
て其文意は古人の陳迹を履まずして當時の事情につき最も適切なる
論証を擧られたり今其概畧を述べんに其冒頭には先づ人生の最大幸
福と何者ぞとの疑案を提出して而して之を斷定するに之我が天賦
の心靈及び肉体の組織に最も適合したる方法に由りて我が生命の快
樂を全ふするに在りと云ふにあり後日に帝は此の文稿のことにつき
テールラン氏と御物語りありけるに當時同氏之侍従を奉職せしによ
り帝の御氣色にあつからんとて其後八日程經て里昂より當時帝の寄

せられし文稿を取寄せ之を帝の御前に捧げけり其折り帝に之暖爐の傍におえしけるが其文稿を手に取りわけ玉ひ一二枚披き見られしが何に思はれけん忽ち之を烈火の中に投じて見すく一片の灰燼とし玉ひぬ又帝之此の御物語の序をもて余に告げ玉ふ様何につけても人事は十分に注意の届かぬものよ當時若しテールラン氏が彼の文稿を寫し置かざるこそ不注意なれど或年の事なりしがコンデー公が自身にオーグリーの兵學校へ檢閱の爲めに出張せられし事あり當時斯る貴族に接するは士官たる者の榮譽なりけるが該校の指揮官之帝を特別に人撰して砲壘の第一位に部署せり然るに其檢閱の前日となりて何者の所業ありけん其大砲の火口を盡く釘附にして發砲ならぬ様になし置きけり然れど帝は固より臨機の頓智に富み玉へば斯る惡戯の筈に陥り玉はで當日之先づ何事なくて相濟みたり或之云ふ此の惡戯はコンデー公の命令せしことか

らんと後日に評しけるとなん世人は帝が御弱年の頃には沈黙にして馴れ近づき難き人におはせしあらんなど相像しまゐらする者もあれど其實之之に反して兵學校に在らせるゝ時は爽快活達なる御舉動におおせしと云ふ今茲に帝が當時の御行狀を語らせ玉ひしことのおれば下に掲げて之を示すべし但し帝が此の物語の折には深く少年の時の御事を思ひ出で玉ひし御様子にて今斯く絶海の夜島に配流の身とならせ玉ふ御境界をも打ち忘れ玉ふまでの御悦びの色あらえれ昔日何の憂きふしもなくて自在に遊び戯れ玉ひしことをいと快よく語り玉へり扱て其の御物語と申すは當時該校の指揮官たりし者は其齡己に入旬の上に及びたるも常に生徒の信服を得たりけり或時此の指揮官は生徒を集めて射的の稽古もあしけるところ老人のことあれば遠見の臆氣なるを欺かんとて生徒は互に申し合せ空砲のみを放ち居たり指揮官も始めの程は誠ひ

つゝ生徒に向ひ余が老眼には分明ならざれど弾丸は的中するや如何にと氣をいらちつゝ問ひかけたれど誰ありて之に答ふる者あかりし因て老人は不密に堪えず眉打ちひそめ最早四五發まで打ち出したる後に之弾丸の數を調べさせけるに一箇だも不足しあらざりけり然れど指揮官は腹をも立てず之を一場の笑に付して止みしかども餘り法外の戯れなりし故をもて後には相當の罰則に當てられたるが帝も又其戯れに與みしたる一人にてありしとぞ

又或時は指揮官の處置等に不服の事情あれば生徒の中申合せ其指揮官を困らせくれんと種々の策を案出し其指揮官の佗人と交際するを妨げんとて宴會あどに赴し時に之必ず故意と四五名宛付添ひ行き始終其傍に待して何くれとなく丁寧なる真似しつゝ内談等の出來ぬ機五月蠅くも付きまどひて離れずさまぐの妨害を與へければ其指揮官も後に之遂に辟易して外出も差扣えるに至りしことあり

又帝が曾て同僚の者と喧嘩したる事ありとて御物語りある様或る時我が下宿の二階に同宿せる一友人が獵の喇叭を學ばんと頻りに調子を高めて吹き立つる者ありて喧びすしきと謂えん方ちく我も殆んど困果てゝ居りしが幸ひ二階の下にて其の友人に出逢ひし故によき折なりと思ひて言葉をかけイヤ足下は日々御勉強なるがサゾ御疲れに候はんと諷せしにイヤ僕ハ決して疲れると申すよとなしとの返答に我れを再び然れば僕改めて足下に御忠告申すべし足下の喇叭の爲めに之實に隣家まで迷惑致し居る儀なれば少し御注意なされては如何と云へど彼れ更に承引する色なくイヤ僕は喇叭の稽古を廢すること到底出來かね儀と心得られよと云ふ我も最早たまりかね然らば佗人の妨害とならぬ様遠方にまゐられ勝手に吹かれよと云へば彼も「其之無用の御注意なり僕が部屋は即ち僕が主人なれば如何なる舉動あるも勝手次第ぞと劔ねつけられ我れ亦推し返して足下之今此の下

宿に借居せらるゝ身なるに我れ之主人なりと申さるゝこそ心得ね左様の暴論を吐かるゝとも誰か之を信じ申すべきと詰じりしに彼れはますゝ怒りて「足下の如き不條理を言ひかくるゝ近頃奇怪千萬ありと互に争ひつゝのりて果ては遂に決闘することに決し雙方共に其証人を依頼せり然るに其依頼を受けし誰れ彼れの相談にて頗る二人の間に周旋し其中裁にて喇叭を吹く者成るべくは遠隔の場所に於て稽古すべし又聞く者も成るべく之を堪忍すべしとのことにて熟議全く調ひたりと云ふ

千八百十四年(魯國との戦争)の役に帝のソワソンにてのことありしか又はラオンにてありしことにや其は確と記憶せざれども其地へ御出陣の砌り前に記せる喇叭を吹きし一士官に出逢ひ玉ひたり此の士官之早くより其地に任せし者なるが故に帝の御着と承はるや自ら謁見を願ひて敵の様子等を委細に密告申したるが帝は之を止めて直ちに

傳令官の職を授けられしと是れ即ちピッシエー將軍の事なりけり再び説く帝が砲隊附の士官にならせ玉ひしより各地方に出張せらるゝ毎に其地方の人々に交際を求められ就中婦人社會に多く懇親を結ばれぬ其頃帝は軍隊を引率ありてブアランスよりモンセニにまで赴かるゝ途すがら其地方の婦人社會も最も多くの愛敬を得玉ひえにより帝之其紀行を自ら筆記して「有情の旅」と名づけんとせられしことあり帝の御思召には昔し千七百十五年の頃ステルムの著はせし有名な小説に倣はんとて稿を起し玉ひしも故ありて其半ばに筆を抛れたり又デアアリー氏が帝に交りを結びて隨従しまゐらせしと其頃の事にてありしなん

扱て前にも記るせる如く帝が御壯年の頃は輕躁に似たる御舉動のありしも後には追々帝の御思想力も緻密にならせ玉ふにつれ深く其御氣質を變じさせ玉ひぬ帝が御自分に認ため玉へる御文章によりて見

那翁航海日記

るも御壯年の頃頗る浮華艶富の手筆を振えれしも後に之深沈不測の意匠に變化し玉へり帝は佛國大憲議會の頃よりして其御平生には深く自ら韜晦せらるゝも其威ありて猛からぬ御風采之巍々堂々として犯すべくもあらず御衣服とても勉めて質素を旨とし玉ひ且つ妄りに佗人と交際することをバ避けさせられぬ又帝が伊太利征討の大任を負ひ玉ひしより一層帝の御氣質を進化しまるらせ其威嚴を身に加へらるゝ機會とはかりにき其之帝が當時若年の御身にて斯る元帥の大任を負ひ玉ひしよとゆゑ萬に御心を配り玉ふことのみ多くなりゆき帝の一舉一動も自ら秩序ありて三軍の威服を要せらるゝによれるものなり然れば帝に之余に親しく語らせらるゝ様我が當時の行狀を謹みしこと之實に已むを得ざる次第にて當時の諸將校之皆高年なるに我一人の弱年にてありしかば自づと其地位を重んせしめんが爲めに非常の謹嚴をもて我が身を紀律の下に置かざりし故に當

那翁航海日記

時の我が行狀に之實に一点の瑕瑾も亦く佗人の模範ともなるべき例いと多かりしなり若し之を古人に譬へば羅馬の先哲と仰がるゝカトン氏にもおさゝく愧ぢざる程にてありき殊に我之當時萬衆耳目の注ぐ所に在りしかば斯く自ら其瞻視を尊くして威嚴を保つは余に取りの一大要務にてありしと抑も帝には此頃より全く少年輕躁の御氣質を脱し玉ひ自己の威望を養成し玉ひつゝ遂に社會の大劇場に上られしとなり

彼の佛國革命の始めに當りて帝はプアランスの鎮臺に駐在し玉ひけり當時政府の發令により砲隊の士官を事故ありて外國へ放逐するの擧ありしかば士官等は之が爲めに多くは不平を唱へける然るに帝之夙に新に沸騰せる輿論に左袒しつゝ其平生に抱く所の大名譽と大事業を手を睡きして博し取らんと思ひ立ち玉ひ且つは熱心の愛國者となりて其配下の士官等をも自ら其の自由主義の蕪陶を蒙るに至り

那翁航海日記

しより帝に之此時より敢て御身を投じて革命党に加盟せられぬ又帝
 之立憲議會の頃は當時の穩和なる民權黨が盡力せられ大憲議會の頃
 に至りては又頗る急激黨に左袒し玉ひ爲めに其御思想も一變遊ばさ
 れたりと云ふ
 却て説く千七百九十三年帝は郷國の~~コルス~~に在りて護國の軍の指揮
 官を擔當せられたり因て帝には此の護國軍を引卒して彼の~~パオリ~~
 を征伐し玉ひしあり~~パオリ~~氏は當時己に高年にして島中の人望家
 なりしが一旦志操を變じて~~コルス~~をば英國に賣らんとせし企てのあ
 りしにより帝は之を探知せらるゝや否や直ちに之と絶交して旗下の
 一軍を以て征伐に及ばれしなり帝には斯く始より己が郷國をおめく
 英國の手に渡すことを拒まれたるに世人或之評すらく當時帝には己
 が旗下の兵隊を以て内々英國を助けられしなど申す者あれば其は無
 根の訛傳なりしことは右の事實によりても明瞭なり

那翁航海日記

前記の如く帝には斷然と郷國を英國に引渡す儀を拒絶せられしによ
 り英人は深くも帝に怒を啣む所あり~~コルス~~全島を蹂躪しつゝ~~アジェ~~
~~ッシオー~~の市街も英人の一炬に灰燼と化したりけり其時帝の邸宅
 も全く烏有に歸し帝が卒ひられし護國軍の一隊も衆寡敵せずしてさ
 んぐに打ち破られたりと斯く事の火急に發して非常の兵亂に罹り
 玉ひしにより帝も己むを得ず一時御家族を引きまどめ敵の兵鋒を避
 けんが爲め佛國として立ち退き玉ひ御家族と共に~~馬塞里~~に住居せら
 るゝことゝはなりしが幾程もなく帝御一人のみ~~巴里~~に赴き玉ひし
 が是れなん恰も~~フエ~~デラトスト黨が~~勃~~かに英國に内通し~~土崙港~~を英
 人に明け渡せし時ありけり
 ○九月一日より ~~カツプ~~エル島の近海を經過せし事航海中の紀事并
 同六日に至る

事 其雜話~~土崙港~~の圍みに帝の爲し玉へる御動作の

那翁航海日記

此日は晝の中に早やカツプエル島を望まるゝ程の近海にまで進みたり夜に入りて本艦の先導船は該島に着せること知らせん爲め標旗を其檣頭に掲げしを見たり折りしも風浪甚しかりし故にコックブルヌ將軍は令する様飲料水も尙ほ乏しからねば寧ろ該島に寄らずして直航すべしと云々扱て今日までは海上安全にして船足も早かりしかば大に航海は捗取りしなり

昨今は晝夜共に無聊に苦しみて殊に長かる夏の日脚の傾くまで徒然を慰めかねて唯ひたすら讀書にのみ時刻を送りぬ余之此頃より愚息に英語を教授せんと心掛けたり固より愚息には兼て本國に在りし時より英語も少しは學びそめ稍之れに熟し居りしをもて余は斯く思ひ立ちつゝ序をもて帝へも其儀を言上に及びけるに帝にも其は至極の事あり我も共に學ぶべしと仰せありき因て余は其教授を工夫しつゝ、
大典の表を製して日を暮すことゝなりし斯くてあるうちに帝も最

那翁航海日記

初の兩三日は愚息と共に御稽古ありしが如何にも煩はしきこと故にや早や倦み玉ひしと見え其後之廢學し玉へり然るに又程經て帝に之余に向ひ玉ひ何とて近頃之教授しくれぬぞと仰せありしにより余は謹んで果していよ勉強遊ばさるゝ御精神あらば某は好き教授法を考案致し候程に何時にても御稽古ありて然るべしと御答申しけり

彼のコックブルヌ將軍之最初本艦が解纜する頃に之いと嚴格に身構へて容易に余等の一行に馴れ近づく体なかりしも昨今となりては漸く互に親密になりゆきて帝の御身の上の事共を何くれとなく日々御痛そり申す様に覺えぬ今日しも將軍は帝に向ひて夜分の濕氣并びに夜露は御身の健康を害しまぬらすべければ御注意あらせ玉へと懇ろに言上しければ帝には其言の忝じけなきを謝せられ御悦びのあまり將軍の手を取り玉ひて共に室内を逍遙遊ばされたり斯く帝より親密の御心をしめされしにより將軍は身の面目とや感じけん自づと色

那翁航海日記

にあらざれたり又當時將軍は帝の御言行の後世に傳ふべき程の事一々之を筆し置き居れりと余は或人より聞き及びぬるが若し果して然らんには頃ろ帝が海軍の事につき御話し遊ばされたる佛國南部の諸洲に之海軍を擴張すべき十分の資力ある事又帝が御在位中に施設し玉ひし海軍の事業及び地中海中に築港の事に就きては將軍にも深く耳を傾けて聽聞なし居られたるが此等の事實を蒐輯し一書とせば頗る海軍上に取りて有益の書ともなりぬべく思ふる

切て余は又帝より直接に聞き取りし既往の話頭につきて再び此に前稿を續がんとす即ち先づ土崙攻圍の一條に關係せる事實に筆を執るべし

抑も一千七百七十三年九月は正に是れ帝がバオリイ氏が陰謀の企てよりして遂に英人の爲めに打ち破られしときにして即帝が佛國巴里に來らせられし時にぞありける當時帝の御齡之廿四歳にわたらせ玉

那翁航海日記

ひ砲兵の小佐にまで昇進ありしが此頃まではやがて宇宙に轟き渡るべき帝の御名は未だ人々には知られざりしことあり且つ説く當時土崙は已に英人の爲めに陥れられ之を回復せん爲めには是非とも一人の名將を要するの場合とはなれり即ち帝は此の必要の場合に於て土崙派遣の命を蒙り玉ひしが實に帝が御一世の御手柄の事始めにて又帝が御名を世に掲げ玉ふべき基と唯此の役の御武運如何に在りこそその後にて思ひ知られたり

此の役に土崙港を共和政府に回復したるを畢竟帝御一人の力にて其詳細あることは本書の末段にもせる伊太利征討の紀事の部に見れば看客は彼此を參看せらるべし切て此の役の大勝利ありしことは更にも云はねと殊に帝が此の役に於て運されたる軍略并に之を實地に施し玉ひし次第を會得なすで之其事實を悉し難し即其軍略は全く帝の御方寸より出でたるにて其攻撃之帝の軍畧の如く一々其圖に當

那翁航海日記

りて十分の結果を得玉ひしなり此の役の一戦よりして帝の御名は世上に隠れなきまでに聞え渡りたり然れば帝が親しく其の御物語あらせらる時とても御氣色いと美としく「嗚呼此役こそ實に余が初陣の功名にて一生涯の愉快とも云ふべきと唯此時にありつるぞ」と仰せられぬ

且つ説く後段なる伊太利征討紀事の中にも詳細に録せる所なるが當時土崙回復の爲めに派遣せられたる將軍は三人ありて更番に指揮の任に當りしが其の一人のカルトーと呼はるゝと兵事に暗き愚將あり又其一人のドッペーと傲慢不遜にてありしかども今一人はジュゴシエーと呼ばれて是れちん眞に威ありて猛からざる良將にてありける右の三將につきて委細の次第之後に記載すべければ此に唯其概略を示すのみ

彼の佛國革命の始めに之軍器など甚不十分に之又當時の將校等は概

那翁航海日記

ね兵様を解せざる人々のみなりける此は畢竟其の騒動の時なりしをもて其撰任とても人を得ず妄に門閥によりて昇級せしめたる弊と知るべく又當時の風俗并に事物の有様などを看客に知らしめんが爲め聊か左に録する所あるべし

抑も帝が始めて土崙の本營に來りカルトー將軍に謁見し玉ひし時は將軍の打扮之足の爪先より頭の頂きに至るまでいと綺羅びやかに飾り居たりけり將軍は帝を見て「足下は何用ありて來られしや」と問ふ因て帝はしづかに懷中より此度土崙港へ派遣して砲隊を指揮せしむる云々とある政府よりの辭令書を出し恭やしく將軍の前に差出し玉ひければ將軍は右の辭令書を一閱し畢りて左も横柄に髯を撚りつゝ帝に向ひ「其は無益のことに候最早本港回復の一儀に付ては何人の助力も入り申さず併し切角足下にも御入來此まで出張ありしことなれば先づ今夜は本營に一宿せられて然るべし拙者も明日敵兵を打拂ふ

那翁航海日記

りて十分の結果を得玉ひしなり此の役の一戦よりして帝の御名は世上に隠れなきまでに聞え渡りたり然れば帝が親しく其の御物語をあらせらる時とても御氣色いと美しく「嗚呼此役こそ實に余が初陣の功名にて一生涯の愉快とも云ふべきと唯此時にありつるぞ」と仰せられぬ

且つ説く後段なる伊太利征討紀事の中にも詳細に録せる所なるが當時土崙回復の爲めに派遣せられたる將軍は三人ありて更番に指揮の任に當りしが其の一人のカルトールと呼はるゝと兵事に暗き愚將あり又其一人のドッペーと傲慢不遜にてありしかども今一人はジューゴシエーと呼ばれて是れあん眞に威ありて猛からざる良將にてありける右の三將につきて委細の次第之後に記載すべければ此に之唯其概略を示すのみ

彼の佛國革命の始めに之軍器など甚不十分に之又當時の將校等は概

那翁航海日記

ね兵様を解せざる人々のみなりける此は畢竟其の騒動の時なりしをもて其撰任とても人を得ず妄に門閥によりて昇級せしめたる弊と知るべく又當時の風俗并に事物の有様などを看客に知らしめんが爲め聊か左に録する所あるべし

抑も帝が始めて土崙の本營に來りカルトール將軍に謁見し玉ひし時は將軍の打扮之足の爪先より頭の頂さに至るまでいと綺羅びやかに飾り居たりけり將軍は帝を見て「足下は何用ありて來られしや」と問ふ因て帝はしづかに懷中より此度土崙港へ派遣して砲隊を指揮せしむる云々とある政府よりの辭令書を出し恭やしく將軍の前に差出し玉ひければ將軍は右の辭令書を一閱し畢りて左も横柄に髯を撚りつゝ帝に向ひ「其は無益のことに候最早本港回復の一儀に付ては何人の助力も入り申さず併し切角足下にも御入來此まで出張ありしことなれば先づ今夜は本營に一宿せられて然るべし拙者之明日敵兵を打拂ふ

目算も御座れば足下に之何の苦勞もなく功名の人数に加入あるならんと云ふにぞ帝も其言に従ひて本營に止宿せられしが將軍之やがて晩餐などまゐらせける

扱て此の晩餐の席に之相伴の將校等凡そ三十人斗りも居並びけるが將軍のみは王公にも等しき珍膳佳味を備え付けさせ其他の人々へは皆粗末なる獻立の料理をぞふるまひける然れば自由同等論の行なはれし當時の有様にひさかへ此不公平なる待遇方に付て帝にも頗る不快に思召されけり其翌朝とありて將軍は帝を馬車にて同伴しつゝ今日砲撃なすべき場所を檢分せんとて出營なしける途中或る山に登りて土崙港を眼下に瞰ろす小高き所の葡萄棚を見て其所に馬車を止め將軍は帝と共に車を下りぬ其時帝には十分に御注意ありて四邊を見渡し玉ひけるに胸壁とも覺えきものを築き立てありて其傍に之大砲三四門あるばかり更に其の何の目的に出るものか之帝に之御不審晴れ

那翁航海日記

那翁航海日記

やらでおはせし折りしも將軍は隨行の士官に向ひ是れぞ我が軍隊の大砲なるかと問へ之士官は畏りて「左様に候と答ふ然らば此の大砲を備ふる場所は何處あるぞ直ぐ五六歩前ある砲壘にて候シテ又焼弾之何處に在るぞ其は今朝より彼所の家にて二小隊程の兵卒が焼きてこしらへ居り候ムウ其の熱火に焼きたる弾丸を大砲へ込むに之如何にして持ち運ぶぞ」と問はれて士官は返答に困じ果てつゝ將軍と士官も共に如何せんと案じ煩ふ体なりしが暫くありて將軍は帝に向ひ「足下の御思召には好き御考案もあらば如何にして然るべきや一應承り度こそ候へ」と申せしにぞ帝は最前より二人の談話を傍聽ありしも餘りのことも悉く彼等の我を愚弄するにやあらんとのみ思召されしに今斯く將軍が眞面目になりて問ひかけしを見ればよも我を欺くに之あるまじと獨り心にうきづき玉ひて「其は焼丸を用ひんよりも先づ通常の彈丸にて果して敵地へまで達するや否を御試しありて然るべ

那翁航海日記

しと申さるれども徒等は一向に解し得ぬ様子あるにより帝は改めて之を説明し玉ひ此は砲術上には所謂試放の彈丸と申すものなりと申されば始めて將軍も帝の説に服しつゝ號令を下して一發を試し見たるに將軍の見測りし目的の三分一ある距離に至りて彈丸は力を失ひ地に落ちける然るに將軍并に士官等は心のうち帝を非難しつゝ此様ある者を遣はして徒らに玉藥を費やさしめしとして口々に國會を議りける折柄恰も好し國會議員のガスバランと云へる人此地に到着したりける此の事物の道理を弁えたる人物なりければ帝には窮かに砲撃の手配を案じられ敢て決心し玉ふ所あるにより屹度容を改めて直ちに右の國會議員に向ひ今度の事に付て願くは自分一手にて指揮する儀御委任ありたしと勇み進んで申させ尙ほ此地に駐在する將校等は物の役に立つべくもあらぬ實情をも懇々と御説明に及ばれける是れによりて後に之遂に帝の御心にまかせて指揮せらるゝことはなれり

那翁航海日記

又右のカルトー將軍はまことに些細のことにては軍務に關する一儀と更に弁え知らざる愚將にて今此の港内を砲撃するに之是非先づ港口より攻め始むべき筈なるに是等の知り易き利害にては將軍は兎角に惑ひ居たり故に帝が土崙を陥れんに之先づ港口を攻取る可し畢竟土崙の土崙たるに此お在らずして彼の港口にあるをれと一目に看破し述べられたれども將軍は其の何の意たるをも解し得ず反つて帝をば地の理に暗き人とのみ思ひける然れば帝が先づ遠き方より其要害を占めんとする軍畧には將軍は不服なりしも帝には最早國會議員の許可を得られしことあれば將軍も敢て之に抗するの力なく後には黙してありしかども其が愚なる心には帝が斯く縁もなき遠き港口を攻めんとして當の敵なる土崙城の攻方を後にせらるゝは是れ必ず英國に内通するの下心あらんかと疑ひまゐらせつゝ又或る時は配下の將校等に打ち向ひて那翁は今遠き彼處より攻めんとするが土崙之彼處

那翁航海日記

して申さるれども徒等は一尙に解し得ぬ様子あるにより帝は改めて之を説明し玉ひ此は砲術上には所謂試放の彈丸と申すものなりと申されば始めて將軍も帝の説に服しつゝ號令を下して一發を試し見たるに將軍の見測りし目的の三分一ある距離に至りて彈丸は力を失ひ地に落ちける然るに將軍并に士官等は心のうち帝を非難しつゝ此様ある者を遣はして徒らに玉藥を費やさしめしとて口々に國會を譏りける折柄恰も好し國會議員のガスバランと云へる人此地に到着したりける此之事物の道理を弁えたる人物なりければ帝には窈かに砲撃の手配を案じられ敢て決心し玉ふ所あるにより屹度容を改めて直ちに右の國會議員に向ひ今度の事に付て願くは自分一手にて指揮する様御委任ありたしと勇み進んで申させ尙ほ此地に駐在する將校等は物の役に立つべくもあらぬ實情をも懇々と御説明に及ばれける是れによりて後に之遂に帝の御心にまかせて指揮せらるゝことはなれり

那翁航海日記

又右のカルトー將軍はまことに些細のことにては軍務に關する一儀之更に弁え知らざる愚將にて今此の港内を砲撃するに之是非共先づ港口より攻め始むべき筈なるに是等の知り易き利害にても將軍は兎角に惑ひ居たり故に帝が土崙を陥れんに之先づ港口を攻取る可し畢竟土崙の土崙たるに此お在らずして彼の港口にあるをれと一目に看破し述べられたれども將軍は其の何の意たるをも解し得ず反つて帝をば地の理に暗き人とのみ思ひける然れば帝が先づ遠き方より其要害を占めんとする軍畧には將軍は不服なりしも帝には最早國會議員の許可を得られしことあれば將軍も敢て之に抗するの力なく後には黙してありしかども其が愚なる心には帝が斯く縁もなき遠き港口を攻めんとして當の敵なる土崙城の攻方を後にせらるゝは是れ必ず英國に内通するの下心からんを疑ひまゐらせつゝ又或る時は配下の將校等に打ち向ひて那翁は今遠き彼處より攻めんとするが土崙之彼處

那翁航海日記

にあらざるべきになどつぶやきしもいと笑しかりき
又或日の事なりしがカルト一將軍と帝に令して大砲を据え付けしめ
たり其場所は人家の片側にて大砲の後ろに少しも餘地なかりし或る
時に將軍は近郊を遊歩して歸り來り帝に向ひて「我れ今日こそ土崙を
砲撃するに強強の場所を見出したるぞ若し彼の場所に六門乃至拾二
門の大砲を据え付けなば日ならずして土崙を回復せんこと疑なし彼
の場所より砲撃すること自在なりと云ふに帝は之に答へて「我より砲
撃するに自在の地理あれば彼も亦我を四面より砲撃するに自在なれ
ば一得一失何の詮もなき次第にこそ候へ其儀を御断りに及び申すな
り」と聞くより將軍は大に憤怒したりと云ふ
抑も將軍の無謀なることは云ふまでもなく當時の有様にては我より
十二門位の大砲を以て攻むれば彼より却て五十門の砲撃を受けんこ
とは尋常の目算にても明白なることなり扱て此の問答の時に將軍と

那翁航海日記

憤怒に堪へず帝に向ふて飽まで争論につのりつゝ何時果つべくとも
見ぬざれば遂に工兵の指揮官をば其仲裁をなさしめんが爲めに呼寄
せしに右の指揮官も帝の説に左袒しければ將軍は面色火の如くあり
て罵る様此輩の如く學者流の説を主張する者どハ幾回論弁するとも
無益なり此輩こそ私党を結び居ると覺ゆたりと言ひ放つを彼の國會
議員カラバラン氏が之を聞きかね其場に來り斯く兩人の間に争論を
生じて果しなきは無益の事あり因てカルト一將軍には先づ自己の見
込案を詳記し差出さるべし然る上には砲隊の指令官と將軍の命令に
より實行すべしとありければ流石の愚將も其理に服しやがて見込案
を草し差出しける其畧に云ふ我が砲隊は先づ三日間絶えず土崙を砲
撃したる後自ら三隊に兵を備えて進撃し直ちに其中堅を衝かん若し
此の策によらば土崙の陥るは日を期して待つべしと此の見込案の一
たび巴里に達するや巴里の軍事會議に於て之其不當にして見識に齊

那翁航海日記

しき者と見做して之を却下しつゝ遂にカルトー將軍は爲めに其職を罷められたり當時土崙攻撃の策畧に付ては頗る世上の一問題となり各地方の學者社會などの中にも頻りに其利害を討論して爲めに見込案を作る者頗る多く帝の御話しに由れば當時帝の許に投^{たう}来れる案書のみにてても六百通以上に及びたりと云ふ畢竟するに帝の軍略が能く當時國會議員の異論^{いろん}に妨^{さまた}げられずして其信用^{しんよう}を得るに至り遂に之を實行するの場合に運びたるは唯一人の帝を回護しまるらする者ありしに由れり其は別人ならず即ちガスバラン氏の事なりけり故に帝の常に人に語り玉ふには畢竟我が一生の事業を啓き導きて後日の大成を得るに至らしめし者之全くガスバラン氏なりとて深くも其恩義に感激^{かんげき}して忘れ玉はざりしとぞ

右に記るせし縁故に由りて帝の御遺言書にも少壯の頃我事業の成果を保護せられし恩義^{おんぎ}あるを以て我が遺物をガスバラン氏にも分贈す

可しと云ふの旨を御記載ありたり

又帝の御遺言中尤も貴重なる物品を贈らるべき人々を掲げ示され第一には砲學校長^{ポア}コーデーユ將軍第二にはジユゴミエー氏にて同様なる貴重^{たか}の物品を贈らるべき由を御記載ありたるが此のジユゴミエー氏と帝が始めて土崙に來り玉ひし時彼のカルトー將軍に代りて土崙攻撃の惣大將となりし人にて帝を待遇するに尤も懇切を尽くされし故に帝も深く其の知己の情に感せられしとあり

却て説く或る日巴里より美々しく粧飾せし馬車拾五輛程も相續き土崙の本營に來りけり當時之世上一般に車服などの飾^{おどろ}を簡素する風なるに斯く立派なる車の來りしは至尊萬乗の帝王にても斯くまで美々敷く飾りて通行^{つうこう}のささざるべし如何なる貴顯^{きけん}の方々の御光臨にやあらんと皆肝を消して呷^さやさける抑も帝の馬車は彼の革命黨が巴里にての分捕物あるが中にも王宮に備えし御料の馬車さへ見えたりし扱

那翁航海日記

那翁航海日記

て右の馬車が陣門に到着するや否や目バゆきばかり盛服したる士官凡そ六拾人ばかり當時の將に見參せんと申入れしかばやがて此の一群をカルトール將軍の許へ案内したり其時彼の士官等は威儀をつくらひ重々しく公使ども云へる打扮にてありけるが稍あり其中の一人進み出で將軍に向ひて申しける様「我が國民たる將軍よ我輩は今度巴里よりわざわざ出張したる者なり嗚呼我が同胞たる國民は皆足下の因循姑息あることを憤怒し居るぞや今我が共和國は敵人の爲めに蹂躪せらるゝの日も已に久ま久國民は皆切齒扼腕して速に復讐の一舉あらんことを熱望するにあらずや皆憤怒して揚言すらく何故に土崙を未だ回復し能えざるや又何故に英人の敵艦は尙ほ依然として砲撃を免れ居るか此の時に當り苟も敵を破るの勇氣ある者なれば一舉に進んで我輩國民の熱望に答へざる可らざるにより今我輩は敢て其熱望に應じて來りし者あり請ふ一日も早く眼前の賊奴を驅逐せられ

那翁航海日記

よ我輩と即ち在巴里砲隊中の有志者なるぞ疾くく足下等の預らるゝ大砲を殘らず我輩に引渡されよ我輩は明日直ちに敵軍を打ち破らんと勢込んでの強談に流石のカルトール將軍も其返答にさしつたり帝を顧りみて如何とせんと問ひければ帝は將軍の耳につき此の賈物の一群と明日のうちに必ず追ひ拂ひて見せ申さん先づ御安心あるべしとて互にしめしおはせければ故意に之を尊敬せる体にもてなしつゝ彼の一群を營中に留め置き扱て翌朝となりければ帝には彼の一群の士官をば導きて砲臺の築き立てある小高き丘に打ち登りイザとばかりに大砲を引渡しけるが此の場所之高手にて直ちに敵軍と相對して身を蔽ふべき小楯も亦く頗る危険の場所なれば彼の擬士官等は顔見合せて色を失ひ何處にか小楯を取るべき場はなきやと問ければ帝は左こそあらめと何氣なき体にてイヤ昔しと敵と相對して戦ふには小楯なども構へつらん今は兵士の愛國心盛にして死を畏れぬ者共のみ

那翁航海日記

も然る卑怯なる舉動のあることなし」と答へ玉ふに彼等は今更引くにも引かれず兎やせん角やせんどの評議最中恰も好し港内の敵艦より打ちかけたる大砲彈の空氣を掠めて飛び來るにぞ彼等たまたりかねて狼狽へつゝ、パツと四方へ逃げ退くを見て軍中の兵士共は口々に「此は胡亂なる痴れ者よと俄に騒ぎ立ちて彼等を捕へよ縛れとてひしめくに彼等も今は施方なく中に士官の假面を脱ぎてひたすら其の罪を打ちわび自ら降服して卒伍に加はりたくなと請ひ出る者さへありしとぞ

又説く此の土崙攻撃の頃に帝にも自ら矢石の間に驅けまはり少も撓ませらるゝ色なく晝夜軍務に従事せらるゝ御舉動と且つは帝の天性の豁達にあらせ玉ふによりて帝の配下は更にも云はず他の軍隊にまで帝の評判隠れなく聞え誰一人帝に心服せざる者あらざる程にてありし故に時として敵の打て出で、我が圍を衝かんとするの企

那翁航海日記

てあるが又は我より急に敵を襲はんとする様の事ある時に臨めば各營の聯隊又之分隊の士官等ハ皆異口同音に「此の事急ある場に如何なる指揮なすべきや早く彼の砲隊の大將(即ち那帝の事)に就て其の見込を問ひ來るべし」と申しわひける然れば帝が斯くと示し玉ひし軍畧之敢て之を拒む者なく皆喜び勇んで其の指揮に従ひける抑も此の役に始終帝自ら戰場に進みて指揮し玉ひしにより幾度となく敵の爲めに其乗馬を砲撃せられ又或時之敵味方亂軍とありて互に短兵の接戦に及び帝に之敵兵の爲めに左の御股を刺れ玉ひしがあかゝの深手にて一時之軍醫も切斷せざれば治療の見込なしと云ふまでに至れりとぞ

土崙攻撃中の事なりしが或日帝に之例の如く彈丸雨注の間に馳せ廻りつゝ指揮し玉ひし折りしも玉込めせし砲卒一人忽ち敵の彈丸に當り斃れたれと事急にして之に代るべき者もなかりしかば帝は斯くと

那翁航海日記

見玉ヒツト其場に來まして御自身に込捧を把られつゝ續けさまに數十發を打ち玉ひけり其後に至り帝は惣身に疥癬を生じ玉ひしが此は前に斃れし砲卒が疥癬に懼りありしにより其場にて帝に傳染したるものなりと當時之帝にも血氣盛んの御壯年にわたらせられ且つ戦争の繁劇にあらせ玉ひしによりて其の御給料の些少なるにも拘らず別に御身体に御障りもなくいと健やかにはおせしかば右の疥癬も日ならずして御平愈あらせ玉ひけり然れど又長の月日を野陣に送られ雨露を犯し玉ひしにより後に之平素の健かある御身体を傷け玉ふこと大方あらず或る時は御重症に罹らせ玉ひ御危篤ありと聞えしこともありしと云ふ故に此の後伊太利征討の役其他の戰場に臨ませ玉ふ時に之御容貌もいと瘦せ衰えて見えさせ玉ひしも畢竟此の初陣の御艱苦によりての事なり

其後「チエユリー宮におとしける時コロビッサマルと申す醫官が時

那翁航海日記

々發泡膏を帝の御胸に貼りしより次第に肉づかせられ其の御壯健も昔しにかへらせ玉ひぬ

又説く帝が土崙御在陣の頃に之通常の指揮官にておはせしかども此の役の全く勝利とならぬ以前に於て帝には最早將軍に昇進あるべき筈なりしと云ふ今ま其の事情を左に述べんに元來此の土崙港内には小ジブラルタルとも稱すべき岬強の切所あり或る時帝には此の切所を襲ひ取らんとて己に其の期日も定まり居たりしにジエゴミエー將軍之今暫く三日間は見合すべしとのことにて其期にまで至りしに又々延引せんとするの議あり然るに斯く延引するを見て國會議員頗る之を不可となし帝を召して事の委細を吟味したる上直ちにジエゴミエー將軍の職を罷め帝をして之に代らしめんとのことありしも帝には固く之を辞し玉ひて其儘に歸營せられジエゴミエー將軍の本陣に至りて右の次第を委細に語らせ玉ひ一刻も早く攻めかゝるべき旨を

那翁航海日記

忠告に及び玉へり畢竟帝が斯くまでに信義を立て玉ひしも日頃帝に
之深く將軍を愛敬し玉ひしによれるぞかし去る程に其夜の八九時頃
最早攻撃の準備全く整ひたる折りしも俄に國會の議の變じたるにや
攻撃の儀之先づ差扣えよとの沙汰ありたり然れど將軍には已に帝の
忠告によりて攻撃の覺悟一決したる上なれば斷然國會の指令に背き
敵軍へ攻めかゝりたり若し當時不幸にして事を誤り敗れを取ることに
あらば將軍之さらなり帝も共に御武運拙く斬罪に處せられ玉ひしな
らんと帝にも親しく御物語りありぬ實に當時の情勢として世上の輿
論并に國事を處分するにも一定すると云ふことなく其の雲雨覆朝
令暮改の状之大抵此の一例にても知らるゝなり
抑も此の役に帝を土崙へ指揮官として派遣せられしは其頃軍議會員
がフト砲兵局の机上にて帝の履歷書類を見たるに濫觴したるものな
りと聞く且つ説く帝が土崙に來らせ玉ふや未だ御若年の身の上にお

那翁航海日記

はすのみか之御階級の高からざるにも拘らず其威わりて猛けからざ
る儀表風采之自づと人をして敬服せしめ玉ひしかば程も亦く同輩中
の上位を占め玉ふまでに昇進せられぬ斯く纒かなる月日あるも能く
人をして敬服せしめ玉ひしは當時尙は隱味の時代ながら帝御一人は
衆に勝れて學識にも優に秀でさせ玉ひ萬事に其機を失はで英斷果決
に富ませ玉ひしに由れりぞ然れば土崙回復の一舉は全く帝の御方
寸に出てたりけるを當時の人々は更に之を知らざりしとなり抑も此
の役は前に述べし如く彼の小シブラルタルとも稱すべき要害之之を
取ると取らざるによりて敵味方の勝敗を決する場所なりしがゆゑ
に帝は必死の働きにて之を攻取り玉ひし後本陣にまゐられいと戦ひ
疲れたるジニゴミエー將軍に向ひて最早ゆるくと御休息あるべし
只今土崙は回復して候程に明後日と同港にまいられ御休息あるべし
と事もなげに申されける將軍にも帝が最初よりしての軍配は一とし

那翁航海日記

て其圖をえづさず今ま帝が實地に収められし結果とつゆ違えざりしかば將軍はほとく感^{かん}じ入りて是れよりますます帝を二なきものよと信愛するに至りける又其頃の事情を記るせし或書にも當時ジユゴミ^ミ氏が將軍として土崙に來りし折り其配下に一人の英才拔羣ある少年ありて末頼^{たの}しき者なりけり云々と見えたり後日にジユゴミ^ミ將軍がヒレ子^{ヒレ}オリアンタール^{リアンタール}(西班牙)地方へ赴きし時とても是非に帝をば同伴せんと周旋せしかども其事之叶はざりし然るについで西班牙國との和睦調ひジユゴミ^ミ將軍は更にオリアンタール^{リアンタール}より轉じて伊太利征討の爲めに出發せしが未だ幾程^{いくばく}もあくして帝には伊太利征討大元帥の職に任せられジユゴミ^ミ將軍も亦帝の配下^へ属することゝはなりぬ當時將軍は屢ば帝が不世出の英才にまします事共を人々に語りしかども未だ帝の御性質^{ごせいしやう}を能く知りし者なきが爲めに雖も將軍の言を信せざりしと云ふ

那翁航海日記

抑も帝が土崙港を攻撃して勝利を得玉ひしことを御心のうちには喜ばれしも此の功をもて左まで六かしきことなりとも思ひ玉まはず又其の翌年^{あつね}リルジョ^{リルジョ}に於ても感歎^{かんたん}すべき大勝利を得玉ひしかども帝は更に功に誇り玉ふ御氣色の見えざりし其役たる實に神速なる勝利にして嘗て佛人が二年以前より攻取^{せと}らんと企てし場所なるに帝は僅々四五日の間に之を攻め落されたり帝の或る時余に語り玉ふ様我れ始め^{はじめ}ブアデミール^{ブアデミール}月及びマンテノット^{マンテノット}に於て戦ひ勝ちたるが當時^{たうじ}自ら後來に大業を創^はむる人たらんとも思ひ寄らざりしが其の後に至りローヂ^{ローヂ}の戦に勝利を得たりし時に始めて我が材器を運用するに於て佛國政事上の舞臺^{ぶたい}に登りて大業を成すこと敢て難^{かた}きにあらずと思ひ立ちつゝ是れよりして我が大望の光燄を世に吐き出すことゝとなりたるあり

然れど帝がブアデミール^{ブアデミール}の役了りて後お内國軍の指揮官とあり玉

那翁航海日記

ひし頃には最早大膽たいたんある戦畧を企て玉ひしことありしもスミソンの和陸によりて其技倆を試むるに及ばずして止みぬ而して其の後レオバンの役に臨み始めて其の戦畧を實施し玉ひけり其の戦畧の書類、今日にも猶は政府の古書保存局に存在するなるべし

當時佛國人心の激昂して粗暴そぼうなることと世人の能く知る所あるが此の土崙港攻撃かうげきの頃には人々尤も殘酷ざんこくを極めたり土崙近傍の暴民等は自ら人民の代議士なりと名乗りて土崙へ亂入し來りし時の如きは其の狼藉ろうせきなること云ん方なし因て當時の軍人は大に此等の暴民の惡動を怨み惡みけり後日に帝が志を得玉ひし時にも或る讒者、帝を誣ふるに此頃の暴民に左祖し玉ひしことを申立てしと云ふ帝、此一件に就き曾て「此等の小人輩に向ふて兎や角辨するは大人氣なけれバ當時其儘に打ち捨て置きたりと余に語り玉へり果して帝の言の如く當時帝こそ之管に暴徒に左祖し玉はざるのみならず帝之軍中に在りても

那翁航海日記

又土崙造船所に在りても其の人々を畏服せしめ玉ひし御威勢を利用せられ當時暴徒の爲めに困くるしめられて漂泊へうはくする不幸の人々を多く救ひて御仁惠を垂れ玉ひぬ其の不幸なる人々の中にジャブリマンと稱ふる一族あり最初佛國の内亂を避けて外國に逃亡せしが再び歸郷の念ねんを生じて土崙に入り來るや忽ち暴民の爲めに捕虜とろとはなれり當時の國法にて妄あたりに外國へ逃亡したる後に歸り來る者は一切首を刎ぬべしとの條例ありしにより憐れ此の士族も枕を並べて刑場の露と消ぬなん有様なり然れば右の一族の者共は泣くく哀あわれみを乞へる様「畢竟我々は別に陰謀の企て等ありて歸國致せし者に之候はず何卒生命丈は御宥免ごゆうめん下されたし御宥免の上は決して佛國に足を止めず速かに外國に立ち退き申さんこそ此上もあき身の願に候と理りせめていと切に聞えけり若し當時帝の御俠氣により其の身の危難を忘れ玉ひて此の不幸の人々を救はるゝことのならせれば必ず皆むさくど斬り

那翁航海日記

殺さるゝ場合なりしも帝は之を見るに忍び玉はで筋かに其の人々を導きて小船に打ち乗せ人目にかゝらぬ様打拵せ我が持場軍艦に送る荷物ありと云ひなして虎口を救ひ出されける後日に帝の御運目出度御即位あらせられし後に此の族人等と其の再生の舊恩を忘れまらせず遙るゝと來りて帝に拜謁し深くも帝の御恩徳を謝し奉りしこそ殊勝あれ扱て右の一族の人々の申す様當時帝の御救を蒙むりし時帝より出船の命令書を出されしが其書面の我が手に入りしこそ命の親の記念なれと今に大切に秘め置くなり此の一條たる全くの事實にして現に救はれし人々の直話なれば疑ふべくもあらず帝に平生御自身に施し玉ひし御功德を他人に語り玉ふこともあきが故にいと感じまいらすべき御美談とても世に知られぬが多き中にも今日反つて其の御恩を蒙りし人々の口より世に傳へりし事共のあるぞかし又帝が土崙に赴任し玉ひて砲臺の指揮官となられし時其配下に人を

那翁航海日記

要することわりしを幸ひに舊友の方向未だ定まらざる人々を多く呼び寄せられて之を使役し玉ひけり最初と其の舊友の中にも身分の異なるもあり政事上の主義を同くせざる等にて帝の日頃と左まで親しく交り玉とざりし人々までも此時夫れゝに推擧して職にありつかせられける其中にガサンヂと云へる少佐を帝はマルセーユの造船長に任じ玉ひしが其の性質剛愎にして下を御するに嚴酷なりしと世の知れる所なり故に屢ば當時暴徒の爲めに攻撃を受け或時といと危き場合もありしが帝は豫め之を知り玉ひて其の危難を免るゝ様に救ひ出されしと云ふ

又説く帝にも亦此の暴徒中の劊手隊の爲めに屢は危難を蒙むり玉ひけり今其大畧を記るさんに當時の例として一砲臺を築く毎に軍中に在りて愛國者總代と稱する彼の暴徒中の一人より帝に其の名を請ひ申しけり或時帝と一の砲臺に「南部の愛國者」と云ふ名を附けられける

那翁航海日記

然るに斯く名つけらるゝならば當時南部の「フェデラリック」黨の同類ならんとの嫌疑を受くるは必定のことにて當時帝が有用の人物にておはさゞりせば之れが爲めに捕縛に逢ひ玉ひしこと疑ひなし嗚呼實に當時人心の狂暴にして殺氣勃々たる有様は奇か／＼筆紙に盡し難き程なりき帝は嘗て余に語らるゝ様當時マルセイユの海岸防禦の爲に出張中最も慘毒を極めし事のありき其は當時の豪商ユークなる者が暴徒の爲めに無慙の最期を遂げたるをバ親しく目撃しつるぞや此の豪商は當時八十四歳の高齢にて殆んど盲聾同様の老人なりしにも拘らず彼の暴徒の劊手隊は此者こそ外國に内通せる罪人なりと誣ひつゝ之を捕縛せり畢竟此の老人の斯る奇禍に罹りしと家に千八百萬「フラン」程の金を蓄ふるにより暴徒等は之を奪んどの目的にて斯くは口實を設けて非道を働きたるものなり扱て此の老人が白洲に引き出されし時に且つは悲しみ且つは願ひけると最早我身とて此世に長か

那翁航海日記

らぬ命なれど財産を全く御没入に相成りては至極難澁仕れば何卒五十萬「フラン」又は御引殘し下されたしとかき口説さしが何の情もあら／＼しく見す／＼其場にて身首處を異にしけり此の有様を我れ目撃せし時に之早や世も末に之なれりと思ひしぞと語り玉ひぬ因みに記す帝之平生何か御心にいたく憤りて堪へ難く見えさせ玉ふ折に之此の「早や世も末に之れり」と云ふ語を口癖の様お用ひさせ玉へることなるが前件の如きも亦其の一例なりと知るべし嗚呼當時此の暴徒の首魁たる者は誰ぞと問へば彼の國民代議院にてありけるなり

○九月七日より
同月九日に至る

艦内無事并に徒然の事○帝自から日記の原稿を
口授し玉ふ御決心の事

扱ても同じ様ある航海中の月日を送りつゝ皆其の身の暮し方とて何に一つかゝりたる事もなくて徒然を慰めかねしも唯余一人之毎日の課程として日記を草するが故に月日の過ぎ去ることに意識あれど余

那翁航海日記

も其他之手を束ねてうつら／＼浪の上に起き臥するまでのことなりし然れど毎日の午餐後には帝の御物語ありし既往の記事材料いと多かりしかば之を翌朝まで延す譯にもゆかずして筆取ることのいと忙しく爲めに思はずも憂き月日を送る便とはなりぬ兎角するうち帝には余が日々筆記に従事すること并に其目的の如何をも御承知あらせられ或日余が草稿を取寄せて御一覽ありしが余に向はせられて此は固より悪しきと云ふ書きふりにもあらねど又左までには有益の記事とも思はれず如何とあれば戦争の形勢などを唯一時の雑談によりて書き取りたるが故に其の眼目とも云ふべき戦畧の明細なる廉も不分明なりと詰り此と世人の徒然を慰むる日記体にして有益ある史料とは云ひ難しと評し玉ひしにより余は是を幸ひと心にうなづきつゝ余は謹んで帝に向ひ伊太利征討の事蹟を委細に御口授ありたじと願ひ奉らんとて然れば其儀にて候若し彼の世に名高き伊太利征討の始末を

那翁航海日記

逐一御直き御口授遊ばされ余之を承はるまゝに筆記致し之を後世に傳ひ申しなば實に古今に例なき一大快事にて佛國の名譽を表する記念碑とも申すべし且つ此の航海中は甚だ長き時間にも候へば徒らに無事に暮さんより毎日敷時間を限りて既往の活歴史を編纂するは我が君にも此上なき御なぐさみ草には候はずやと言上申せしに帝も左もこそとて彼の伊太利征討に付種々の御物語りありたる後にいよ／＼帝自ら御口授あることに決定しつゝ即ち一千八百十五年九日の夜より始めて余を御居間に召され先づ彼の土崙攻撃の御初陣より筆記せしめらる但し其記事の原稿は後段に出せる伊太利征討の紀に附録となせり

○九月十日より 恒信風の事并に夏至線の事
凡そ航海中に夏至線又冬至線の下に至る時は必ず一定の方向に吹き来る風に出逢ふべし之を恒信風と呼ぶ其の詳細の理由と學術上に

那翁航海日記

於て十分の説明ある事あり故に歐洲よりの航海にて赤道線に向ふて進行するに當り始め夏至線に達すれば此の恒信風北東より吹き來り次第に赤道線に近づくにつれて直東より吹き正に赤道線の下に達するや全く此の恒信風の吹き止む航海中此の所に至れば幾ば危険を見ることがあり已にして赤道線を乗り抜けて南すれば又東南より吹き來り又更に進んで冬至線を過ぐれば風の方向は最早一定することなくて歐洲近海の日和に異らず然れば歐洲より三厄里那に向ふて航海するには先づ東風を受けて大西洋に乗り出すを常とす固より又地理上より云ふも三厄里那を南に向ふて直航すること叶はねば最初之西航して迂回に其鐵路を取りつゝ遙かに夏至線以南を目的として進行し已でに夏至線以南に出で、風の方向一定せぬ所に達すれば是よりは唯喜望峯を目的として進行すれば又再び夏至線以北即ち恒信風の區域に入るを以て其東南より定に吹き風を追手として自ら三厄里那に送らる

那翁航海日記

の便利を有せんが爲めなりと云ふ抑も前に記せる南半球の中分線一に回歸線とも云ふ即ち夏至線の事なり(の外即ち恒信風の區域を出づるまでに南航するに二様の鐵路あり其一と英京綠林の經度廿度廿四度の間に於て船の方向を變ずるなり之を便利とする者の説に此の鐵路に由れば赤道線の直下に風なきの困難に逢ふにも及ばず但し此の鐵路を少しく迂回にして北亞米利加のブラジル地方を望までに進行するを要すれども此の航海之風力の強さが爲めに左まで時間を費すことなしと云々然るにコックブル又將軍之此の鐵路を不便ありとして之に反する目下の鐵路を取ることはなれり而して其方向は將軍自己の經驗によりて前説よりも更に東の方より進行せり其は北緯二度或は三度の邊にて方向變ずるが爲ありしとぞ將軍の説く斯く針路を取れば其目的とする三厄里那に進みつゝ夏至線に向ふて進行することを得るにより假令ひ同島に直

那翁航海日記

航すること能えざる始終恒信風を利用し其の區域外に出づるに及ばずして速かに其目的を達することを得るなりと
此の頃に至りて海上は西風に變じければ余等之不思議に思ひたるが將軍は少しく怪む氣色あくて箇様のこと度々ある例ありとて反て自説の確實なるを証したり此の時より他の帆足遅き船にて一切擣はず之を後に見つゝ眞一文字に進行せり但し本艦の速に其目的の地に達せんことを欲してあり

○九月十四日より
同十八日に至る

暴雨の事帝を誹議せし書藉の多く世上に發行したる事

此の兩三日以來は風力のいと弱く或之又全く風のあきたる時もあしが十六日に至りて俄に暴雨の降り來りしにぞ艦中一同に喜びあひけり抑も此の航海中已に熱帯に乗り込みてもマデール港を除くの外之左まで暑さも強からず先づ温和の氣候とや申すべし然るに此節とあ

那翁航海日記

りて之早や艦中用水に乏しくなりて皆なく困じ果てたる折りに此の暴雨に出逢しかば一同に喜びの眉を開き祝したる次第あり然れば艦中の人々は此の雨水を蓄えて飲料に供せんとて其混雑大方ならず水夫等之我れ先きにと小桶を持ち來りつゝ雨水を蓄ふ用意にこそかゝりける扱て此の暴雨の尤も劇しく降りしきりしは恰も帝が例の如く晚餐を終り玉ひて甲板上に逍遙あらせられし時なりしが帝之盆を傾るがく如き雨の中にも其歩を止め玉をす彼の世に名高き鼠色の外套を取り寄せて之を召させ玉ひけるが英人等之帝の外套を見奉りて皆窃かに賞歎して止まざる体なりき此の暴雨の中には余とヘルトラン將軍は始終帝の左右に付添ひ申せしが僅かに一時間ばかりにして雨も漸く小降りとありやがて帝にも御居間へ歸らせられしかば余濡れたる衣服を改めんと之を脱かんとせしに惣身濡れ通りて容易に脱きかへぬる程なりけり是日より兩三日の間は打ち續き雨しげく更に

那翁航海日記

晴間のなかりしか故に余爲めに暫く日記の筆を中止せでは叶はざりし如何にとなれば艦内の部屋は甚だ狭くして且つ濕氣の深きより何事も心にまかせず然りとて又甲板上に出ることも難かりしが爲めにぞある然れば余等此の航海中に曾て之れなき無聊の苦しみ覚えしと實に此の時の事なるべし余はあまりの徒然に堪えかねつゝ艦内の英國士官と談話などして辛らくも其日くを暮し居たり余は固より彼の士官等とは格別の惡意となりたるに之をわらねど唯日々の通常の談話をなして旅のうさを晴さんと試みたるまでなり元來當時の英人の佛國の情況并に佛人の氣風などには甚だ暗らかりし故兎角に之を知らんと心がけ居たりしと見え互に自國の事共を話し出すことに互に耳新しき心地せられて流石に驚かるゝことも少なからず余は彼の英人と君主政治の下に歲月を送り來りしが故に甚だ不活潑なる氣風なるに之深くも打ち驚きたるが英人等は又我が佛國の革命以來其の風

那翁航海日記

俗人氣の大に變化したるを聞く毎に驚歎して止まざりしあり或日余は例の如く艦内の上等士官と四方山の話の末に其士官が余に向ひて問ふ様には若し萬一此れより船を返へして佛國の海岸に投錨し卿等を彼地に上陸せしむる事とならば卿等と定めて甚しき恐怖を抱かるゝからんと云ふにぞ余は其は又如何ある次第よりして左様の問を起されしぞと問へば士官其之餘の儀ならば卿等が前王に従ふて本國を立ち去りし事並に卿等は舊政府の徽号を身に帯びらるゝが故に必ず新王の爲めに嚴重の譴責を蒙らるゝならん然れば定めて恐怖せらるゝに相違あしと聞くより余は形を改め此は怪しかる事共に自由を貴む英國人の御辞とも覺え申さず實にや卿等英人の心は殆んど腐敗したりと評するもよも過言には之れあるまじ畢竟貴國に於て往時革命の擧こそ世に英國人の名譽として稱せられしものあるが其の昔の時勢を以て今を見れば笑止千萬今や貴國の人心之皆君主政治

那翁航海日記

百八十四

の下に制せられて遂に腐敗したるものからめ斯く申す余等は之に反して近く革命の新空気を呼吸して未だ日を経ぬ者なれば其の爲めに非常の利益を得ること多かり現に卿等の申さるゝ所之余輩佛國人の思想とは全く反対あり第一に能く判然見られよ余輩は決して國王一箇の意見に由りて其生命をも左右せらるべき者からず唯國法のみ之を處分するの權あるなり然るに今卿が申されたる二ヶ條は國法に於ても一も有罪と認むべき者にあらずよしや又國法に背きたる者とすらんも其時に臨みて余輩を救護せらるゝと否とは貴國の責任にあるからんと存するぞや其理由と申す之曾て佛軍が大敗して巴里に域下の盟をあすに及び帝をバ外國へ追放しまゐらすべしと議せし時帝を自國に伴ひ歸りく飽くまで保護致すべしと發言ありし者と誰御座らふ即ち貴國のウエリントン將軍ならずや現に斯く公然と誓ひし辭のありながら若し余輩をしておめくんと死刑に處せしめたらんには實に

那翁航海日記

貴國政府に於ては未來永劫雪ぐことの叶えざる御恥辱とも申すべし且つ余輩は妄りに佗人に隨從して國を去りしには之れなく即ち前の帝王たりし御方に隨從したるは勿論なれども最早帝には其位を遜り玉ひし御身あれば余も亦最早前王たる人に隨從し來りし者と申されず畢竟卿等は愛情や忠實や俠義心にて爲す所の一個人の行爲と一般政党上の行爲とを混同して見らるゝ者と申すの外なし又第二には舊政府徽号の事を非難ありしが此等の儀に付きて之何にも卿等の左まで忌み嫌らはらる種の事とも存せず唯余輩は昔しの夢の名残として今日まで其身につけ居たるまでの事を元來誰れしも已が愛する所の物を手離すことは好む者やとある無理非道にも之を手離さしめんとすれば他より之を強迫するにあらずんば容易くは之を手離し申すまじ若し果して此の徽號が卿等の目に觸れ惡しと謂はるゝならば前日余輩の帶劔をも没取ありし時に何とて此の徽號をも併せて一度